

北上川上流地域森林計画書

(北上川上流森林計画区)

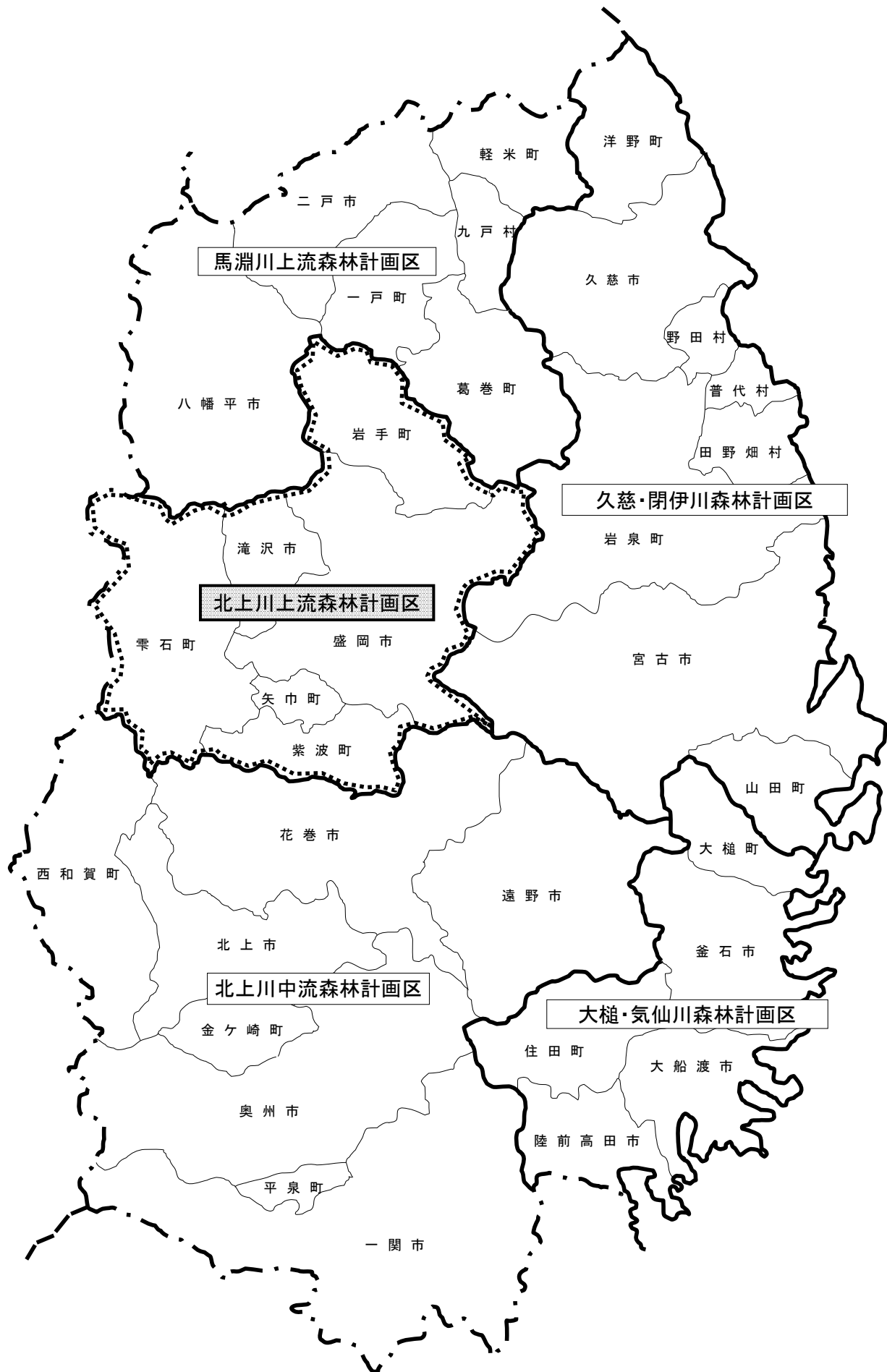
計 画 期 間

自 令和 8 年 4 月 1 日

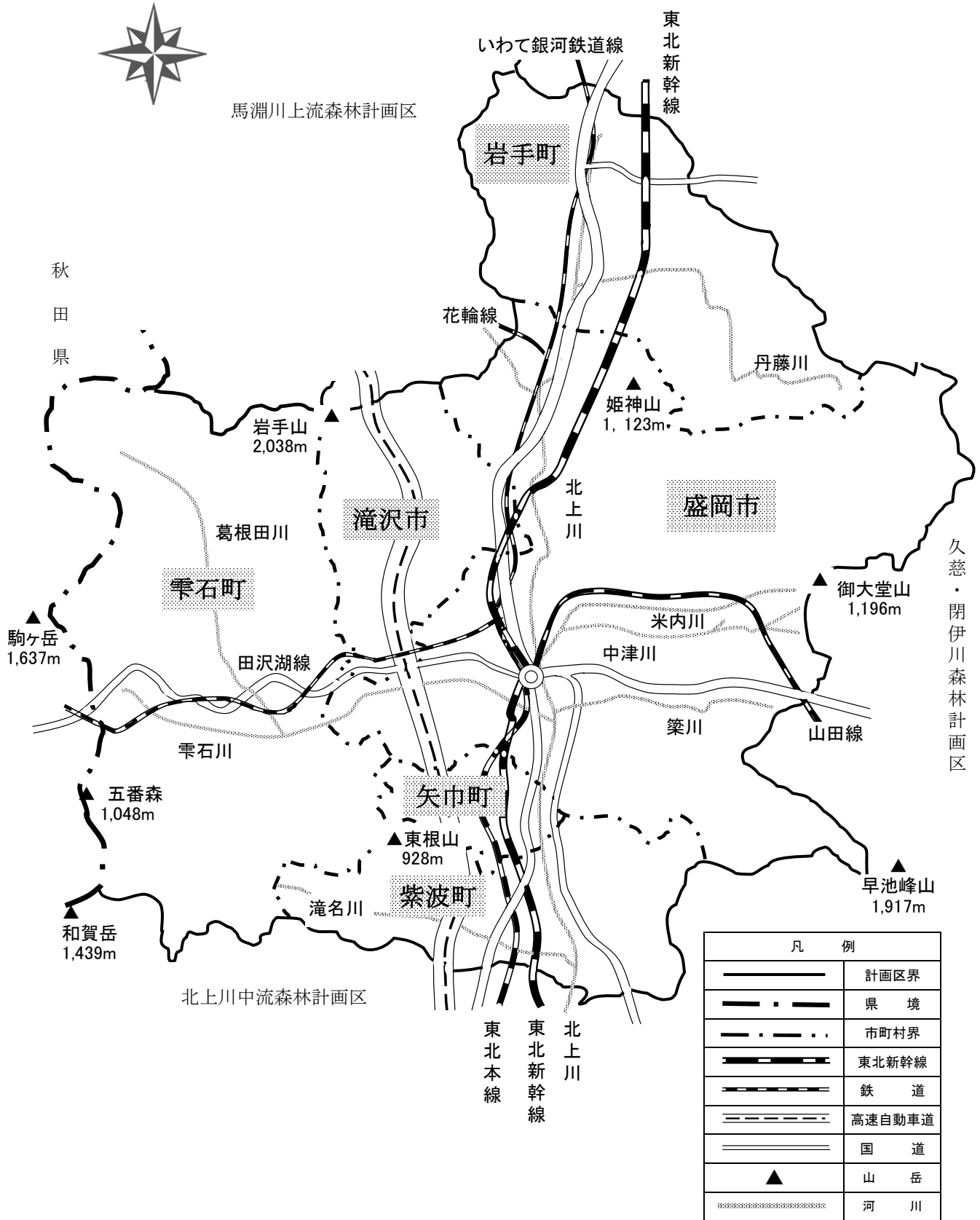
至 令和 1 8 年 3 月 3 1 日

令和 7 年度樹立

岩 手 県



北上川上流森林計画区概況図



担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職氏名

農 林 水 産 部	部	長	佐 藤 法 之
	林 務 担 当 技 監		砂子田 博
森 林 整 備 課	総 括 課 長		高 芝 俊 雄
	技術主幹兼計画担当課長		泉 憲 裕
	主 任 主 査		鈴 木 将 人
	技	師	菅 井 竣 矢
	技	師	森 航 大
	技	師	進藤 真由子

2 樹立従事期間

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 7 年12月23日

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概要	1
(1) 位置、地形	
(2) 地質、土壌	
(3) 気候	
(4) 社会経済的背景	
(5) 森林・林業の概況	
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	4
(1) 実行結果	
(2) 評価	
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	6
(1) 計画策定の基本方針	
(2) 施業方法別の森林整備	
(3) 目標設定の考え方	
4 主な計画量の概要	9
(1) 主伐等伐採立木材積	
(2) 造林・間伐面積	
(3) 林道の開設及び拡張	
(4) 保安林の指定又は解除	
(5) 治山事業	
5 本計画区内の特徴的な取組事例（トピック）	11
(1) 県産木材の利用拡大に向けた取組	
(2) 伐採作業の安全確保に向けた取組	
(3) 森林経営管理制度の推進	
(4) 原木しいたけの産地再生に向けた取組	

Ⅱ 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	13
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	14
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	14
(1)	森林の整備及び保全の目標	
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2	その他必要な事項	19
第3	森林の整備に関する事項	20
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	20
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	
(3)	その他必要な事項	
2	造林に関する事項	23
(1)	人工造林に関する指針	
(2)	天然更新に関する指針	
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4)	その他必要な事項	
3	間伐及び保育に関する事項	27
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	
(3)	その他必要な事項	
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	30
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
(3)	その他必要な事項	
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	34
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	

(5) 林産物の搬出方法等	
(6) その他必要な事項	
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	37
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(6) その他必要な事項	
第4 森林の保全に関する事項	40
1 森林の土地の保全に関する事項	40
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4) その他必要な事項	
2 保安施設に関する事項	45
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	
(3) 治山事業の実施に関する方針	
(4) 特定保安林の整備に関する事項	
(5) その他必要な事項	
3 鳥獣害の防止に関する事項	46
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2) その他必要な事項	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	47
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	50
1 保健機能森林の区域の基準	50

2	その他保健機能森林の整備に関する事項	51
(1)	保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	
(2)	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	
(3)	その他必要な事項	
第6	計画量等	53
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	53
(1)	計画期間総数（令和8年度～令和17年度）	
(2)	前半5年分の計画量（令和8年度～令和12年度）	
2	人工造林及び天然更新別の造林面積	53
(1)	計画期間総数（令和8年度～令和17年度）	
(2)	前半5年分の計画量（令和8年度～令和12年度）	
3	間伐面積	54
4	林道の開設及び拡張に関する計画	55
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	57
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3)	実施すべき治山事業の数量	
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	60
第7	その他必要な事項	61
1	保安林その他制限林の施業方法	61
2	その他必要な事項	69
(1)	森林関連情報の収集・精度向上の推進	
(2)	林地保全等に配慮した森林施業に関する取組の促進	

I 計画の大綱

1 森林計画区の概要

(1) 位置、地形

本計画区は、県の内陸部のほぼ中央に位置し、東は北上高地、西は奥羽山脈で秋田県と接し、その中間に北上川流域の平坦地を有する2市4町を包括する地域である。

北上川上流森林計画区の行政区域

単位 面積：ha

行政区域		区域面積
管轄県行政機関	市町村	
盛岡広域振興局	盛岡市、滝沢市、 雫石町、岩手町、 紫波町、矢巾町	234,451

資料：令和6年 全国都道府県市区町村別面積調

本計画区の地形は、西側に奥羽山脈、東側に北上高地、これらに挟まれた北上川沿いの丘陵及び平野の3地域に大別することができる。

岩手、秋田の県境部には奥羽山脈の1,000m級の山地が南北に連なり、東側に移行するにつれて次第に標高が低くなり、北上川沿いの低地帯へと変わる。北上川の支流である雫石川を境にして北部には、岩手山、駒ヶ岳等を中心とした火山山地、南部には東根山を中心とした山地地形が発達している。

北上高地の地形は一般に起伏が少なく、中央部には高原状の小起伏山地が発達している。その東西は比較的傾斜の急峻な起伏量の大きい山地地形となっており、本計画区においても標高700～800mにかけて早坂高原や外山高原など高原性小起伏山地がある。

また、北上川の支流に沿って発達した地形として、一本木周辺の火山性丘陵地と雫石盆地並びに北上川低地、滝名川の扇状地帯がある。

(2) 地質、土壌

奥羽山脈地域の地質は、新期火山噴出物や第三紀安山岩類、堆積岩などによって占められている。一方、北上高地の大部分は古生層を地質基盤とし、姫神山周辺には花崗岩類、また早池峰山周辺では蛇紋岩が古生層の基盤を貫き、その上部に小規模に分布している。火山性丘陵地においては、新期火山碎屑物で覆われている。雫石川以北の各火山山地の標高700～800m以下の山腹斜面及び裾野にかけて黒ボク土壌が広く分布する。このうち岩手山の北東部に当たる一本木から盛岡市好摩にかけては岩手山噴

出の火山砂礫層を介在する粗粒質の黒色土壌が分布する。

また、この地域では、標高が700～800m以上になると冷湿気候の影響によって生成されたポドゾルが出現するようになる。

雫石川以南の山地は、北部の火山山地に比べて地形の開析が進んでいて、分布している土壌は褐色森林土壌が主である。

北上高地の土壌母材は、古生層及びこれに貫入する火成岩類の風化物である。北上川沿いの標高200～500mの低地地区のうち盛岡以南は赤褐色系、黄褐色系の褐色森林土壌の分布が広がっているが、盛岡以北では同様の地形であっても黒色土壌の分布になっている。

(3) 気候

本県の気候は、緯度、経度、地形、海岸からの距離、海拔高度の違いによる各季節の気温、乾湿の変化から、三陸海岸、北上高地、内陸平野、西部山沿いの4つの気候地帯に区分されている。

本計画区は北上高地、内陸平野、西部山沿いの3気候地帯にまたがっている。

北上高地地域では、冬季の季節風による積雪量は奥羽山脈地域よりは全般に少ないが、標高の高い地区ではかなりの積雪がある。

北上川沿いの内陸地域は、奥羽、北上の両地域より降雪量は少ないが、気温の日較差や年較差の大きい内陸性気候の特徴を示している。

奥羽山脈地域は、冬季に季節風の影響を強く受ける地域で積雪量が特に多い。

(4) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の総面積は、県土の15.3%にあたる23万4,451haで、その内訳は、森林69%（民有林62%、国有林38%）、水田8%、畑6%、宅地4%である。

イ 人口の動態

本計画区の令和6年における人口は41万9,867人、世帯数は19万8,956世帯となっており、令和元年に比べ人口は3.7%減少、世帯数は3.2%増加している。

ウ 地域産業の概要

本計画区の令和2年における就業人口は、21万6,356人。産業別の割合は、第1次産業5%、第2次産業16%、第3次産業77%と、第3次産業の占める割合が高い。

産業別の割合を平成27年と比べると、第1次産業で0.8ポイント減少、第2次産業で0.6ポイント減少、第3次産業で1.1ポイント増加している。

また、令和4年度の総生産額は1兆6,554億円である。これは県全体の35%を占めている。

(5) 森林・林業の概況

本計画区の民有林面積は10万1千haで、民有林全体の13%、蓄積は2,359万m³で本県

民有林の12%を占めている。

なお、基準年次（令和2年度～令和6年度）間の林地の異動状況については、林地開発等により、552haの減少となっている。

本計画区の令和6年度における民有林の現況は、次のとおりである。

ア 針葉樹、広葉樹別の割合は、立木地面積9万7千haのうち針葉樹50%、広葉樹50%となっている。蓄積2,358万7千 m^3 のうち針葉樹71%、広葉樹29%となっており、蓄積は針葉樹の割合が高くなっている。

また、人工林率は、民有林面積の43%で県全体の41%を上回っている。

イ 針葉樹の樹種別割合は、針葉樹面積4万9千haのうちスギ33%、アカマツ33%、カラマツ32%、蓄積1,683万 m^3 のうちスギ43%、アカマツ31%、カラマツ22%となっており、面積ではスギやアカマツが、蓄積ではスギの割合が高くなっている。

ウ 所有形態別面積は、私有林が8万2千haで、計画区面積の81%を占め、次いで県有林10%、市町村有林9%となっている。

エ 林道等基幹路網の整備状況は、令和6年度末までに総延長で525km開設され、林道密度は5.2m/haで、県平均密度5.8m/haを下回っている。

また、林内道路延長は1,711kmとなっており、林内道路密度は16.8m/haで、県平均密度16.8m/haと同程度となっている。

オ 令和5年次の素材生産量（推定値）は12万4千 m^3 で県全体の10%となっており、このうち針葉樹は10万2千 m^3 、広葉樹は2万2千 m^3 となっている。

カ 木材市場や製材、プレカット加工等の木材流通・加工施設が整備されており、素材生産から加工・流通に至る体制のもと、木材供給が行われている。

キ 令和5年次の生しいたけ生産量は、原木84t、菌床190t、計274tとなっており、特に原木生しいたけの生産量は県全体の76%を占めている。

ク 松くい虫被害について、令和6年度の被害量は587 m^3 となっており、令和元年度から658 m^3 減少している。監視の強化や被害木の駆除、樹種転換の促進に加え、平成28年7月に岩手町内の国有林及び民有林内に防除帯を設置するなど、国や市町、林業関係団体等と連携し、被害防止に向けて取り組んでいる。

ケ 都南つどいの森や外山森林公園、滝沢森林公園など、利用者が気軽に森林とふれあうことができる施設が整備されている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 実行結果

本計画区の前計画（令和3年度～令和12年度）における前半5か年分（令和3年度～令和7年度）の主な計画の実行結果については以下のとおりとなっている。

計画事項	区分	前計画	実行	実行率
伐採	主伐材積	590 千m ³	472 千m ³	80 %
	間伐材積	400 千m ³	191 千m ³	48 %
	計	990 千m ³	663 千m ³	67 %
造林	人工造林面積	1,390 ha	1,003 ha	72 %
	天然更新面積	1,450 ha	2,464 ha	170 %
	計	2,840 ha	3,467 ha	122 %
間伐	間伐面積	6,820 ha	3,560 ha	52 %
林道開設	開設延長	5,500 m	—	—
	拡張延長	11,750 m	23 m	0 %
	計	17,250 m	23 m	0 %
保安林	指定面積	2,690 ha	388 ha	14 %
	解除面積	10 ha	—	—
治山事業	施行地区数	9 地区	9 地区	100 %

注 主伐の実行量は、令和3年次～令和5年次の実績に令和6年次～令和7年次の見込み量を加えたもの。

その他の実行量は、令和3年度～令和6年度の実績に令和7年度の見込み量を加えたもの。

単位未満を四捨五入しているため、区分の合計と計が一致しない場合がある。

(2) 評価

伐採材積について、伐期を迎えたカラマツを中心に伐採が進み、主伐材積は計画の80%となったもの、間伐材積は計画の48%の実行率となり、総量では計画の67%の実行率となっている。

造林については、伐採跡地への再生林の促進等により、人工造林面積で計画の72%の実行率となっており、加えて、天然更新が計画量を上回る結果となったことから、総量において計画量を上回る実行率となっている。

間伐については、県が策定した「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針」において間伐目標面積を設定し、目標達成に向けて取り組んでいるが、近年の国産材の需要拡大に伴う主伐の増加により、間伐を担う作業員を確保することが難しくなっていることなどにより、計画の52%の実行率となっている。

林道について、社会経済情勢による公共事業予算の削減や地域との調整に時間を要したことなどから、計画の0.1%の実行率となっている。

保安林の指定については、公益的機能の発揮が特に必要な森林について、保安林指定を推進し、計画面積の達成に向けて取り組んでいるが、森林所有者の理解が得られないなどの理由により、計画の14%の実行率となっている。

治山事業については、県が策定した治山事業四箇年実施計画（第３期 令和元年度～令和４年度）及び治山事業四箇年実施計画（第４期 令和５年度～令和８年度）に基づき取組を進め、計画量の 100%の実行率となっている。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林に対する県民の要請は、木材等の林産物の供給や水源の涵養^{かん}、県土の保全、保健・文化・教育的利用の場の提供、良好な生活環境を保全する機能の発揮に加え、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など多様化している。

本計画樹立に当たっての基本的な考え方は、令和3年6月に閣議決定された、「森林・林業基本計画」及び令和5年10月に閣議決定された「全国森林計画」に基づくとともに、本県森林の持続的な森林経営を促進する観点から次のとおりとする。

なお、この実行に当たっては、森林所有者、林業・木材業者、森林組合等のもとより、県民一人ひとりが受益者としての立場で、森林の育成に向けた主体的な取組を行うことが必要である。

(1) 計画策定の基本方針

ア 森林資源の循環利用

将来にわたり木材の安定的な供給を確保し、質的な資源の充実を図るため、保育・間伐等の森林整備を実施する。また、近年の木材需要に対応して伐採された跡地については、再造林等により確実な更新を図り、森林資源の循環利用を促進する。



イ 公益的機能に配慮した多様な森林整備

森林の有する公益的機能が十分発揮されるよう、保育・間伐等のほか、長伐期施業の導入、針広混交林や広葉樹林への誘導など多様な森林整備を促進する。



ウ 森林環境の保全の推進

県民の安全で安心な暮らしと豊かな環境づくりのため、森林の有する水源の涵養^{かん}、山地災害防止等の公益的機能を高度に発揮する森林について、計画的な保安林指定と保安施設事業を推進する。

また、自然環境や景観を維持する必要がある森林については、環境に与える影響に配慮した施業を行い、森林環境の保全に努める。

エ 林道等路網の整備

林道等路網整備の推進に当たっては、計画的な森林施業の実施と林産物の円滑な搬出等のため、効率的な路網配置やコストの縮減を図るとともに、自然環境の保全や景観との調和にも十分配慮する。

また、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、作業を行う林業機械や、傾斜に応じて林道(林業専用道を含む)及び森林作業道を適切に組み合わせた整備を促進する。



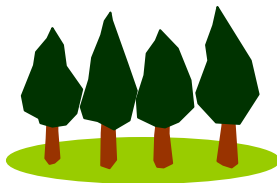
オ 森林施業の合理化及び林業の担い手育成

効率的かつ安定的な森林経営を図るため、森林経営計画作成への助言・指導や林内路網整備、高性能林業機械の導入などにより、低コストで効率的な作業システムの構築を促進するとともに、これを担う林業経営体の育成を進める。

(2) 施業方法別の森林整備

ア 育成単層林

地形、土壌条件、植生等の自然条件から見て、高い林地生産力が期待される森林等に対して、林業機械の導入や路網整備等の基盤強化を通じ、健全な森林の維持造成や木材の持続的な安定供給を図るため、伐採後の植栽や保育・間伐等の作業を積極的に実施する。



皆伐・植栽ほか

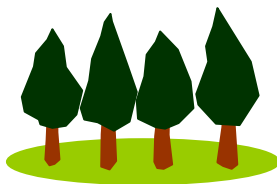


保育・間伐



イ 育成複層林

公益的機能の発揮に対する要請が高い森林や、成長量が低い森林等において、林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成するよう、自然環境に配慮した森林の形成を図る。



択伐・植栽ほか

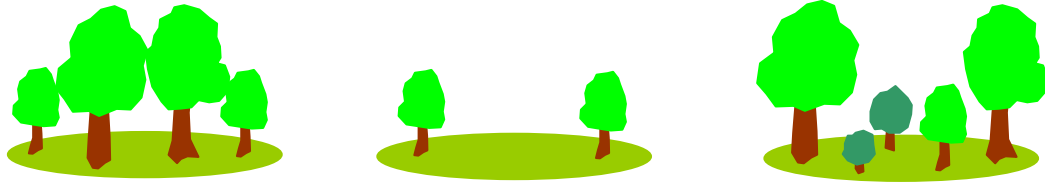


保育・間伐



ウ 天然生林

主として天然力の活用により多様で健全な森林を育成し、その中で公益的機能や木材生産機能等の発揮を図る。



(3) 目標設定の考え方

この計画の策定に当たっては、上記の基本的な考え方に沿って、森林に対する県民の多種多様なニーズに応えながら、全国森林計画に即し、他の計画区との調整を図り、森林整備や保全の目標、立木竹の伐採、造林、間伐、林道の開設等に関する事項を明らかにする。

なお、市町村においては、市町村森林整備計画の策定に当たり、本計画を指針として関係諸施策の実施状況を考慮し、森林施業の効果的な実行の確保が図られるよう配慮するものとする。

4 主な計画量の概要

本計画区における計画期間（令和8年度～令和17年度）の主な計画量については、全国森林計画で定める計画量に即し、次のとおりとする。

(1) 主伐等伐採立木材積

主伐及び間伐に関する伐採立木材積については、全国森林計画に即して以下のとおりとし、人工林が本格的な利用期を迎える中、森林の有する公益的機能の発揮と木材生産を両立させる森林経営の確立を目指すこととする。

また、長伐期化や針広混交林化を積極的に促進し、伐採方法については、皆伐から間伐・択伐への移行に努めることとする。

単位 材積：千 m^3

区 分	主 伐			間 伐
	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹
前 期 (R8-R12)	480	170	650	350
後 期 (R13-R17)	750	250	1,000	300
計 (R8-R17)	1,230	420	1,650	650

(2) 造林・間伐面積

造林については、全国森林計画に即して以下のとおりとし、伐採後は、人工造林又は天然更新によって速やか、かつ、適確な更新を図り造林未済地の発生を抑制する。

また、間伐については、利用間伐を促進する。

単位 面積：ha

区 分	造 林			間 伐
	人工造林	天然更新	計	針葉樹
前 期 (R8-R12)	1,700	1,500	3,200	6,100
後 期 (R13-R17)	2,600	2,100	4,700	5,220
計 (R8-R17)	4,300	3,600	7,900	11,320

(3) 林道の開設及び拡張

林道の開設及び拡張については、効率的な森林施業及び森林の適切な管理に必要な林道を計画的に整備する。

単位 延長：m

区 分	開 設		拡 張	
	路線数	延 長	路線数	延 長
前 期 (R8-R12)	2	3,400	6	7,930
後 期 (R13-R17)	11	10,000	－	－
計 (R8-R17)	13	13,400	6	7,930

注（ ）内の数値は、路線数のうち前期から継続のものであること。

(4) 保安林の指定又は解除

保安林については、保安林配備の現状を踏まえ、水源の涵養等森林の有する公益的機能の確保のため、必要のある森林について計画的に指定する。

単位 面積：ha

区 分	指定面積	解除面積	期末面積
前 期 (R8-R12)	2,680	－	30,675
後 期 (R13-R17)	2,680	－	33,355
計 (R8-R17)	5,360	－	

注 指定面積については、重複して指定する保安林面積の累計であること。

(5) 治山事業

治山事業の施工地については、災害に強い地域づくりや豊かな環境づくりのため、荒廃地や機能の低下した保安林を対象として、計画的に整備する。

単位 地区

区 分	保安林 整 備	山 地 治 山	地すべり	計
前 期 (R8-R12)	－	9	－	9
後 期 (R13-R17)	－	9	－	9
計 (R8-R17)	－	18	－	18

5 本計画区内の特徴的な取組事例（トピック）

(1) 県産木材の利用拡大に向けた取組

森林資源を有効に活用し、住宅や店舗等非住宅建築物での県産木材の利用拡大を図るため、建築事業者へのPRや木造住宅の施主となる県民への理解醸成が必要です。

そこで、盛岡広域振興局林務部では、建築事業者に県産木材の魅力を理解してもらうためのセミナー開催や国立競技場を手掛けた設計事務所などを招いた原木市場や製材工場の現場見学会を開催したほか、多くの方々に県産木材に触れていただくため、アカマツ材や広葉樹材を使用したテーブルやイスを盛岡バスセンターの待合室に設置するなど県産木材の利用拡大に向けた取組を行っています。

また、県では、10月の県産木材等利用推進月間に合わせ、ショッピングモール等において「いわて木づかいフェスタ」を開催するなど、県産木材を利用促進に取り組んでいます。



木材利用見学会（盛岡市本宮 ビバテラス）



盛岡バスセンターに設置した木製テーブル等

(2) 伐採作業の安全確保に向けた取組

盛岡広域振興局林務部では、若手林業従事者の作業技術の向上及び安全作業に対する意識醸成などを目的に安全伐倒競技会を開催しています。

競技会の配点は、簡易伐倒の精度による加点と危険行動による減点など、安全な伐倒作業が高得点となるように設定されており、労働災害を防止するための安全作業を強く意識した内容となっています。

競技会では、事前練習と比べて伐倒技術や安全意識の向上が見られたほか、令和6年度に新設した高校生の部に参加した生徒からは「今回の経験を進路に活かしたい」といった感想もあったことから、新規就労者の確保につながることが期待されます。



伐倒競技でチェーンソーを操作する出場者



高校生への競技会のルール説明

(3) 森林経営管理制度の推進

平成 31 年 4 月 1 日に施行された森林経営管理制度の取組は、北上川上流流域の市町においても森林環境譲与税を活用しながら進められています。

盛岡市では、集約化のまとまりを意識して区割りした 32 地域ごとに、施業が必要な森林を抽出した上で、地域の整備方針を作成し公表しているほか、令和 6 年度に市と林業経営体で構成する「盛岡市森林整備連絡会」を設置し、意向調査で斡旋を希望された森林情報等が共有され、市独自の補助事業を活用しながら森林整備が進められています。

また、紫波町では、林業経営に適する森林を林業事業体に斡旋し、それ以外を町が森林経営管理事業で整備する方針で取組を進めています。町に経営管理の委託を希望している森林は、現況調査を行い森林整備が必要な箇所について集積計画を策定し、市町村経営管理事業を行っています。意向調査が一巡し、必要な箇所の森林整備を実施した後は、小規模で路網がない条件不利地の森林について、町としての今後の森林管理の方針検討と作業道整備の計画策定を進めていく予定となっています。



盛岡市森林整備連絡会の開催状況



森林経営管理事業による保育間伐（紫波町）

(4) 原木しいたけの産地再生に向けた取組

東日本大震災津波による原発事故により、原木露地栽培の出荷制限など生産活動に大きな影響を受けた原木しいたけの産地再生を図るため、県では市町村や関係団体等と連携した取組を進めています。

盛岡広域振興局林務部では、価格高騰により調達が困難な状況となっている原木確保への支援、生産技術の向上を目的とした交流会の開催、試食販売会の開催や首都圏のスーパー等への売り込みなど販路の拡大に向けた取組を行っています。



生産技術交流会（岩手町）



イベント等でのしいたけ販売（盛岡競馬場）

Ⅱ 計画事項

第 1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積 : ha

区 分		面 積	備 考
総 数		101, 076	
市 町 村 別 内 訳	盛岡市	47, 933	
	滝沢市	5, 520	
	雫石町	16, 983	
	岩手町	21, 579	
	紫波町	8, 472	
	矢巾町	590	

注 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

2 本計画の対象森林は、森林法第 10 条の 2 第 1 項の開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く）、森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の森林の土地の所有者になった旨の届出及び森林法第 10 条の 8 第 1 項の伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く）の対象となる。

3 森林計画図の縦覧場所は、岩手県農林水産部森林整備課、盛岡広域振興局林務部及び関係市町とする。

4 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数が一致しない場合がある。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿は、以下のとおりである。

機能の区分	森林の望ましい姿	イメージ
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林	
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ治山施設が整備されている森林	
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	
保健・レクリエーション機能	身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林	

機能の区分	森林の望ましい姿	イメージ
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮する機能であるが、属地的に機能が発揮されるものとして、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林	
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、成長量が大きい森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、7つの機能（水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能）を基礎的な指標とする。また、それぞれの森林が有する機能に応じて、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業や経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

さらに、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化する。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針については、次のとおりとする。

機能の区分	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壤保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

機能の区分	森林整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置や気象条件からみて風害、霧害等の気象災害等を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

機能の区分	森林整備及び保全の基本方針
生物多様性保全機能	全ての森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。 このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

森林の有する多面的機能の発揮に向けて、(2)に定める「森林整備及び保全の基本方針」を踏まえ、以下のとおり誘導する。

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha 蓄積：m³/ha

区 分		現 況	計 画 期 末
面 積	育 成 単 層 林	47,405	45,851
	育 成 複 層 林	4,900	8,719
	天 然 生 林	48,770	46,506
森 林 蓄 積		233	237

注1 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林

2 育成複層林

森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林

3 天然生林

主として自然に散布された種子等により成立し、維持される森林

2 その他必要な事項

県及び市町村は、十分な連携のもと、発揮を期待する機能が高度に発揮されるよう、一体的な森林の整備及び保全に努める。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林施業を実施するに当たっては、第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の「計画量等」を踏まえ、次に掲げる事項によるものとする。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められる「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」についての指針は次のとおりとする。

なお、主伐に際しては以下の方法に加え、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とする。

ア 森林を伐採する際には、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため1か所当たりの伐採面積を現地の地形等状況に応じた面積とするとともに、伐採箇所の分散、帯状や群状といった伐採方法の多様化、伐期の長期化を図るほか、伐採後の的確な更新を確保するものとする。

伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するとともに、保護樹帯を積極的に設置することにより、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等を図るものとする。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとする。

イ 伐採後に発生する不要な端材や枝条は林地に還元することを基本とするが、大雨の際に下流に被害を与えるおそれがあることから、溪流敷においては溪岸の侵食高、植生の生育範囲等から推定される最大水位高からさらに2m程度の余裕高をもって溪流敷外へ搬出する。

ウ 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとし、伐採跡地が連続することがないよう適切な伐採区域の形状、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮することとする。

人工林の皆伐に当たっては、資源の保続、齢級構成の平準化に向けて再造林等が確実と見込まれる場所で行うものとする。

天然林の皆伐に当たっては、気候等の自然条件、一般的な林業技術及び所有者の森林経営状況からみて、伐採後に人工林の造成が確実な森林、または天然下種更新やぼう芽による更新が確実と見込まれる森林で行うこととする。また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。ぼう芽更新の場合には、優良なぼう芽を発生させるため、できるだけ11月から3月の間に伐採するものとする。

エ 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、材積に係る伐採率を 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

オ 伐採作業方法（施業）別の主伐時期等の目安は、次のとおりとする。

伐採作業の方法		樹 種	主伐時期の 目 安（年）	伐区の設定 方 法 等
択 伐	単木択伐作業	スギ アカマツ カラマツ 有用広葉樹	90 以上 80 以上 70 以上 100 以上	伐採率は 30%以下
	群状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	90 以上 80 以上 70 以上	1 伐区 20m×20mで 4 箇所/ha 程度以内
	帯状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	90 以上 80 以上 70 以上	伐採幅は高木の樹高 程度以内
皆 伐	長伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ケヤキその他 有用広葉樹	90 以上 80 以上 70 以上 100 以上	伐区の大きさは、土 砂の崩壊、流出に伴 い下流域に被害を及 ぼすおそれがない程 度とする。
	短・中伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ナラ類	50～65 45～60 40～55 25～30	

カ 森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木など、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

市町村森林整備計画で定める「樹種別の立木の標準伐期齢」についての指針は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採林齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとする。

なお、「標準伐期齢」は市町村森林整備計画で定められるものであるが当該林齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

単位 年

地 区	樹 種				
	ス ギ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
北上川上流	45	40	35	45	25

(3) その他必要な事項

ア 県土の保全や自然環境の保全等の公益的機能を維持増進する必要がある森林については、市町村森林整備計画において伐採の方法を特定し、環境に配慮した伐採を行うよう努める。

イ 将来の安定した森林資源の保続を目指し、「択伐や利用間伐の促進」、「効率的な施業の促進」を進め、伐採作業の主体を皆伐から択伐・利用間伐への移行を図る。

ウ 近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、生産性向上など花粉発生源対策の取組を促進する。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められる「人工造林の対象樹種」についての指針は、郷土樹種も考慮に入れて、森林計画区の自然条件、既往の造林地の生育状況、林産物の需要動向等を勘案のうえ、適地適木を旨として次のとおりとする。

なお、苗木の選定に当たっては、成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の導入及び増加に努めるものとする。

また、アカマツの人工造林に当たっては、松くい虫被害抵抗性アカマツ品種を植栽することとする。

対象樹種	スギ、アカマツ、カラマツ、造林実績のある有用広葉樹
------	---------------------------

市町村森林整備計画で上記以外の樹種を定める場合には、適地適木を旨とし、林業普及指導員等の指導を受けて定めるものとする。

また、森林所有者等が市町村森林整備計画に定める樹種以外の造林を行おうとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けることとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められる「人工造林の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとする。

(ア) 人工造林の植栽本数

a 皆伐後の植栽本数

主要樹種の植栽本数については、次の植栽本数を標準とし、自然条件や既往の植栽本数等を勘案して定めるものとする。

なお、植栽に当たっては、施業体系や生産目標の多様化を考慮し、現地の状況に応じた柔軟な植栽本数の選択について配慮することとする。

樹 種	ス ギ	アカマツ	カラマツ
植栽本数	3,000 本/ha	4,000 本/ha	2,500 本/ha
	〔疎～密〕 1,000～4,000 本/ha	〔疎～密〕 2,800～5,000 本/ha	〔疎～密〕 1,000～3,000 本/ha

市町村森林整備計画で上記の範囲を超えて標準植栽本数を定める場合には、確実な更新が図られるよう、林業普及指導員等の指導を受けて定めるものとする。

また、森林所有者等が市町村森林整備計画に定める標準的植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けることとする。

b 非皆伐後の植栽本数

複層林化や混交林化を図る森林では、疎仕立ての本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上の植栽本数となるように配慮する。

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

a 地拵えの方法

全面地拵え、筋地拵え、坪地拵えの方法の中から、支障となる植生の状況、地形、気象等の自然条件、対象物の量、更新の目的等に応じ最も適切なものを選定し行うこととする。

なお、地拵えの際に、溪流敷内に林地残材・枝条等を放置しないよう留意するとともに、大雨で流されないよう杭木により固定することとする。

b 植付けの方法

作業対象地の気象条件や土壌条件、苗木の特性・形状に応じ、活着及び植栽後の生育に最も有効とされる方法で適期に行うこととする。

c 低コスト造林の導入

効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた低密度となる本数の苗木の植栽、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業に努めるものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められる「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指針は、森林への早期回復により公益的機能の維持を図るため、次のとおりとする。

伐採の方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在などの対象森林の現況のほか、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新の対象樹種や標準的な方法等、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められる「天然更新に関する事項」についての指針は、「天然更新完了基準（技術指針）」（平成20年4月23日付け森整第91号）により、次のとおりとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

更新対象樹種は、全ての針葉樹、ホオノキ※、クリ※、ナラ類※、カエデ類※、ミズキ、ハリギリ、サクラ類※、ケヤキ※、クルミ類※、ブナ※等、将来樹冠を形成する樹種（高木性）とする。

※ ぼう芽更新が期待できる樹種

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

更新の種類は、ぼう芽更新及び天然下種更新とし、それぞれの森林の状況に応じて行う必要な更新補助の作業は次のとおりとする。

(ア) ぼう芽更新

根株又は地際部から発生しているぼう芽の優劣が区分できる時期（ぼう芽発生後4～7年目頃）に、一株あたりの仕立て本数2～5本を目安として芽かきを行うこととする。

また、目的樹種のぼう芽の状況や根株の配置等を勘案し、必要に応じて植え込みを行うこととする。

(イ) 天然下種更新

地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、「天然更新完了基準（技術指針）」（平成20年4月23日付け森整第91号）に基づき、伐採後おおむね5年を経過した時点で更新状況を確認し、更新完了を判断することとする。

エ 更新完了基準

(ア) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高がおおむね30 cm以上の稚樹、伐採時に残置した若齢木、ぼう芽枝等とする。

(イ) 完了した状態は、後継樹の密度がおおむね1 haあたり2,000本以上であることとする。

(ウ) 上記(イ)の条件を満たす面積の割合が対象地全体のおおむね6割を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施する。

(エ) 上記(イ)の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施する。

オ 更新調査の方法

(ア) 更新調査の時期は、伐採後おおむね5年経過時点とする。

(イ) 調査の方法は、原則として標準地調査とする。

ただし、現地が明らかに更新完了基準を満たしていると判断される場合は目視による確認のみで良いこととする。この場合は野帳に現地の写真を添付し、保管する。

a 1箇所あたりの標準地の大きさは、5 m×4 mとする。

b 標準地の数は、天然更新対象地全体が把握できるよう、下記を目安として現地の状況に応じて決定する。

天然更新対象地面積	1 ha 未満	2箇所以上
	1 ha 以上 5 ha 未満	3箇所以上
	5 ha 以上	5箇所以上

c 標準地は、現地の状況を把握するうえで平均的と見られる箇所を選択する。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び所在」は、市町村森林整備計画において定めることとし、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準」についての指針は、次のとおりとする。

森林の有する多面的機能を維持するため主伐後の適確な更新を確保することを旨とし、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況のほか、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況並びに森林の有する機能の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、天然更新が期待できない森林について定めるものとする。

(4) その他必要な事項

ア 再造林の促進

針葉樹人工林については、資源の保続や齢級構成の平準化に向け、適地適木を基本としながら、伐採後の再造林を積極的に促進する。

なお、カラマツは、合板・集成材としての需要が高く、資源の枯渇が懸念されることから、生育適地においては再造林を促進する。

さらに、花粉の発生源となるスギ人工林については、花粉の少ない森林への転換を行う花粉発生源対策の取組を促進する。

イ 広葉樹資源の持続的利用

広葉樹は、製紙用チップやしいたけ、木炭の原木として供給されており、資源を持続的に利用していくため、適期に伐採・更新を図るとともに、林地の保全など環境に配慮した施業を促進する。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定められる「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」についての指針は、森林計画区の標準的な森林の自然条件、既往の間伐の方法等を勘案し、立木の生育促進、森林の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、方法等を次のとおりとする。

また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。

樹 種	間伐の時期の目安	間 伐 時 期 (年)					備 考
		初 回	2 回 目	3 回 目	4 回 目	5 回 目	
ス ギ	間伐の実施時期は上層木の隣接する枝葉が重なりはじめて3年以内を目安とする。	19	25	33	46		
アカマツ		17	21	27	36	51	
カラマツ		16	21	29	48		

○ 間伐の方法

間伐の方法は原則として岩手県民有林林分密度管理図を利用することとし、材積間伐率は35%以下、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲で行うこととする。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画において保育を行う際の規範として定められる「保育の種類別の標準的な方法」についての指針は、立木の生育促進及び森林の健全化を図ることを旨とし、次のとおりとする。

樹 種	保 育 の 種 類	実 施 林 齢															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
ス ギ	下 刈	○	○	○	○	○											
	つる切							○				○					
	除 伐								○					○			
	枝打ち											○					○
アカ マツ	下 刈	○	○	○	○	○											
	つる切						○				○						
	除 伐							○								○	
カラ マツ	下 刈	○	○	○	○	○											
	つる切						○				○						
	除 伐								○							○	

○ 保育の考え方

保育作業	考え方
下 刈	目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととする。 また、その実施時期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとする。
除 伐	下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととする。 また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成することとする。

(3) その他必要な事項

ア 間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条を集積し、溪流敷に放置しないなど、災害の防止に努める。

イ 森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図り、利用間伐の定着を図る。

ウ 猛禽類の生息が確認されている地域においては、列状間伐を導入するなど生息環境の確保に配慮する。

エ 地球温暖化防止や循環型社会の形成に向けて、未利用間伐材の利用促進に努める。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は、水源の涵養^{かんよう}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「水源涵養機能維持増進森林」という。）、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」という。）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「快適環境形成機能維持増進森林」という。）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「保健文化機能維持増進森林」という。）、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産機能維持増進森林」という。）に区分し、発揮を期待する機能に応じた森林整備及び保全を図ることとしている。

本県における森林の機能区分は「生態系保全森林（悠久の森）」、「生活環境保全森林（ふれあいの森）」、「県土水源保全森林（ほぜんの森）」、「資源循環利用森林（循環の森）」の4タイプに区分している。

国が示す公益的機能別施業森林等との関連は、「保健文化機能維持増進森林」を「生態系保全森林（悠久の森）」に、「快適環境形成機能維持増進森林」を「生活環境保全森林（ふれあいの森）」に、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」と「水源涵養機能維持増進森林」を併せ「県土水源保全森林（ほぜんの森）」に、「木材等生産機能維持増進森林」を「資源循環利用森林（循環の森）」とする。

市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林等の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針は次のとおりとする。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の指針に準拠し、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

県の区分	区域の設定基準
生態系保全森林 (悠久の森)	・ 国立公園、国定公園、県立自然公園の特別地域 ・ 鳥獣保護区特別保護地区 ・ 県指定自然環境保全地域特別地区 ・ 民有林緑の回廊

県の区分	区域の設定基準
生活環境保全森林 (ふれあいの森)	「生態系保全森林（悠久の森）」以外の森林のうち、 ・ 保安林（飛砂防備、防風、潮害防備、防雪、防霧、防火、魚つき、航行目標、保健、風致） ・ 国立公園、国定公園、県立自然公園の普通地域等 ・ 都市計画法による風致地区 ・ 史跡名勝天然記念物にかかる森林 ・ 特別緑地保全地区、県指定環境緑地保全地域 ・ 生活環境保全機能又は保健文化機能が高位の森林
県土水源保全森林 (ほぜんの森)	「生態系保全森林（悠久の森）」及び「生活環境保全森林（ふれあいの森）」以外の森林のうち、 ・ 保安林（水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、なだれ防止、落石防止） ・ 保安施設地区、砂防指定地 ・ 急傾斜地崩壊危険区域 ・ 水源涵養機能又は山地災害防止機能が高位であつて、木材等生産機能が低位であり、かつ、傾斜 20 度以上、かつ、年平均成長量が 5 m³/ha 未満である森林

イ 施業の方法に関する指針

県の区分	国の区分	該当する森林	森林施業の方法
生態系保全主森林 (悠久の森)	保健文化機能 維持増進森林	- 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 - 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの - ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 - 希少な生物の保護のため必要な森林(択伐に限る。)	① 択伐による複層林施業を推進すべき森林 左記森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林 ② 複層林施業を推進すべき森林 左記森林のうち、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」以外の複層林施業を推進すべき森林
生活環境保全主森林 (ふれあいの森)	快適環境形成機能 維持増進森林	- 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 - 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 - 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林	③ 長伐期施業を推進すべき森林 左記森林のうち、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保が可能な上記①、②以外の森林 主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること。 なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。
県土水源保全主森林 (ほぜんの森)	山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	【地 形】 - 傾斜が急な箇所 - 傾斜の著しい変移点を持っている箇所 - 山腹の凹曲部等地表流水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所 【地 質】 - 基岩の風化が異常に進んだ箇所 - 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所 - 破碎帯又は断層線上にある箇所 - 流れ盤となっている箇所 【土壌等】 - 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所 - 土層内に異常な滞水層がある箇所 - 石礫地から成っている箇所 - 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに、皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小する。
		【地 形】 - 標高の高い地域 - 傾斜が急峻な地域 - 谷密度の大きい地域 - 起伏量の大きい地域 - 溪床又は河床勾配の急な地域 - 掌状型集水区域 【気 象】 - 年平均又は季節的降水量の多い地域 - 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 【その他】 - 大面積の伐採が行われがちな地域	
	水源涵養機能維持増進森林	上記以外の森林	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔を拡大する。

注1 区域内において各公益的機能の維持増進を図るための森林の区域が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めること。

2 次の森林は別途施業の方法に制限があることから、留意すること。

- 保安林、保安施設地区内の森林
- その他の法令により立木伐採に係る制限がある森林

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

県の区分	区域の設定基準
資源循環利用森林 (循環の森)	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する木材等生産機能の発揮を重視する森林で、(1) のアの区分(生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林)以外の森林

イ 施業の方法に関する指針

県の区分	国の区分	該当する森林	森林施業の方法
資源循環利用森林 (循環の森)	木材等生産機能維持増進森林	- 材木の生育に適した森林で、路網の整備状況等から効率的な森林施業が可能な森林 - 木材生産等機能が高位であり、自然条件等から一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林	木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備、機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。 また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の皆伐後は、原則として植栽による更新を行う。
	特に効率的な施業が可能な森林	木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力及び施業の効率性が特に高いと認められる森林	

注 1 木材等生産機能維持増進森林の区域が公益的機能別施業森林と重複する場合は、公益的機能の発揮に支障がないように定めること。

2 次の森林は別途施業の方法に制限があることから、留意すること。

- ・ 保安林、保安施設地区内の森林
- ・ その他の法令により立木伐採に係る制限がある森林

(3) その他必要な事項

なし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、Ⅱ第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮することとする。

なお、林道の整備については、森林経営計画作成森林等を主体に、効率的な森林施業や木材を輸送する車両の大型化等への対応を踏まえて推進することとする。

また、小動物が自力で脱出できる構造を有する側溝の設置や在来植生による緑化などにより、自然環境の保全に配慮しながら、森林の形態、森林整備状況等の諸条件、地元からの要望などを踏まえたうえで、地域の将来を見据えた整備を進めることとする。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	165	442
うち林業専用道	2	5

注1 林道等路網：一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」の総称

2 基 幹 路 網：「林道」と「林業専用道」の総称

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

路網開設に当たっては、「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」を目安として、林道、林業専用道及び森林作業道を利用形態や地形・地質等に応じ適切に組み合わせ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択する。

なお、自然条件等が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路 網 密 度	
			基 幹 路 網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110 以上	30 以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85 以上	23 以上
	架線系作業システム	25 以上	23 以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60〈50〉 以上	16 以上
	架線系作業システム	20〈15〉 以上	16 以上
急 峻 地（35°～）	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注1 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用すること。また、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

3 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

4 「急傾斜地」のく>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網整備等推進区域は、市町村森林整備計画における「路網整備等推進区域」の設定について（平成25年10月21日付け森整第500号森林整備課総括課長通知）により、林班ごとに傾斜、木材等生産機能、路網整備の現状等を勘案し、基幹路網整備と併せた効率的な森林施業を推進する区域とする。

区域の設定に当たっては、次の箇所について設定を検討することとする。

- ア 木材生産機能が高い森林（木材等生産機能維持増進森林のゾーニング区域）
- イ 森林経営計画が立てられている、又は予定がある森林
- ウ 林道・林業専用道等が整備されている、又は計画（開設・改良）予定の森林
- エ 特定間伐等促進計画が立てられている、又は予定がある森林

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針に則り開設すること。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、森林の更新や林地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行う。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

○ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

単位 面積：ha

区 分		森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	搬 出 方 法
総 数			8,687	
市 町 村 別 内 訳	盛 岡 市	83～88, 95, 100, 121, 124～125, 127～128, 136, 140～141, 143, 153～155, 158～159, 163～164, 167～168, 170～171, 181, 183, 192, 195～198, 200～211, 213～218, 220～223, 229～230, 234, 242, 264, 273～275, 278～279, 281～282, 284, 286, 297, 299, 303～304, 306～310, 316～318, 328～330, 332, 334～338, 345～347, 349～352, 356, 358～360, 362～374, 376, 384～387, 1001～1032, 1034, 1038, 1041～1042, 1050, 1052, 1058, 1060～1068, 1070～1103, 1105～1107, 1109, 1112～1113, 1116, 1120～1122, 1124～1127, 1250, 1254, 1263	5,041	立木の伐採等による林産物の搬出方法については、土砂流出等の災害が発生しないよう、架線集材等林地の保全に留意した搬出方法とすること。 また、やむを得ず搬出のため作業路を開設する場合でも、切土等の土工は必要最小限とし、必要に応じて防災施設の設置を行い、林地の荒廃及び下流域への災害を未然に防止すること。
	滝 沢 市	2, 16, 32, 36, 38, 40, 43, 45～47, 49～55, 62, 64, 66～68, 72～79, 82	232	
	雫 石 町	1, 3～5, 7～12, 15～16, 57～63, 72, 75～78, 82～84, 86～87, 89～92, 94～95, 99, 102, 104～107, 109, 112～117, 119, 121～125, 130, 137～142, 144～146, 148, 150～151, 155～156, 192～193, 205, 212～215, 218～228, 231, 233, 235～237, 239～242, 246～247, 251, 253～257, 267, 269～273, 275～276, 278, 280～281	1,149	
	岩 手 町	1～2, 7, 9～10, 19～20, 22, 38～41, 56～59, 63～66, 75～77, 79, 86～87, 97～99, 102～103, 108～114, 116, 121～123, 126, 129, 134～135, 151, 155～156, 164～165, 171, 173～176, 178～179, 188, 194～195, 197～209, 213, 241, 263～264, 267, 271～273, 287～289	1,363	
	紫 波 町	1, 8, 10～14, 17～20, 26～28, 34, 36, 40～43, 45～47, 49～51, 54～57, 59～63, 67～71, 73～75, 78～85, 88, 91, 93～95, 98～99, 103～104, 106～110, 113～114, 116～123, 129～135, 137, 145～147, 149～154	845	
	矢 巾 町	1～7	56	

注1 森林の所在は、当該林班の全部又は一部が該当するものであり、その詳細は森林簿による。

2 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数は一致しない場合がある。

(6) その他必要な事項

搬出のため森林作業道を開設する場合は、極力地形に沿った路線形とし、切土、盛土、及び捨土は必要最小限にとどめ、必要に応じて、法面の安定のための法面保護工、雨水及び溪流による浸食を防ぐための排水施設などを施工することにより、林地の荒廃や下流への土砂の流出を未然に防止する。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

流域内の市町村、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、森林経営管理制度の活用促進、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を次のとおり計画的かつ総合的に促進することとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 意欲と能力のある林業経営体等による施業集約化の促進

「岩手県意欲と能力のある林業経営体」など、長期にわたり持続的な林業経営と適正な森林管理を実現できる経営体による施業集約化や長期施業受委託を促進する。

また、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林関連情報の提供や森林経営計画作成等による施業集約化を担う森林施業プランナーの育成など、支援体制の整備に積極的に努めることとする。

イ 国有林との連携の促進

効率的な森林整備や路網整備のため、民有林と国有林が連携して取り組む森林施業の共同化のための団地設定を促進する。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については「岩手県意欲と能力のある林業経営体」に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度を活用し、経営管理の集積・集約化を進める。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業従事者の養成・確保

林業従事者の養成・確保を図るため、いわて林業アカデミーによる森林・林業の知識や技術の習得を支援するとともに、林業労働力確保支援センターによる段階的かつ体系的な研修等との連携により林業従事者のキャリア形成を支援する。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険や退職金共済制度への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し、労働環境の改善を図る。

幅広い人材の確保に向け、女性の活躍・定着の促進、多様な担い手の新規参入や

建設業等異業種との連携などに取り組む。

イ 意欲と能力のある林業経営体等の育成強化

長期にわたる持続的な森林経営の実現に向けて、ICTを活用した森林管理の省力化と、森林施業の集約化による事業量の安定的確保や生産性の向上などにより、「岩手県意欲と能力のある林業経営体」等の経営力強化を図る。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの普及・定着を促進するとともに、ICTの活用等により、木材の生産管理の効率化に努める。

また、傾斜等の自然条件や路網の整備状況等、地域の特性に応じて効率的な作業システムを展開できる技術者の養成を計画的に推進する。

ア 高性能林業機械の導入促進

生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械を利用した機械作業システムの構築を促進することとする。

導入促進に当たっては、オペレーターの養成、機械の共同利用の促進等を行うとともに、より効率的な森林施業のための路網整備になるよう、路網整備等推進区域の設定により、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせた路網整備を重点的に図ることとする。

なお、高性能林業機械の使用に当たっては、枝条の整理や林地のかく乱防止等森林の保全に配慮することとする。

イ 機械作業システムの目標

機械作業システムの目標は、地形や経営形態等の地域の特性に応じて、次のとおりとする。

区 分		車両架線系別	主な高性能林業機械
大規模	緩傾斜地	車両系	ハーベスタ（伐倒・造材）、フォワーダ（搬出）
	急傾斜地	架線系	タワーヤーダ（搬出）、プロセッサ（造材）
小規模	緩傾斜地	車両系	木寄ウィンチ付グラップル（搬出）、プロセッサ（造材）
	急傾斜地	架線系	スイングヤーダ（搬出）、プロセッサ（造材）

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 素材の安定供給体制の強化

意欲と能力のある林業経営体等の育成・強化や高性能林業機械導入、林内路網の整備などによる低コスト素材生産の促進及び関係団体等による県産木材供給連絡会議を通じて、大口需要者などへ向けた素材の安定供給体制の一層の強化に取り組む。

イ 木材加工事業体の育成・強化

需要者のニーズに対応した乾燥材等の品質が確かな製材品等の供給体制の整備を図るとともに、素材生産から製品加工に至るまでの事業体間の連携強化により外材や県外製材品等に対する競争力の強化に取り組む。

ウ 林産物の需要拡大

木材市場、合板工場、集成材工場等の連携により地域材の需要拡大を図るとともに、木質資源の多段階的利用を推進するため、土木用資材等として間伐材等の中小径材の利用を促進する。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

木質バイオマスについては、令和5年3月に策定した「いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針（第3期）」に即し、未利用間伐材や林地残材、製材工場等で発生する製材端材を利用するなど、未利用材の有効活用を促進する。

(6) その他必要な事項

流域森林・林業活性化センター等の活動を中心に、市町村、林業関係者、地域住民等の合意形成の下、川上から川下まで連携し、森林整備及び地域材の安定供給を総合的に促進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

○ 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	地 区 (林 班)				
総 数		40,729			
盛 岡 市	1～2, 4～69, 74～88, 90～102, 105～110, 116, 121～125, 127～129, 132～134, 136～137, 140～141, 143～144, 147, 152～155, 158～159, 161～164, 167～168, 170～179, 181, 183, 192～193, 195～211, 213～224, 229～231, 234, 238～240, 242～243, 245～247, 249～251, 257, 259～261, 263～264, 266～270, 272～276, 278～284, 286, 289～297, 299, 303～304, 306～312, 315～318, 320～322, 326～330, 332～338, 341～343, 345～352, 354, 356～377, 381, 384～387, 1001～1038, 1041～1053, 1058, 1060～1107, 1109, 1111～1113, 1116～1133, 1147, 1161～1167, 1186～1195, 1200, 1211～1219, 1222～1223, 1225～1232, 1235～1238, 1243～1245, 1248, 1250～1251, 1253～1254, 1257, 1263	19,437	1 保安林等制限林については、制限林の施業方法によることとする。 2 その他の区域（山地災害防止機能の高い森林）については、森林内の地表や土壌のかく乱及び林床の破壊の防止に留意することとし、伐採に当たっては、択伐、小面積皆伐等の施業が望ましい。また、搬出に当たっては、できるだけ積雪時の冬期搬出や架線集材が望ましい。	水かん 土流 土崩 干害 雪崩 保健	9,187 2,967 114 11 25 265
滝 沢 市	2, 8, 16～17, 21, 25～33, 35～38, 40, 42～56, 58～70, 72～83	1,371		水かん 土流 土崩 防風 水害 干害 保健	598 70 5 0 0 45 45
雫 石 町	1, 3～5, 7～12, 15～84, 86～95, 98～99, 102, 104～109, 112～119, 121～128, 130, 132～133, 135～146, 148, 150～158, 162～164, 167, 169～183, 185～188, 192～194, 197, 199～208, 211～215, 218～237, 239～248, 251, 253～263, 266～267, 269～273, 275～278, 280～285	8,584		水かん 土流 土崩 水害 干害 保健	3,658 2,887 66 2 69 69
岩 手 町	1～2, 6～7, 9～11, 14～15, 19～33, 37～41, 45～46, 52～54, 56～66, 70～71, 73～77, 79, 83～87, 89, 93～95, 97～100, 102～103, 106, 108～126, 128～129, 134～136, 150～151, 154～156, 162, 164～167, 169～171, 173～176, 178～185, 188, 193～195, 197～269, 271～275, 277, 284～285, 287～290	9,127		水かん 土流 土崩	4,983 1,710 202

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	地 区 (林 班)				
紫 波 町	1, 8, 10～22, 25～30, 34～36, 39～43, 45～47, 49～63, 67～71, 73～75, 78～85, 88, 91～96, 98～99, 103～110, 113～114, 116～123, 129～135, 137, 145～154	2, 111		水かん	542
				土流	88
				土崩	4
				干害	6
				保健	6
矢 巾 町	1～7, 14	98		土流	42

注1 制限林の種類名の略字は下記のとおりである。

水かん = 水源かん養保安林 土 流 = 土砂流出防備保安林 土 崩 = 土砂崩壊防備保安林
飛 砂 = 飛砂防備保安林 防 風 = 防風保安林 潮 害 = 潮害防備保安林
干 害 = 干害防備保安林 雪 崩 = なだれ防止保安林 魚つき = 魚つき保安林
保 健 = 保健保安林

2 備考欄の数字は重複する保安林面積である。

3 森林の所在は、当該林班の全部又は一部が該当するものであり、その詳細は森林簿による。

4 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数は一致しない場合がある。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

○ 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

単位 面積：ha

区 分		森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	搬 出 方 法
総 数			8,687	
市 町 村 別 内 訳	盛 岡 市	83～88, 95, 100, 121, 124～125, 127～128, 136, 140～141, 143, 153～155, 158～159, 163～164, 167～168, 170～171, 181, 183, 192, 195～198, 200～211, 213～218, 220～223, 229～230, 234, 242, 264, 273～275, 278～279, 281～282, 284, 286, 297, 299, 303～304, 306～310, 316～318, 328～330, 332, 334～338, 345～347, 349～352, 356, 358～360, 362～374, 376, 384～387, 1001～1032, 1034, 1038, 1041～1042, 1050, 1052, 1058, 1060～1068, 1070～1103, 1105～1107, 1109, 1112～1113, 1116, 1120～1122, 1124～1127, 1250, 1254, 1263	5,041	立木の伐採等による林産物の搬出方法については、土砂流出等の災害が発生しないよう、架線集材等林地の保全に留意した搬出方法とすること。 また、やむを得ず搬出のため作業路を開設する場合でも、切土等の土工は必要最小限とし、必要に応じて防災施設の設置を行い、林地の荒廃及び下流域への災害を未然に防止すること。
	滝 沢 市	2, 16, 32, 36, 38, 40, 43, 45～47, 49～55, 62, 64, 66～68, 72～79, 82	232	
	雫 石 町	1, 3～5, 7～12, 15～16, 57～63, 72, 75～78, 82～84, 86～87, 89～92, 94～95, 99, 102, 104～107, 109, 112～117, 119, 121～125, 130, 137～142, 144～146, 148, 150～151, 155～156, 192～193, 205, 212～215, 218～228, 231, 233, 235～237, 239～242, 246～247, 251, 253～257, 267, 269～273, 275～276, 278, 280～281	1,149	
	岩 手 町	1～2, 7, 9～10, 19～20, 22, 38～41, 56～59, 63～66, 75～77, 79, 86～87, 97～99, 102～103, 108～114, 116, 121～123, 126, 129, 134～135, 151, 155～156, 164～165, 171, 173～176, 178～179, 188, 194～195, 197～209, 213, 241, 263～264, 267, 271～273, 287～289	1,363	
	紫 波 町	1, 8, 10～14, 17～20, 26～28, 34, 36, 40～43, 45～47, 49～51, 54～57, 59～63, 67～71, 73～75, 78～85, 88, 91, 93～95, 98～99, 103～104, 106～110, 113～114, 116～123, 129～135, 137, 145～147, 149～154	845	
	矢 巾 町	1～7	56	

注1 森林の所在は、当該林班の全部又は一部が該当するものであり、その詳細は森林簿による。

2 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数は一致しない場合がある。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、森林の適切な保全と利用との調整を図ることとし、飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避ける。

また、土石の切取り、盛土その他の土地の形質を変更する場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用と森林の現況並びに土地の形質を変更する目的・内容を総合的に勘案しつつ、実施地区の選定を適切に行うこととし、次の事項に留意する。

なお、太陽光発電施設の設置に当たっては、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどから、許可が必要とされる面積規模や森林の適正な配置など開発行為の許可基準を適正に運用するとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

さらに、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

ア 土砂の流出又は崩壊その他災害の防止に関すること

- (ア) 土地の形質を変更する行為が現地地形に沿って行われること及び土砂の移動量が必要最小限度であること。
- (イ) 切土、盛土又は捨土を行う場合は、法面の安定を確保する工法で行うとともに、切土、盛土又は捨土を行った後に法面が生ずるときは、その法面の地質、土質、高さからみて崩壊のおそれのない勾配とすること。また、必要に応じて排水施設や小段の設置、又はその他の措置を適切に行うこと。
- (ロ) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が(イ)によることが困難であるか、若しくは適当でない場合、又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁又はその他の法面崩壊防止の措置を適切に行うこと。
- (ハ) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置を行うこと。
- (ニ) 土地の形質を変更する行為に伴い、相当量の土砂が流出し、下流流域に災害が発生するおそれがある場合には、先行して十分な容量及び構造のえん堤等の設置、森林の残置等の措置を適切に行うこと。
- (ホ) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を持つ排水施設を設置すること。
- (ヘ) 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置やその他の措置を適切に行うこと。
- (ニ) 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石防止柵若しくはなだれ防止柵の設置やその他の措置を適切に行うこと。

イ 水害の発生防止に関すること

現に森林の有する水害の防止機能に依存している地域において、土地の形質の変更により流量が増加し水害が発生するおそれがある場合は、洪水調節池の設置やその他の措置を適切に行うこと。

ウ 水源の確保に関すること

- (ア) 飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林において、土地の形質を変更しようとする場合、周辺における水利用の実態等からみて、水量を確保する必要があるときは、貯水池や導水路の設置又はその他の措置を適切に行うこと。
- (イ) 周辺における水利用の実態等からみて、土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置、その他の措置を適切に行うこと。

エ 環境の保全に関すること

- (ア) 土地の形質を変更する目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ、土地の形質を変更する箇所の周辺に、森林・緑地の残置又は造成を適切に行うこと。
- (イ) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、土地の形質を変更しようとする森林の区域内の適切な箇所に、必要な森林の残置又は造成を行うこと。
- (ウ) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないよう配慮すること。特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、土地の形質の変更により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また土地の形質の変更後に設置される施設の周辺に森林を残置、造成する等の適切な措置を行うこと。

(4) その他必要な事項

なし。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林に指定する必要がある森林について、保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業の実施に関する方針

地域住民の安全・安心を確保し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、災害の発生形態が変化していることを踏まえ、治山施設の整備や保安林機能が低下している荒廃森林を早期に復旧する治山事業を計画的に進めるとともに、豪雨、地震、地すべり等により山地災害が発生した場合には、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

なお、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置や、渓流域での危険木の伐採等の実施に際しては、流域治水の取組との連携を図るものとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林を特定保安林として指定するとともに、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。

特に、造林、保育、伐採、その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図るものとする。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導を適正に行う。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害発生のおそれがある森林について、被害状況等を把握できる「森林生態系多様性基礎調査」の調査結果を基礎データとし、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）を設定するものとする。

その際、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき県が定めている各種計画、その他対象鳥獣害による森林被害の情報等を参考とするものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置や当該対象鳥獣の捕獲等の鳥獣害防止対策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとする。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害防止対策の実施状況については、必要に応じて、現地調査や各種会議での情報交換、森林所有者等からの情報収集等によりモニタリングを行い、その結果を踏まえ、効果的な鳥獣害防止対策の実施を図るものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策について、松くい虫によるマツ枯れやカシノナガキクイムシによるナラ枯れ等の森林被害の拡大を防止するため、監視体制の強化を図り総合的かつ計画的に被害対策を推進する。

また、被害対策の推進に当たっては、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとする。

ア 松くい虫被害対策の方針

被害状況に応じた地域区分毎の対策の方針は次のとおりとする。

地域区分	被害状況	対策の方針
未被害地域	被害がない地域	監視の徹底により、被害の早期発見・早期駆除を図る
先端地域	被害発生地域の先端に位置し、被害が微弱な地域	被害の徹底駆除により、未被害地域化を図る
隣接地域	先端地域と高被害地域の間位置し、発生区域が限られ被害量が増加しつつある地域	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は感染源の駆除を行うとともに、樹種転換を積極的に推進し未被害地域への伝播を防ぐ
高被害地域	被害の発生が長期にわたり被害量が特に多く、区域的にも拡散している地域	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は樹種転換を積極的に推進し被害の分断化を図る

(ア) 松林の機能区分に応じた効果的な被害対策の実施

被害対策の実施にあたっては、松林の機能に応じた適切な防除方法を選択して、効果的な被害対策に努めるものとする。松林の機能区分毎の防除方法は次のとおりとする。

機能区分	松林機能	防除方法
高度公益機能森林	保安林として指定された松林及びその他公益機能が高い松林であって他の樹種からなる森林によってはその機能を確保することが困難な松林であって、防除措置の徹底により、将来にわたって松林として保全すべき松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除、衛生伐等）
被害拡大防止森林	被害対策を緊急に行わなければ、高度公益機能森林又は未被害地域の松林に被害が拡大すると認められる松林であって、樹種転換の推進を基本としつつ、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除、衛生伐等）

地区保全 森 林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき森林のうち、高度公益機能森林への拡大を防止する措置を実施することが適当な松林であって、高度公益機能森林の周辺の松林で、一定のまとまりをもって保全を図ることが必要かつ可能な松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除、衛生伐等）
地区被害拡大防止森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき森林のうち、地区保全森林以外の松林であって、地区保全森林の周辺で樹種転換を計画的に推進することを基本とし、樹種転換が終了するまでの間は暫定的に駆除措置を実施する松林	樹種転換、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除、衛生伐等）

(イ) 松林の健全化

被害が微少な松林においては、被害木の駆除とあわせ被圧木、雪害木等の不良木及び枯れ枝等感染源の徹底除去と処理を行い、健全な松林を育成し、その機能の維持を図るものとする。

伐採に当たっては、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」（令和5年2月27日付け森整第745号）に定められた伐採方法、時期等に配慮し、伐採木が松くい虫の感染源にならないよう適切に行うものとする。

(ウ) 樹種転換の実施

被害が著しい松林や標準伐期齢に達した松林について、高度公益機能森林や地区保全森林への被害の感染源を除去するため、植生の遷移を考慮しながら、積極的に他の樹種へ転換（松くい虫抵抗性松を含む。）を図るものとする。

松の混交率が低く、当該松を除去しても森林の機能を維持できる広葉樹林等では、感染源の除去を行うため、生立木除去を行うものとする。

(エ) 松くい虫被害木の有効利用

被害木は、現場状況に応じ、積極的に破砕（チップ化）処理を行い、製紙用や燃料用としての利用を促進するものとする。

チップ以外に利用が可能な被害木については、「松くい虫被害木等の利用駆除ガイドライン」に基づき、計画的かつ適切な管理のもとで利用を促進するものとする。

イ ナラ枯れ被害対策の方針

被害が未発生の地域では、被害地域からの被害侵入を防止するため、監視体制を整備し早期発見に努めるとともに、被害木が発見された場合は、カシノナガキクイムシが羽化脱出するまでに駆除を実施し、被害の拡大、定着を阻止するものとする。

被害地域やその周辺地域では、ナラ類の伐採を進め、若返りによる森林の健全化と被害木のチップ化による駆除を推進するものとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害対策については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、鳥獣との共存にも配慮するものとする。

そのため、適時適切な間伐の実施、広葉樹林や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るとともに、個体数調整等の実施状況を踏まえながら、防護柵の設置等による被害対策を実施する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の大部分は人為的原因によることから、関係者が連携して巡視を強化するとともに、入山者、農業者等への啓発を行うこととする。

延焼防止に資する防火帯を兼ねた路網の整備や、適切な間伐の実施が林野火災を予防する上で有効な対策であることから、計画的に整備を行うものとする。

また、森林またはその周囲1kmの範囲内で、立木竹や雑草、堆積物等を面的に焼却する場合は、森林法第21条の規定に基づく市町村の長による許可を受けて行うよう指導を徹底する。

(4) その他必要な事項

なし。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備を一体的に推進することにより、森林の有する保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画で定める「森林の保健機能の増進に関する事項」についての指針は、次のとおりとする。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の区域は、保健文化機能の高い森林のうち、次に掲げる基準に基づき設定するものとする。

- (1) 湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林のうち、多様な樹種、林相からなり、明暗、色調に変化を有する森林、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観を構成している森林等の保健機能の高い森林であること。
- (2) 地域の実情、利用者の意向等を踏まえ、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行い、森林資源の総合的な利用を促進することが適当であること。
- (3) 施業の担い手となる森林組合等が存在し、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業が可能であること。
- (4) その森林の区域内における森林保健施設整備の状況及び見込み等からみて森林所有者の意向等による施設の整備が行われる見込みのあること。
- (5) 森林保健施設の設置により、その森林が現に有する保健機能以外の県土保全等の諸機能に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業は、森林の有する保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴い低下する水源の涵養、県土保全等の機能を補完するため次の点に留意するものとする。

ア 造林

原則として、育成複層林にあつては、これを維持するための造林を推進すること。育成単層林、天然生林にあつては、必要に応じて樹下植栽、受光伐、間伐等を行うことにより育成複層林への誘導を推進すること。

イ 保育

森林の有する諸機能の保全等とともに、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこと。

ウ 伐採

自然環境の保全と景観の維持向上を図るため、原則として、皆伐以外の方法とすること。

エ その他

(ア) 保健機能森林の有する優れた自然景観等の特色を踏まえた多様な森林の施業を行うこと。

(イ) 森林の所有者、森林組合等森林施業の担い手が連携して森林の施業を行うこと。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、各種の施設を適切に整備することによって、森林の有する保健機能の増進が適切に図られるよう努めるものとする。整備する施設の具体的内容としては、多数の利用者が見込まれる次の施設とする。

(ア) 休養施設	【森林を利活用した快適性の増進のための施設】 休憩施設、森林浴施設、展望施設及びこれらに類する施設
----------	--

(イ) 教養文化施設	【森林を利活用した学習活動、美術、工芸等の活動のための施設】 森林博物館、樹木園、林業体験学習施設、野外劇場及びこれらに類する施設
(ウ) スポーツ又はレクリエーション施設	【森林を利活用したスポーツ施設又はレクリエーションに資するための施設】 野営場、遊歩道、広場、フィールド・アスレチック、サイクリングロード、クロスカントリースキー場、バードウォッチング施設、ロッジ、キャビン、バンガロー及びこれらに類する施設
(エ) 宿泊施設	【森林への滞在及び森林内の活動の利便性を増進するための施設】 貸し別荘、ペンション及びこれらに類する施設
(オ) これらの施設の利用上必要な施設	【(イ)から(エ)までに掲げる施設の利用上必要な施設】 販売施設、飲食施設、駐車場、案内施設、管理施設及びこれらに類する施設

(3) その他必要な事項

ア 保健機能森林の管理及び運営の指針

森林の保全と両立した森林の有する保健機能の増進が図られることを旨とし、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて次の点に留意するものとする。

- (ア) 森林の巡視、施設の保守点検等日常の管理を通じて、森林の保全及び森林保健施設の維持・管理を行うとともに、これらの実施体制の確立に努めること。
- (イ) 利用者の防火意識の啓発等山火事の未然防止に努めるとともに、防火体制の整備及び防火施設の設置を図ること。
- (ウ) 安全施設の設置等利用者の安全及び交通の安全確保と円滑化に努めること。

イ 保健機能森林における建築物の高さの指針

施設に係る建築物の高さは、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高）未満とすること。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(1) 計画期間総数（令和8年度～令和17年度）

単位 材積：千m³

区 分		総 数			主 伐			間 伐		
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数		2,300	1,880	420	1,650	1,230	420	650	650	－
市町村別 内訳	盛岡市	1,117	875	242	819	577	242	298	298	－
	滝沢市	128	109	19	101	82	19	27	27	－
	雫石町	414	357	57	310	253	57	104	104	－
	岩手町	395	326	69	282	213	69	113	113	－
	紫波町	208	177	31	128	97	31	80	80	－
	矢巾町	38	36	2	10	8	2	28	28	－

(2) 前半5年分の計画量（令和8年度～令和12年度）

単位 材積：千m³

区 分		総 数			主 伐			間 伐		
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数		1,000	830	170	650	480	170	350	350	－
市町村別 内訳	盛岡市	482	385	97	322	225	97	160	160	－
	滝沢市	55	47	8	40	32	8	15	15	－
	雫石町	178	155	23	122	99	23	56	56	－
	岩手町	172	144	28	111	83	28	61	61	－
	紫波町	94	81	13	51	38	13	43	43	－
	矢巾町	19	18	1	4	3	1	15	15	－

2 人工造林及び天然更新別の造林面積

(1) 計画期間総数（令和8年度～令和17年度）

単位 面積：ha

区 分		計画期間総数（R8～R17）		
		総数	人工造林	天然更新
総 数		7,900	4,300	3,600
市町村別 内訳	盛岡市	4,090	2,020	2,070
	滝沢市	460	280	180
	雫石町	1,370	890	480
	岩手町	1,340	750	590
	紫波町	600	330	270
	矢巾町	40	30	10

(2) 前半5年分の計画量（令和8年度～令和12年度）

単位 面積：ha

区 分		前半5年分の計画量（R 8～R 12）		
		総数	人工造林	天然更新
総 数		3,200	1,700	1,500
市 町 村 別 内 訳	盛 岡 市	1,670	800	870
	滝 沢 市	180	110	70
	雫 石 町	550	350	200
	岩 手 町	550	300	250
	紫 波 町	240	130	110
	矢 巾 町	10	10	-

3 間伐面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	
		計 画 期 間 総 数 (R 8～R 17)	前 半 5 年 分 の 計 画 量 (R 8～R 12)
総 数		11,320	6,100
市 町 村 別 内 訳	盛 岡 市	5,100	2,750
	滝 沢 市	500	250
	雫 石 町	1,800	1,000
	岩 手 町	2,100	1,150
	紫 波 町	1,400	700
	矢 巾 町	420	250

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km、面積：ha

開設/ 拡張	種 類	区 分	位置 (市町村)	路 線 名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備 考
開 設	自 動 車 道	林 道	雫 石 町	夜 明 沢	2.50	206	－		
				小 杉 沢	1.50	141	－		
		計		2 路 線	4.00				
		前 期		0 路 線	－				
		後 期		2 路 線	4.00				
		林 道	紫 波 町	夏 梨	2.10	59	－		
				内 方	2.50	110	○		
				大 内 渡	0.40	96	－		
				ト ゲ 沢	0.53	121	－		
				川 崎	0.54	79	－		
				新 山	0.53	105	－		
				大明神馬の子	0.75	190	－		
				外 野	0.30	32	－		
				木 戸 脇	0.53	73	－		
				黒 森	0.32	74	－		
				大明神2号	0.90	47	○		
		計		11 路 線	9.40				
		前 期		2 路 線	3.40				
		後 期		9 路 線	6.00				
		計 画 区			合 計	13 路 線	13.40		
前 期	2 路 線				3.40				
後 期	11 路 線				10.00				

単位 延長：km、面積：ha

開設/ 拡張	種 類	区 分	位置 (市町村)	路 線 名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備 考
拡 張	舗 装	林 道	盛 岡 市	狼 峠	1.63	53	○		
				一 盃 森	0.82	203	○		
	改 良			砂 子 沢	0.01	312	○		
				米 内 川	0.04	5,248	○		
		計		4 路 線	2.50				
		前 期		4 路 線	2.50				
		後 期		0 路 線	-				
	改 良	林 道	雫 石 町	小 志 戸 前 川	0.01	684	○		
		計		1 路 線	0.01				
		前 期		1 路 線	0.01				
		後 期		0 路 線	-				
	改 良	林 道	紫 波 町	鍵 掛 峠	5.42	584	○		
		計		1 路 線	5.42				
		前 期		1 路 線	5.42				
		後 期		0 路 線	-				
計 画 区			合 計	6 路 線	7.93				
			前 期	6 路 線	7.93				
			後 期	0 路 線	-				

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
総数（実面積）	33,355	30,675	
水源涵養のための保安林	23,958	21,528	
災害防備のための保安林	8,943	8,693	
保健、風致の保存等のための保安林	454	454	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半5年分		
指定	水源かん養	盛岡市	浅岸	530	365	水源の涵養	
			上米内	202	139		
			下米内	37			
			新庄	663	457		
			繫	98			
			乙部	61			
			大ケ生	174	120		
			手代森	61			
			湯沢	15			
			砂子沢	111	76		
			川目	236	163		
			根田茂	209	144		
			梁川	211	145		
			藪川	22			
			川又	53			
			馬場	111	77		
		滝沢市	大沢	30			
			篠木	40			
	養	雫石町	御明神	192	132		
			橋場	61			
			上野	80	55		
			西安庭	239	165		
			南畑	180	124		
			鶯宿	55			

單位 面積：ha

指定／解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市 町 村	区 域		う ち 前 半 5 年 分		
指 定	水 源 かん 養	岩 手 町	一 方 井	184	127	水 源 の 涵 養 ^{かん}	
			江 刈 川	151			
			大 坊	93			
			沼 宮 内	167			
		紫 波 町	赤 沢	140			
			佐 比 内	174			
			土 舘	178	123		
			山 屋	66			
		矢 巾 町	岩 清 水	10			
			和 味	26	18		
		計		4,860	2,430		
		前 期		2,430			
		後 期		2,430			
		災 害 防 備	盛 岡 市	浅 岸	103		64
	上 米 内			39	24		
	下 米 内			7			
	繫			19			
	川 目			46			
	根 田 茂			40	25		
	梁 川			41	25		
	雫 石 町		御 明 神	37	23		
			橋 場	12	7		
			鶯 宿	11			
	岩 手 町		沼 宮 内	32	20		
	紫 波 町		赤 沢	27	17		
			佐 比 内	34	21		
			土 舘	34	21		
			山 屋	13			
	矢 巾 町		和 味	5	3		
	計			500	250		
	前 期			250			
	後 期			250			
	合 計			5,360	2,680		
	前 期		2,680				
	後 期		2,680				

単位 面積：ha

指定／ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市 町 村	区 域		う ち 前 半 5 年 分		
解 除							
		計		-			
		前 期		-			
		後 期		-			
		合 計		-			
		前 期		-			
		後 期		-			

注 該当がないものは「-」で示した。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指 定 施 業 要 件 の 整 備 区 分				
	伐 採 の 方 法 の 変 更 面 積	皆 伐 面 積 の 変 更 面 積	択 伐 率 の 変 更 面 積	間 伐 率 の 変 更 面 積	植 栽 の 変 更 面 積
水源かん養	-	100	7,190	7,190	7,190
災 害 防 備	50	100	5,240	5,240	5,240
保健、風致 の 保 存 等	-	-	180	180	180
計	50	200	12,610	12,610	12,610

注 該当がないものは「-」で示した。

- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

单位	地区
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

種類	森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数		主 な 工 種	備 考
	市 町 村	区 域		う ち 前 半 5 年 分		
山 地 治 山	盛 岡 市	綱 取	1	1	溪 間 工	
		上 平	1	1		
		米 内 川	1	1		山 腹 工
		畑 井 野	1	1		
		北 久 保	1	1		
		飛 鳥	1		溪 間 工	
	雫 石 町	志 戸 前 川	1	1	溪 間 工	
		赤 沢 川	1	1		
		白 川 沢	1	1		
		八 丁 野	1			
		天 川	1			
		栃 坂 沢	1			
		湯 の 沢	1			
		小 志 戸 前	1			
		篠 ケ 川 原	1			
	岩 手 町	丸 泉 寺	1		溪 間 工	
	紫 波 町	上 山	1		溪 間 工	
	矢 巾 町	南 昌	1	1	溪 間 工	
	計		18	9		
	前 期		9			
後 期		9				
合 計	合 計		18	9		
	前 期		9			
	後 期		9			

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期
該当なし。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
水源 かん 養 保 安 林	盛岡市 (土流) (保健) (県立二) (県立三)	4～63, 67～68, 82～84, 91～94, 106～109, 132, 172～179, 218, 245, 266～270, 272, 280, 289～296, 320, 346, 348, 350, 357, 372～375, 377, 381, 1045～1051, 1053, 1111, 1128, 1133, 1161, 1164, 1166～1167, 1186～1195, 1200, 1211～1219, 1222～1223, 1225～1231, 1235～1237, 1257	9187.31 (10.35) (113.47) (31.56) (73.57)	別紙1の とおり	注3 参照
	滝沢市	8, 17, 54, 56, 58～63, 69～70	597.84		
	雫石町 (砂防指定)	5, 17～18, 31～33, 37, 56, 62～76, 79, 81, 93～94, 135～136, 162～164, 167, 169～182, 185～188, 197, 199～205, 221, 229～232, 234～237, 239, 242～245, 256～263	3658.38 (3.99)		
	岩手町 (土崩)	14～15, 19, 21, 24～33, 70～71, 83～84, 89, 93～95, 180～185, 211～225, 227, 233～235, 238～242, 246～261, 269	4982.79 (3.59)		
	紫波町	12～13, 19～22, 28～30, 34, 39～41, 58, 73, 98	542.37		
	種類計 (土流) (土崩) (保健) (砂防指定) (県立二) (県立三)		18968.69 (10.35) (3.59) (113.47) (3.99) (31.56) (73.57)		
	盛岡市 (水かん) (保健)	1～2, 7, 11～12, 22, 24, 26, 51, 56～57, 59, 61～69, 74～78, 80～81, 85～86, 88, 90～91, 96～99, 101～102, 105, 110, 116, 122, 124, 129, 133～134, 161～162, 198～199, 201～202, 205, 208～211, 213, 243, 246～247, 249～251, 257, 259～261, 263～264, 266, 269～270, 275～276, 281～284, 307～308, 311～312, 320～321, 326, 1042～1045, 1127, 1129～1133	2,967.03 (10.35) (126.48)		
	滝沢市 (防風)	25～26, 74	69.68 (0.33)		
	雫石町 (史跡名勝)	5, 9～10, 12, 18～30, 34～36, 38～58, 63～64, 74～78, 80, 86, 89～90, 108, 114～116, 122～124, 152, 194, 255, 271	2,886.99 (2.09)		
	岩手町	97～98, 114～120, 135, 150～151, 165～167, 193～194, 217, 221, 226～232, 236～237, 240～246, 269, 274～275, 277, 284～285	1,710.38		
流出 防備 保安 林	紫波町	8, 10, 12～13, 25, 40, 42～43, 45～47	88.11		
	矢巾町	1, 4, 14	41.90		
	種類計 (水かん) (防風) (保健) (史跡名勝)		7,764.09 (10.35) (0.33) (126.48) (2.09)		

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
土砂崩壊防備保安林	盛岡市	206, 224, 230～231, 239～240, 286, 326～327, 345, 356	114. 48	別紙１の とおり	注３ 参照
	滝沢市	74, 82	5. 01		
	雫石町	89～90, 99, 107, 121, 194, 206～208, 211, 225～226, 240～241, 247～248	66. 19		
	岩手町 (水かゝん)	154, 169～171, 210, 218, 220～221, 236, 238, 246～247, 261～262, 265～266, 268～269, 287, 290	201. 97 (3. 59)		
	紫波町	19, 107～108	3. 84		
	種類計 (水かゝん)		391. 49 (3. 59)		
防風保安林	盛岡市 (県立三)	1134～1135, 1137, 1163	11. 47 (11. 47)		
	滝沢市 (土流)	26	8. 96 (0. 33)		
	岩手町	69, 81	30. 01		
	紫波町	1, 49	2. 32		
	種類計 (土流) (県立三)		52. 76 (0. 33) (11. 47)		
水害防備保安林	滝沢市	81	0. 33		
	雫石町	98, 107, 143	1. 80		
	種類計		2. 13		
干害防備保安林	盛岡市	341	11. 23		
	滝沢市 (保健)	36	44. 88 (44. 88)		
	雫石町 (保健) (史跡名勝)	151～152	68. 71 (68. 71) (68. 39)		
	紫波町 (保健)	43	5. 54 (5. 54)		
	種類計 (保健) (史跡名勝)		130. 36 (119. 13) (68. 39)		
なだれ林防止保安	盛岡市	250～251	25. 49		
	種類計		25. 49		

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
保 健 保 安 林	盛岡市 (水かん) (土流) (鳥保護)	66, 79, 377, 1132, 1237	326.89 (113.47) (126.48) (77.95)	別紙1の とおり	注3 参照
	滝沢市 (干害)	36	44.88 (44.88)		
	雫石町 (干害) (史跡名勝)	151～152	68.71 (68.71) (68.39)		
	紫波町 (干害)	43	5.54 (5.54)		
	種類計 (水かん) (土流) (干害) (鳥保護) (史跡名勝)		446.02 (113.47) (126.48) (119.13) (77.95) (68.39)		
	盛岡市 (急傾斜)	208, 213, 238	3.93 (0.06)		
	滝沢市	50～52, 64～65, 78～79	26.55		
	雫石町 (水かん)	80～82	30.06 (3.99)		
	岩手町	116, 118～119, 134	8.75		
	紫波町	14～16	14.65		
砂 防 指 定 地	種類計 (水かん) (急傾斜)		83.94 (3.99) (0.06)	別紙2の とおり	
	雫石町	118, 121	151.40		
	種類計		151.40		
国 立 公 園 第 三 種 特 別 地 域	盛岡市 (水かん)	1136～1138, 1147～1148, 1150, 1152～1162, 1164, 1167～1174, 1176～1185, 1203～1206, 1238, 1240, 1242～1243, 1248	2,304.68 (31.56)		
	種類計 (水かん)		2,304.68 (31.56)		
県 立 自 然 公 園 第 二 種 特 別 地 域	盛岡市 (水かん)	1136～1138, 1147～1148, 1150, 1152～1162, 1164, 1167～1174, 1176～1185, 1203～1206, 1238, 1240, 1242～1243, 1248	2,304.68 (31.56)		
	種類計 (水かん)		2,304.68 (31.56)		

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
県立自然公園第三種特別地域	盛岡市 (水かん) (防風)	1069, 1133～1137, 1139～1152, 1159～1167, 1179, 1247～1248	2, 451. 10 (73. 57) (11. 47)	別紙2の とおり	
	種類計 (水かん) (防風)		2, 451. 10 (73. 57) (11. 47)		
鳥獣保護区特別保護地区	盛岡市 (保健)	66, 79～80	87. 65 (77. 95)		
	滝沢市	35	8. 50		
	種類計 (保健)		96. 15 (77. 95)		
都市計画法区による風致地	盛岡市 (急傾斜)	123, 135, 225	60. 02 (0. 04)		
	種類計 (急傾斜)		60. 02 (0. 04)		
史跡名勝天然記念物にかかる森林	滝沢市	22～23	115. 81		
	雫石町 (土流) (干害) (保健)	151～152, 165	185. 80 (2. 09) (68. 39) (68. 39)		
	岩手町	4, 9, 59	16. 52		
	種類計 (土流) (干害) (保健)		318. 13 (2. 09) (68. 39) (68. 39)		
	滝沢市	19, 24～25	17. 05		
県指定自然環境保全地域特別地区	種類計		17. 05		

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
県環境緑地保全地域	滝沢市	36	6.28	別紙2のとおり	
	雫石町	119～120	101.71		
	種類計		107.99		
急傾斜地崩壊危険区域	盛岡市 (砂防指定) (都市風致)	123, 137, 209, 213	8.61 (0.06) (0.04)		
	雫石町	255	0.87		
	岩手町	135	0.49		
	種類計		9.97		
	(砂防指定)		(0.06)		
	(都市風致)		(0.04)		

注1 制限林の種類名の略字は下記のとおりである。

水かん	= 水源かん養保安林	砂防指定	= 砂防指定地
土流	= 土砂流出防備保安林	国立三	= 国立公園第3種特別地域
土崩	= 土砂崩壊防備保安林	県立二	= 県立自然公園第2種特別地域
防風	= 防風保安林	県立三	= 県立自然公園第3種特別地域
水害	= 水害防備保安林	鳥保護	= 鳥獣保護区特別保護区
干害	= 干害防備保安林	都市風致	= 都市計画法による風致地区
雪崩	= なだれ防止保安林	史跡名勝	= 史跡名勝天然記念物にかかる森林
保健	= 保健保安林	県環特	= 県指定自然環境保全地域特別地区
		県環緑	= 県環境緑地保全地域
		急傾斜	= 急傾斜地崩壊危険区域

2 市町村欄の（ ）書きは重複する他の制限林の種類であり、面積欄の（ ）書きはその面積の内数である。

3 表の備考の記載は下記のとおり

備考

ただし、平成13年度以前に指定した保安林で法改正による指定施業要件を変更していない保安林の指定施業要件は下記のとおりである。

1 択伐

伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは10分の3とする。）を乗じた材積とする。ただし、保安林の指定後最初に行う択伐にあつては、指定箇所ごとに定められている率を乗じた材積とする。

2 間伐

伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の2を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

3 植栽

立木を伐採した後において当該伐採地が植栽によらなければ的確な更新が困難と認められるものについては、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、満1年以上の苗をおおむね1ha当たり3,000本以上の割合で均等に分布するように植栽しなければならない。なお、樹種については各保安林ごとに定められているものに限る。

別紙 1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	(1) 主伐に係るもの イ 水源の涵養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。 ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。 ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 (2) 間伐に係るもの イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	(1) 主伐に係るもの イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。 ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 (2) 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。
3 植栽	(1) 方法に係るもの 満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 (2) 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 (3) 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。

森林法施行令第4条別表第2 抜粋

別紙２ 自然公園等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	択伐とする。 伐採を行う場合は、「砂防法施行条例」第５条の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
国立公園 第３種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。 木竹に損傷を及ぼす行為等については、「自然公園法」第20条第３項の規定に基づき環境大臣の許可を受ける必要がある。
県立自然公園 第２種特別地域	１ 択伐法 (1) 伐採が行われる森林の最少区域ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。 (2) 伐採の対象となる木竹の林齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りではない。 (3) 公園事業に係る施設及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺において行われる場合にあっては、単木択伐法によること。 ２ 皆伐法 (1) 伐採の対象となる木竹の林齢は、択伐法と同様とする。 (2) １伐区の面積が２ヘクタール以内であること。ただし、樹冠疎密度が３を超え保残木を残す場合又は利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りではない。 (3) 当該伐区が更新して５年を経過していない皆伐による伐区に隣接していないこと。 (4) 利用施設等の周辺において行われるものでないこと。 木竹を伐採する場合は、「県立自然公園条例」第10条第４項の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
県立自然公園 第３種特別地域	伐採の方法は、国立公園第３種特別地域と同様とする。 木竹を伐採する場合は、「県立自然公園条例」第10条第４項の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
鳥獣保護区 特別保護地区	１ 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その他の森林にあつては伐採種を定めない。 ２ 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要と認められる特定の樹木については禁伐とする。 ３ 皆伐できる面積の限度は、当該特別保護区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の５倍とする。 ４ 一定限度以上の木竹を伐採する場合は、「鳥獣の保護及び猟銃の適正化に関する法律」第29条第７項の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
都市計画法による 風致地区	１ 皆伐 皆伐後の成林が確実に認められ、伐採区域の面積が１ヘクタールを越えないこと。 ２ 皆伐以外の伐採 建築物の建築その他工作物の建築または宅地の造成等の行為をするために必要最小限の伐採、森林の択伐または森林区域外の伐採であり、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なう恐れが少ないこと。 ３ 木竹を伐採する場合には、風致地区内の建築等の規制に関する条例第３条に基づき知事の許可を受ける必要がある。
史跡名勝天然記念物 にかかる森林	指定の目的に応じた施業を行う。 史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をする場合は、「文化財保護法」第125条第１項の規定に基づき文化庁長官の許可を受ける必要がある。
県指定自然環境保全地域 特別地区	１ 30%以内の択伐とする。ただし、森林の群落構成に大きな変化を招くおそれの少ない場合は、例外として２ヘクタール以内の皆伐を行うことができるものとし、伐区はつとめて分散することとする。 ２ 特別地区内の野生動植物保護地区については、禁伐とする。ただし、森林の群落構成に大きな変化を招くおそれの少ない場合は、単木択伐をできるものとし、択伐率は現在蓄積の10%以内とする。 ３ 木竹を伐採する場合は、「岩手県自然環境保全条例」第15条第４項の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
県環境緑地保全地域	伐採は、自然環境の保全に支障をおよぼさないよう配慮して行うものとする。 木材を伐採する場合には、「岩手県自然環境保全条例」第23条に基づき知事に届出を行う必要がある。
急傾斜地崩壊危険区域	択伐とする。 伐採を行う場合は、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」第７条の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。

2 その他必要な事項

(1) 森林関連情報の収集・精度向上の推進

県は、森林所有者に対する適切な森林施業等の指導や、森林経営計画の作成に必要な情報提供等を行うため、森林関連情報の収集・精度向上を推進する。特に、森林所有者情報については、森林法の一部改正により、平成 24 年 4 月以降、新たに森林の土地の所有者となった者は市町村長への届出義務が課せられたことから、市町村と情報の共有化を図るほか、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく土地売買届出、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査の成果等について情報収集に努める。

(2) 林地保全等に配慮した森林施業に関する取組の促進

県は、近年、記録的な豪雨による災害が全国各地で頻発していることを踏まえ、土砂の流出等による災害を未然に防止するため、林業事業体等が作成する伐採等に関する行動規範などの参考となる「伐採・搬出・再造林ガイドライン」（令和 3 年 3 月 26 日）を策定し、市町村や林業関係団体・林業事業体に対し周知を図るとともに、林地残材の適切な取扱いなど災害防止に向けた指導を行ってきたところであり、引き続き、市町村や関係団体と連携し、ガイドラインに掲げる具体的な項目を遵守するよう林業事業体に対し徹底していく。

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha、比率：％

区 分		区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率
			総数②	国有林	民有林	②／①×100
総 数		234,451	162,868	61,792	101,076	69.5
市町村別内訳	盛 岡 市	88,647	64,688	16,755	47,933	73.0
	滝 沢 市	18,246	7,315	1,795	5,520	40.1
	雫 石 町	60,882	48,769	31,786	16,983	80.1
	岩 手 町	36,046	26,963	5,384	21,579	74.8
	紫 波 町	23,898	13,545	5,073	8,472	56.7
	矢 巾 町	6,732	1,588	998	590	23.6

注1 区域面積は、全国都道府県市区町村別面積調（令和6年）による。

2 国有林面積は、東北森林管理局による林野庁所管面積（官行造林を含む）。

3 単位未満を四捨五入しているため、各値の計と総数が一致しないことがある。

(2) 地況（気候）

単位 気温：℃、降水量：mm、積雪量：cm

観測地	気 温			年間降水量	最深積雪量	最多風向
	最 高	最 低	年平均			
盛 岡	35.5	-11.4	11.8	1,411	35	南
好 摩	34.8	-16.0	11.4	1,258	-	南南西
藪 川	30.5	-22.1	7.4	1,623	-	西南西
滝 沢	-	-	-	1,698	-	-
雫 石	34.3	-17.3	10.7	1,650	66	西
紫 波	35.2	-15.1	11.6	1,299	-	南

注 気象庁アメダスデータ（2020～2024年）の平均値による。

(3) 土地利用の現況

単位：ha

区 分		総 数	森 林	農 地			そ の 他	
				総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地
総 数		234,451	162,868	32,564	18,320	14,244	39,019	8,501
市町村別内訳	盛岡市	88,647	64,688	8,706	4,513	4,193	15,253	4,362
	滝沢市	18,246	7,315	3,656	1,374	2,282	7,275	1,102
	雫石町	60,882	48,769	5,919	4,102	1,817	6,194	652
	岩手町	36,046	26,963	5,520	1,419	4,101	3,563	525
	紫波町	23,898	13,545	5,898	4,487	1,411	4,456	989
	矢巾町	6,732	1,588	2,866	2,426	440	2,278	871

注1 田、畑、宅地の面積は、岩手県統計年鑑（令和6年）による。

2 単位未満を四捨五入しているため、各値の計と総数が一致しないことがある。

(4) 産業別生産額

単位：百万円

区 分		総生産額	第 1 次 産 業				第 2 次産業	第 3 次産業
			総 数	農 業	林 業	水産業		
総 数		1,655,447	29,258	27,240	1,931	87	199,480	1,411,509
市町村別内訳	盛岡市	1,161,656	10,730	9,988	692	50	98,820	1,041,440
	滝沢市	148,302	2,665	2,492	142	31	32,101	112,174
	雫石町	54,608	2,820	2,476	337	6	16,494	34,793
	岩手町	40,650	7,668	7,124	544	－	8,794	23,815
	紫波町	87,039	3,786	3,627	159	－	17,301	65,152
	矢巾町	163,192	1,589	1,533	57	－	25,970	134,135

注 1 市町村民経済計算年報（令和 4 年度）による。

2 単位未満を四捨五入しているため、各値の計と総数が一致しないことがある。

3 総生産額は分類不能産業分を含むため、各値の計と一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位：人

区 分		総 数	第 1 次 産 業				第 2 次産業	第 3 次産業
			計	農 業	林 業	水産業		
総 数		216,356	11,666	11,138	493	35	33,720	165,678
市町村別内訳	盛岡市	141,690	4,280	4,027	231	22	18,902	114,792
	滝沢市	28,621	1,336	1,243	86	7	6,075	20,592
	雫石町	8,381	1,359	1,305	51	3	1,579	5,176
	岩手町	6,434	1,676	1,602	74	－	1,698	3,045
	紫波町	17,028	1,982	1,947	32	3	3,221	11,191
	矢巾町	14,202	1,033	1,014	19	－	2,245	10,882

注 1 令和 2 年国勢調査による。

2 総数は分類不能産業分を含むため、各値の計と一致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

ア 総 数

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区 分	総 数			1 齢 級			2 齢 級			3 齢 級		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
立 木	総 数	101,075.73	23,586,758	277,176	836.74	-	3,520.02	121,783	17,560	4,614.48	256,778	21,404
		97,289.77	23,586,758	277,176	836.74	-	3,520.02	121,783	17,560	4,614.48	256,778	21,404
		49,097.31	16,830,977	211,094	719.25	-	1,092.21	33,016	11,274	892.99	71,514	10,667
	総 数	48,192.46	6,755,781	66,082	117.49	-	2,427.81	88,767	6,286	3,721.49	185,264	10,737
		43,796.06	14,713,089	202,044	734.17	-	1,158.64	35,122	11,437	907.38	72,339	10,717
		43,287.48	14,653,927	201,125	719.25	-	1,092.21	33,016	11,274	892.76	71,504	10,665
	人 工 林	508.58	59,162	919	14.92	-	66.43	2,106	163	14.62	835	52
		41,901.40	14,064,815	196,872	734.17	-	1,157.89	35,110	11,433	903.02	72,156	10,686
		41,431.98	14,010,790	196,072	719.25	-	1,091.46	33,004	11,270	888.66	71,329	10,635
	天 然 林	469.42	54,025	800	14.92	-	66.43	2,106	163	14.36	827	51
		1,894.66	648,274	5,172	-	-	0.75	12	4	4.36	183	31
		1,855.50	643,137	5,053	-	-	0.75	12	4	4.10	175	30
地 木	総 数	39.16	5,137	119	-	-	-	-	-	0.26	8	1
		53,493.71	8,873,669	75,132	102.57	-	2,361.38	86,661	6,123	3,707.10	184,439	10,687
		5,809.83	2,177,050	9,969	-	-	-	-	-	0.23	10	2
	総 数	47,683.88	6,696,619	65,163	102.57	-	2,361.38	86,661	6,123	3,706.87	184,429	10,685
		4,546.30	1,471,022	7,173	-	-	-	-	-	-	-	-
		4,279.32	1,424,091	7,003	-	-	-	-	-	-	-	-
	天 然 林	266.98	46,931	170	-	-	-	-	-	-	-	-
		2,899.78	811,559	3,296	-	-	-	-	-	0.23	10	2
		1,194.25	519,396	2,406	-	-	-	-	-	0.23	10	2
	竹 立 木	1,705.53	292,163	890	-	-	-	-	-	-	-	-
		46,047.63	6,591,088	64,663	102.57	-	2,361.38	86,661	6,123	3,706.87	184,429	10,685
		336.26	233,563	560	-	-	-	-	-	-	-	-
無 立 木	総 数	45,711.37	6,357,525	64,103	102.57	-	2,361.38	86,661	6,123	3,706.87	184,429	10,685
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無 立 木	総 数	3,785.96	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区 分		4			5			6			7			級	
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	材 積	成 長 量
立 木	總 数	總 数	3,041.50	247,454	14,104	1,769.22	239,728	10,994	2,609.95	432,450	16,329	4,453.99	850,189	25,118	
		針 葉 樹	3,041.50	247,454	14,104	1,769.22	239,728	10,994	2,609.95	432,450	16,329	4,453.99	850,189	25,118	
		広 葉 樹	639.08	80,859	6,232	785.19	139,979	7,167	1,227.93	276,626	11,545	1,871.92	508,255	16,758	
	總 数	總 数	2,402.42	166,595	7,872	984.03	99,749	3,827	1,382.02	155,824	4,784	2,582.07	341,934	8,360	
		針 葉 樹	668.00	83,067	6,328	793.06	139,355	7,068	1,258.16	279,815	11,622	1,865.56	505,028	16,654	
		針 葉 樹	637.65	80,713	6,219	765.60	136,748	6,972	1,220.08	275,019	11,479	1,839.81	501,943	16,576	
	人 工 林	広 葉 樹	30.35	2,354	109	27.46	2,607	96	38.08	4,796	143	25.75	3,085	78	
		總 数	659.07	82,239	6,254	770.15	135,936	6,859	1,224.03	274,033	11,404	1,818.04	493,412	16,249	
		針 葉 樹	630.95	80,082	6,155	745.51	133,660	6,776	1,205.23	271,685	11,333	1,798.08	491,073	16,191	
	天 然 林	広 葉 樹	28.12	2,157	99	24.64	2,276	83	18.80	2,348	71	19.96	2,339	58	
		總 数	8.93	828	74	22.91	3,419	209	34.13	5,782	218	47.52	11,616	405	
		針 葉 樹	6.70	631	64	20.09	3,088	196	14.85	3,334	146	41.73	10,870	385	
地 木	總 数	總 数	2,373.50	164,387	7,776	976.16	100,373	3,926	1,351.79	152,635	4,707	2,588.43	345,161	8,464	
		針 葉 樹	1.43	146	13	19.59	3,231	195	7.85	1,607	66	32.11	6,312	182	
		広 葉 樹	2,372.07	164,241	7,763	956.57	97,142	3,731	1,343.94	151,028	4,641	2,556.32	338,849	8,282	
	總 数	總 数	2.86	258	18	19.59	3,231	195	5.97	1,180	46	30.02	5,960	172	
		針 葉 樹	1.43	146	13	19.59	3,231	195	5.89	1,169	46	29.83	5,928	171	
		広 葉 樹	1.43	112	5	-	-	-	0.08	11	-	0.19	32	1	
	總 数	總 数	-	-	-	-	-	-	0.14	25	1	15.03	1,926	47	
		針 葉 樹	-	-	-	-	-	-	0.14	25	1	0.90	154	4	
		広 葉 樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14.13	1,772	43	
	天 然 生 林	總 数	2,370.64	164,129	7,758	956.57	97,142	3,731	1,345.68	151,430	4,660	2,543.38	337,275	8,245	
		針 葉 樹	-	-	-	-	-	-	-	1.82	413	19	1.38	230	7
		広 葉 樹	2,370.64	164,129	7,758	956.57	97,142	3,731	1,343.86	151,017	4,641	2,542.00	337,045	8,238	
無 立 木 地	竹 林	林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区 分		8			9			10			11			級	
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	材 積	成 長 量
立 木	總 数	總 数	3,490.00	827,041	19,999	4,835.45	1,316,618	24,391	4,151.78	1,272,488	19,939	8,132.33	2,414,656	29,720	
		針 葉 樹	2,116.29	638,674	16,379	2,981.39	1,035,498	20,332	3,095.06	1,118,032	18,289	5,571.21	2,014,677	26,448	
		広 葉 樹	1,373.71	188,367	3,620	1,854.06	281,120	4,059	1,056.72	154,456	1,650	2,561.12	399,979	3,272	
	人	總 数	2,089.09	631,845	16,223	3,009.08	1,035,545	20,314	3,047.85	1,103,800	18,086	5,452.17	1,977,970	26,023	
		針 葉 樹	2,078.99	630,245	16,195	2,959.81	1,029,333	20,225	3,034.97	1,101,811	18,072	5,409.21	1,971,135	25,974	
		広 葉 樹	10.10	1,600	28	49.27	6,212	89	12.88	1,989	14	42.96	6,835	49	
	工 林	總 数	2,055.31	622,174	15,967	2,957.47	1,020,471	20,065	2,918.73	1,063,437	17,479	5,302.12	1,924,001	25,391	
		針 葉 樹	2,045.29	620,586	15,939	2,908.93	1,014,385	19,978	2,905.98	1,061,470	17,465	5,259.38	1,917,207	25,342	
		広 葉 樹	10.02	1,588	28	48.54	6,086	87	12.75	1,967	14	42.74	6,794	49	
	天 然 林	總 数	總 数	33.78	9,671	256	51.61	15,074	249	129.12	40,363	607	150.05	53,969	632
			針 葉 樹	33.70	9,659	256	50.88	14,948	247	128.99	40,341	607	149.83	53,928	632
			広 葉 樹	0.08	12	-	0.73	126	2	0.13	22	-	0.22	41	-
育 成 単 層 林		總 数	1,400.91	195,196	3,776	1,826.37	281,073	4,077	1,103.93	168,688	1,853	2,680.16	436,686	3,697	
		針 葉 樹	37.30	8,429	184	21.58	6,165	107	60.09	16,221	217	162.00	43,542	474	
		広 葉 樹	1,363.61	186,767	3,592	1,804.79	274,908	3,970	1,043.84	152,467	1,636	2,518.16	393,144	3,223	
育 成 複 層 林		總 数	30.23	6,325	136	24.23	6,383	108	58.46	15,093	200	130.85	35,011	378	
		針 葉 樹	27.56	5,954	128	20.74	5,903	101	54.77	14,647	195	121.29	33,530	365	
		広 葉 樹	2.67	371	8	3.49	480	7	3.69	446	5	9.56	1,481	13	
育 成 複 層 林		總 数	18.12	3,577	72	28.32	2,711	44	43.49	6,893	80	165.65	29,973	278	
		針 葉 樹	8.58	2,086	45	0.58	154	3	4.69	1,471	20	40.24	9,870	107	
		広 葉 樹	9.54	1,491	27	27.74	2,557	41	38.80	5,422	60	125.41	20,103	171	
天 然 生 林	總 数	1,352.56	185,294	3,568	1,773.82	271,979	3,925	1,001.98	146,702	1,573	2,383.66	371,702	3,041		
	針 葉 樹	1.16	389	11	0.26	108	3	0.63	103	2	0.47	142	2		
	広 葉 樹	1,351.40	184,905	3,557	1,773.56	271,871	3,922	1,001.35	146,599	1,571	2,383.19	371,560	3,039		
竹 林		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無 立 木 地		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区 分	12 級			13 級			14 級			15 級		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
地 木	立	人	工	林	總 数	總 数	總 数	總 数	總 数	總 数	總 数	總 数
	天	育 成 單 層 林	育 成 複 層 林	育 成 單 層 林	育 成 複 層 林	育 成 單 層 林	育 成 複 層 林	育 成 單 層 林	育 成 複 層 林	育 成 單 層 林	育 成 複 層 林	育 成 單 層 林
	地	育 成 單 層 林	育 成 複 層 林	育 成 單 層 林	育 成 複 層 林	育 成 單 層 林	育 成 複 層 林	育 成 單 層 林	育 成 複 層 林	育 成 單 層 林	育 成 複 層 林	育 成 單 層 林
	林	天	育 成 單 層 林	育 成 複 層 林	育 成 單 層 林	育 成 複 層 林	育 成 單 層 林	育 成 複 層 林	育 成 單 層 林	育 成 複 層 林	育 成 單 層 林	育 成 複 層 林
竹	無 立 木 地	總 数	總 数	總 数	總 数	總 数	總 数	總 数	總 数	總 数	總 数	總 数

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区 分		16 級			17 級			18 級			19 級				
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量		
立 木	總 数	總 数	3,718.63	839,208	2,236	2,611.15	630,348	1,564	2,818.61	673,671	1,406	1,893.34	508,829	1,085	
		針 葉 樹	3,718.63	839,208	2,236	2,611.15	630,348	1,564	2,818.61	673,671	1,406	1,893.34	508,829	1,085	
		広 葉 樹	927.82	353,808	1,480	694.47	302,011	1,230	716.15	310,353	1,122	570.11	289,009	912	
	人 工 林	總 数	2,790.81	485,400	756	1,916.68	328,337	334	2,102.46	363,318	284	1,323.23	219,820	173	
		針 葉 樹	460.58	198,810	823	328.93	160,041	665	342.64	177,130	717	369.25	211,549	735	
		広 葉 樹	452.97	197,543	821	324.24	159,297	664	330.54	175,435	716	368.58	211,406	735	
	天 然 林	針 葉 樹	7.61	1,267	2	4.69	744	1	12.10	1,695	1	0.67	143	-	
		總 数	448.33	193,818	810	302.04	146,009	608	334.11	171,934	695	339.94	194,107	677	
		針 葉 樹	440.80	192,568	808	297.43	145,282	607	322.01	170,239	694	339.27	193,964	677	
	地 木	總 数	針 葉 樹	7.53	1,250	2	4.61	727	1	12.10	1,695	1	0.67	143	-
			總 数	12.25	4,992	13	26.89	14,032	57	8.53	5,196	22	29.31	17,442	58
			針 葉 樹	12.17	4,975	13	26.81	14,015	57	8.53	5,196	22	29.31	17,442	58
天 然 林		針 葉 樹	0.08	17	-	0.08	17	-	-	-	-	-	-	-	
		總 数	3,258.05	640,398	1,413	2,282.22	470,307	899	2,475.97	496,541	689	1,524.09	297,280	350	
		針 葉 樹	474.85	156,265	659	370.23	142,714	566	385.61	134,918	406	201.53	77,603	177	
無 立 木 地		針 葉 樹	2,783.20	484,133	754	1,911.99	327,593	333	2,090.36	361,623	283	1,322.56	219,677	173	
		總 数	431.77	134,470	552	276.81	91,409	284	336.90	110,549	322	200.55	66,230	128	
		針 葉 樹	401.17	128,446	539	265.67	89,975	281	327.42	109,210	321	170.21	60,162	122	
竹 林		針 葉 樹	30.60	6,024	13	11.14	1,434	3	9.48	1,339	1	30.34	6,068	6	
		總 数	180.74	44,864	138	255.52	81,122	310	108.85	33,689	85	135.12	35,867	70	
		針 葉 樹	66.11	25,098	107	104.09	52,435	284	56.82	25,093	82	28.58	16,540	54	
無 立 木 地	針 葉 樹	114.63	19,766	31	151.43	28,687	26	52.03	8,596	3	106.54	19,327	16		
	總 数	2,645.54	461,064	723	1,749.89	297,776	305	2,030.22	352,303	282	1,188.42	195,183	152		
	針 葉 樹	7.57	2,721	13	0.47	304	1	1.37	615	3	2.74	901	1		
無 立 木 地	針 葉 樹	2,637.97	458,343	710	1,749.42	297,472	304	2,028.85	351,688	279	1,185.68	194,282	151		
	總 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無 立 木 地	針 葉 樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	總 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区 分		20			級		21		級		以 上	
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量		
立 木	總 數	總 數	1, 178. 07	419, 916	1, 057	3, 324. 16	1, 144, 229	1, 487				
		針 葉 樹	1, 178. 07	419, 916	1, 057	3, 324. 16	1, 144, 229	1, 487				
		広 葉 樹	656. 52	337, 006	994	1, 688. 60	906, 925	1, 480				
	人 工 林	總 數	521. 55	82, 910	63	1, 635. 56	237, 304	7				
		針 葉 樹	366. 71	217, 189	682	657. 55	354, 489	598				
		広 葉 樹	359. 24	216, 112	682	641. 39	352, 286	598				
	育 成 単 層 林	広 葉 樹	7. 47	1, 077	-	16. 16	2, 203	-				
		總 數	333. 45	199, 386	634	572. 19	313, 193	543				
		針 葉 樹	325. 98	198, 309	634	561. 24	311, 754	543				
	育 成 複 層 林	広 葉 樹	7. 47	1, 077	-	10. 95	1, 439	-				
		總 數	33. 26	17, 803	48	85. 36	41, 296	55				
		針 葉 樹	33. 26	17, 803	48	80. 15	40, 532	55				
	天 然 林	広 葉 樹	-	-	-	5. 21	764	-				
		總 數	811. 36	202, 727	375	2, 666. 61	789, 740	889				
		針 葉 樹	297. 28	120, 894	312	1, 047. 21	554, 639	882				
広 葉 樹		514. 08	81, 833	63	1, 619. 40	235, 101	7					
總 數		223. 45	78, 525	158	590. 12	213, 562	281					
針 葉 樹		223. 21	78, 508	158	589. 91	213, 517	281					
広 葉 樹		0. 24	17	-	0. 21	45	-					
總 數		69. 54	37, 329	132	451. 59	179, 510	295					
針 葉 樹		56. 21	34, 838	130	224. 72	142, 936	295					
広 葉 樹		13. 33	2, 491	2	226. 87	36, 574	-					
總 數		518. 37	86, 873	85	1, 624. 90	396, 668	313					
天 然 生 林	針 葉 樹	17. 86	7, 548	24	232. 58	198, 186	306					
	広 葉 樹	500. 51	79, 325	61	1, 392. 32	198, 482	7					
	竹 林	-	-	-	-	-	-					
無 立 木 地		-	-	-	-	-	-					

イ 制限林

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区 分	総 数			1 齢 級			2 齢 級			3 齢 級		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
立 木	総 数	総 数	7,451,393	81,201	173.07	-	738.50	21,775	3,371	1,186.83	62,713	5,836
		針 葉 樹	7,451,393	81,201	173.07	-	738.50	21,775	3,371	1,186.83	62,713	5,836
		広 葉 樹	5,337,366	67,019	145.53	-	276.25	6,523	2,237	304.59	23,021	3,458
	人 工 林	総 数	2,114,027	14,182	27.54	-	462.25	15,252	1,134	882.24	39,692	2,378
		針 葉 樹	4,800,279	64,760	155.03	-	329.49	8,130	2,366	312.74	23,434	3,483
		広 葉 樹	4,781,869	64,408	145.53	-	276.25	6,523	2,237	304.36	23,011	3,456
	天 然 林	総 数	18,410	352	9.50	-	53.24	1,607	129	8.38	423	27
		針 葉 樹	4,580,794	62,988	155.03	-	329.49	8,130	2,366	311.50	23,389	3,475
		広 葉 樹	4,562,804	62,645	145.53	-	276.25	6,523.00	2,237.00	303.38	22,974.00	3,449.00
	地 林	総 数	17,990	343	9.50	-	53.24	1,607.00	129.00	8.12	415.00	26.00
		針 葉 樹	219,485	1,772	-	-	-	-	-	1.24	45	8
		広 葉 樹	219,065	1,763	-	-	-	-	-	0.98	37.00	7.00
竹	総 数	総 数	420	9	-	-	-	-	-	0.26	8.00	1.00
		針 葉 樹	2,651,114	16,441	18.04	-	409.01	13,645	1,005	874.09	39,279	2,353
		広 葉 樹	555,497	2,611	-	-	-	-	-	0.23	10	2
	天 然 林	総 数	2,095,617	13,830	18.04	-	409.01	13,645	1,005	873.86	39,269	2,351
		針 葉 樹	304,584	1,414	-	-	-	-	-	-	-	-
		広 葉 樹	293,590	1,377	-	-	-	-	-	-	-	-
	地 林	総 数	10,994	37	-	-	-	-	-	-	-	-
		針 葉 樹	395,082	1,606	-	-	-	-	-	0.23	10	2
		広 葉 樹	246,162	1,142	-	-	-	-	-	0.23	10.00	2.00
	天 然 生 林	総 数	148,920	464	-	-	-	-	-	-	-	-
		針 葉 樹	1,951,448	13,421	18.04	-	409.01	13,645	1,005	873.86	39,269	2,351
		広 葉 樹	15,745	92	-	-	-	-	-	-	-	-
無 立 木 地	竹	総 数	13,713.35	13,329	18.04	-	409.01	13,645.00	1,005.00	873.86	39,269.00	2,351.00
		針 葉 樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無 立 木 地	天 然 生 林	総 数	739.64	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		針 葉 樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區 分	4 齡 級			5 齡 級			6 齡 級			7 齡 級		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
立 木	總 數	總 數	430.88	35,510	2,333	433.88	58,602	2,935	790.03	137,556	1,256.37	256,658
		針 葉 樹	430.88	35,510	2,333	433.88	58,602	2,935	790.03	137,556	1,256.37	256,658
		廣 葉 樹	184.12	19,095	1,542	272.23	44,673	2,400	538.87	112,511	745.22	192,594
	總 數	廣 葉 樹	246.76	16,415	791	161.65	13,929	535	251.16	25,045	511.15	64,064
		總 數	187.80	19,401	1,555	282.41	45,399	2,421	541.31	112,812	752.33	193,237
		針 葉 樹	184.12	19,095	1,542	270.61	44,484	2,388	538.86	112,509	744.43	192,380
	人 工 林	廣 葉 樹	3.68	306	13	11.80	915	33	2.45	303	7.90	857
		總 數	187.62	19,390	1,554	280.83	45,160	2,405	536.68	111,979	738.35	190,049
		針 葉 樹	183.94	19,084.00	1,541.00	269.03	44,245.00	2,372.00	535.37	111,788.00	732.18	189,442.00
	天 然 林	廣 葉 樹	3.68	306.00	13.00	11.80	915.00	33.00	1.31	191.00	6.17	607.00
		總 數	0.18	11	1	1.58	239	16	4.63	833	13.98	3,188
		針 葉 樹	0.18	11.00	1.00	1.58	239.00	16.00	3.49	721.00	12.25	2,938.00
地	總 數	廣 葉 樹	-	-	-	-	-	-	1.14	112.00	1.73	250.00
		總 數	243.08	16,109	778	151.47	13,203	514	248.72	24,744	504.04	63,421
		針 葉 樹	-	-	-	1.62	189	12	0.01	2	0.79	214
	天 然 林	廣 葉 樹	243.08	16,109	778	149.85	13,014	502	248.71	24,742	503.25	63,207
		總 數	-	-	-	1.62	189	12	-	-	0.79	214
		針 葉 樹	-	-	-	1.62	189.00	12.00	-	-	0.79	214.00
	無 立 木 地	廣 葉 樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		總 數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		針 葉 樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	天 然 林	廣 葉 樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		總 數	243.08	16,109	778	149.85	13,014	502	248.72	24,744	493.39	62,010
		針 葉 樹	-	-	-	-	-	-	0.01	2.00	-	-
竹	無 立 木 地	廣 葉 樹	243.08	16,109.00	778.00	149.85	13,014.00	502.00	248.71	24,742.00	493.39	62,010.00
		針 葉 樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區 分		8 齡 級			9 齡 級			10 齡 級			11 齡 級		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
立 木	總 數												
		總 數	888.77	235,631	5,721	1,474.46	414,517	7,601	1,319.42	381,591	5,737	3,582.34	991,364
		針 葉 樹	888.77	235,631	5,721	1,474.46	414,517	7,601	1,319.42	381,591	5,737	3,582.34	991,364
	總 數	針 葉 樹	745.58	215,522	5,330	1,131.51	371,114	6,928	1,058.41	343,685	5,315	2,451.55	830,098
		広 葉 樹	143.19	20,109	391	342.95	43,403	673	261.01	37,906	422	1,130.79	161,266
		總 數	744.65	215,119	5,322	1,154.71	372,430	6,945	1,040.91	339,011	5,249	2,409.78	817,969
	人 工 林	針 葉 樹	743.23	214,891	5,317	1,126.26	369,481	6,900	1,038.22	338,574	5,244	2,396.53	816,496
		広 葉 樹	1.42	228	5	28.45	2,949	45	2.69	437	5	13.25	1,473
		總 數	726.47	210,411	5,206	1,142.76	368,661	6,880	991.87	323,086	4,974	2,365.79	803,895
	天 然 林	育 成 單 層 林	725.05	210,183.00	5,201.00	1,114.31	365,712.00	6,835.00	989.18	322,649.00	4,969.00	2,352.54	802,422.00
		針 葉 樹	1.42	228.00	5.00	28.45	2,949.00	45.00	2.69	437.00	5.00	13.25	1,473.00
		總 數	18.18	4,708.00	116.00	11.95	3,769.00	65.00	49.04	15,925.00	275.00	43.99	14,074.00
地	總 數	針 葉 樹	18.18	4,708.00	116.00	11.95	3,769.00	65.00	49.04	15,925.00	275.00	43.99	14,074.00
		広 葉 樹	141.77	19,881	386	314.50	40,454	628	258.32	37,469	417	1,117.54	159,793
		總 數	4.78	934	20	5.25	1,633	28	20.64	5,175	71	29.26	7,211
	天 然 林	針 葉 樹	2.11	563.00	12.00	5.25	1,633.00	28.00	19.66	5,066.00	70.00	27.39	6,850.00
		広 葉 樹	2.67	371.00	8.00	-	-	-	0.98	109.00	1.00	1.87	361.00
		總 數	0.24	68	1	2.04	336	5	22.09	2,740	31	128.02	22,571
	天 然 生 林	針 葉 樹	0.24	68.00	1.00	-	-	-	0.01	3.00	-	27.30	6,680.00
		広 葉 樹	-	-	-	2.04	336.00	5.00	22.08	2,737.00	31.00	100.72	15,891.00
		總 數	139.10	19,510	378	312.46	40,118	623	235.78	34,665	386	1,015.28	143,613
	竹 林	針 葉 樹	-	-	-	-	-	-	0.52	42.00	1.00	0.33	72.00
		広 葉 樹	139.10	19,510.00	378.00	312.46	40,118.00	623.00	235.26	34,623.00	385.00	1,014.95	143,541.00
		總 數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無 立 木 地	總 數	針 葉 樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		広 葉 樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區 分	12 齡 級			13 齡 級			14 齡 級			15 齡 級		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
立 木	總 數											
		總 數	2,853.28	792,458	6,859	3,068.16	823,024	5,241	4,132.67	1,041,595	729,763	2,418
		針 葉 樹	2,853.28	792,458	6,859	3,068.16	823,024	5,241	4,132.67	1,041,595	729,763	2,418
	總 數	針 葉 樹	2,090.92	663,442	6,034	1,970.43	645,761	4,495	2,474.05	785,463	439,729	1,677
		広 葉 樹	762.36	129,016	825	1,097.73	177,263	746	1,658.62	256,132	290,034	741
		總 數	2,068.12	647,529	5,880	1,862.30	610,501	4,218	2,232.37	707,123	385,519	1,398
	人 工 林	針 葉 樹	2,018.67	641,574	5,834	1,858.05	609,956	4,215	2,225.20	705,994	385,426	1,398
		広 葉 樹	49.45	5,955	46	4.25	545	3	7.17	1,129	93	-
		總 數	1,986.95	622,591	5,660	1,765.40	571,058	3,886	2,050.26	644,854	360,157	1,314
	天 然 林	針 葉 樹	1,937.56	616,644.00	5,614.00	1,761.16	570,515.00	3,883.00	2,043.09	643,725.00	360,070.00	1,314.00
		広 葉 樹	49.39	5,947.00	46.00	4.24	543.00	3.00	7.17	1,129.00	87.00	-
		總 數	81.17	24,938	220	96.90	39,443	332	182.11	62,269	25,362	84
地 木	總 數	針 葉 樹	81.11	24,930.00	220.00	96.89	39,441.00	332.00	182.11	62,269.00	25,356.00	84.00
		広 葉 樹	0.06	8.00	-	0.01	2.00	-	-	0.03	6.00	-
		總 數	785.16	144,929	979	1,205.86	212,523	1,023	1,900.30	334,472	344,244	1,020
	總 數	針 葉 樹	72.25	21,868	200	112.38	35,805	280	248.85	79,469	54,303	279
		広 葉 樹	712.91	123,061	779	1,093.48	176,718	743	1,651.45	255,003	289,941	741
		總 數	49.36	14,925	137	61.32	19,885	153	151.10	46,045	39,828	198
	天 然 林	針 葉 樹	49.36	14,925.00	137.00	57.52	19,166.00	150.00	131.93	43,308.00	38,092.00	193.00
		広 葉 樹	-	-	-	3.80	719.00	3.00	19.17	2,737.00	1,736.00	5.00
		總 數	82.52	17,308	128	82.75	19,795	137	185.68	44,057	37,010	141
	天 然 生 林	針 葉 樹	19.88	6,254.00	56.00	47.06	14,697.00	115.00	86.84	26,959.00	16,211.00	86.00
		広 葉 樹	62.64	11,054.00	72.00	35.69	5,098.00	22.00	98.84	17,098.00	20,799.00	55.00
		總 數	653.28	112,696	714	1,061.79	172,843	733	1,563.52	244,370	267,406	681
竹 立 木 地	無	針 葉 樹	3.01	689.00	7.00	7.80	1,942.00	15.00	30.08	9,202.00	-	-
		広 葉 樹	650.27	112,007.00	707.00	1,053.99	170,901.00	718.00	1,533.44	235,168.00	267,406.00	681.00
竹 立 木 地	無	針 葉 樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		広 葉 樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區 分		16 齡 級			17 齡 級			18 齡 級			19 齡 級				
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量		
立 木	總 數	總 數	1,348.49	261,188	628	992.69	218,821	617	1,230.25	267,123	512	1,008.25	235,356	467	
		針 葉 樹	1,348.49	261,188	628	992.69	218,821	617	1,230.25	267,123	512	1,008.25	235,356	467	
		針 葉 樹	219.73	69,321	265	217.79	94,191	457	212.29	91,813	348	186.63	100,398	339	
	總 數	針 葉 樹	1,128.76	191,867	363	774.90	124,630	160	1,017.96	175,310	164	821.62	134,958	128	
		總 數	133.22	41,612	132	81.13	34,294	144	99.00	47,268	199	126.24	72,947	254	
		針 葉 樹	129.32	41,078	131	80.99	34,269	144	94.30	46,883	199	126.24	72,947	254	
	人 工 林	針 葉 樹	3.90	534	1	0.14	25	-	4.70	385	-	-	-	-	
		總 數	131.01	40,898	132	72.18	28,634	112	97.38	46,189	194	115.29	63,369	216	
		針 葉 樹	127.19	40,381.00	131.00	72.12	28,626.00	112.00	92.68	45,804.00	194.00	115.29	63,369.00	216.00	
	天 然 林	總 數	針 葉 樹	3.82	517.00	1.00	0.06	8.00	-	4.70	385.00	-	-	-	-
			總 數	2.21	714	-	8.95	5,660	32	1.62	1,079	5	10.95	9,578	38
			針 葉 樹	2.13	697.00	-	8.87	5,643.00	32.00	1.62	1,079.00	5.00	10.95	9,578.00	38.00
總 數		針 葉 樹	0.08	17.00	-	0.08	17.00	-	-	-	-	-	-	-	
		總 數	1,215.27	219,576	496	911.56	184,527	473	1,131.25	219,855	313	882.01	162,409	213	
		針 葉 樹	90.41	28,243	134	136.80	59,922	313	117.99	44,930	149	60.39	27,451	85	
總 數		針 葉 樹	1,124.86	191,333	362	774.76	124,605	160	1,013.26	174,925	164	821.62	134,958	128	
		總 數	77.72	22,469	104	64.73	17,529	57	106.65	35,692	112	54.61	17,979	43	
		針 葉 樹	72.67	21,479.00	102.00	56.93	16,639.00	55.00	97.31	34,383.00	111.00	45.75	16,207.00	41.00	
總 數		針 葉 樹	5.05	990.00	2.00	7.80	890.00	2.00	9.34	1,309.00	1.00	8.86	1,772.00	2.00	
		總 數	83.36	18,285	51	197.48	66,354	280	46.82	14,419	41	64.34	21,037	53	
		針 葉 樹	15.25	5,858.00	27.00	79.87	43,283.00	258.00	20.68	10,547.00	38.00	14.64	11,244.00	44.00	
無 立 木 地	總 數	針 葉 樹	68.11	12,427.00	24.00	117.61	23,071.00	22.00	26.14	3,872.00	3.00	49.70	9,793.00	9.00	
		總 數	1,054.19	178,822	341	649.35	100,644	136	977.78	169,744	160	763.06	123,393	117	
		針 葉 樹	2.49	906.00	5.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	總 數	針 葉 樹	1,051.70	177,916.00	336.00	649.35	100,644.00	136.00	977.78	169,744.00	160.00	763.06	123,393.00	117.00	
		針 葉 樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		針 葉 樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区 分		20			級		21		級		以 上	
		面 積	材 積	成 長 量	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	材 積	成 長 量	
立 木	總 數	總 數	537.21	161,212	379	1,446.07	324,936	326				
		針 葉 樹	537.21	161,212	379	1,446.07	324,936	326				
		広 葉 樹	190.64	106,852	330	356.78	181,560	322				
	總 數	針 葉 樹	346.57	54,360	49	1,089.29	143,376	4				
		広 葉 樹	83.14	59,843	184	96.03	46,701	68				
		針 葉 樹	82.86	59,826	184	93.71	46,472	68				
	人 工 林	広 葉 樹	0.28	17	-	2.32	229	-				
		總 數	81.49	58,702	180	81.91	40,192	60				
		針 葉 樹	81.21	58,685.00	180.00	79.59	39,963.00	60.00				
	天 然 林	広 葉 樹	0.28	17.00	-	2.32	229.00	-				
		總 數	1.65	1,141	4	14.12	6,509	8				
		針 葉 樹	1.65	1,141.00	4.00	14.12	6,509.00	8.00				
	地	總 數	針 葉 樹	-	-	-	-	-	-			
			広 葉 樹	454.07	101,369	195	1,350.04	278,235	258			
			針 葉 樹	107.78	47,026	146	263.07	135,088	254			
總 數		針 葉 樹	346.29	54,343	49	1,086.97	143,147	4				
		広 葉 樹	65.83	21,368	46	144.62	53,508	68				
		針 葉 樹	65.83	21,368.00	46.00	144.62	53,508.00	68.00				
天 然 林		広 葉 樹	-	-	-	-	-	-				
		總 數	41.12	24,729	95	266.44	105,166	185				
		針 葉 樹	33.78	23,256.00	94.00	117.31	81,092.00	185.00				
總 數		針 葉 樹	7.34	1,473.00	1.00	149.13	24,074.00	-				
		広 葉 樹	347.12	55,272	54	938.98	119,561	5				
		針 葉 樹	8.17	2,402.00	6.00	1.14	488.00	1.00				
竹		広 葉 樹	338.95	52,870.00	48.00	937.84	119,073.00	4.00				
		林	-	-	-	-	-	-				
		地	-	-	-	-	-	-				

ウ 普通林

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区分			総数			1級			2級			3級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木	総数	総数	68,336.46	16,135,365	195,975	663.67	-	-	2,781.52	100,008	14,189	3,427.65	194,065	15,568
		針葉樹	65,290.14	16,135,365	195,975	663.67	-	-	2,781.52	100,008	14,189	3,427.65	194,065	15,568
		広葉樹	31,963.15	11,493,611	144,075	573.72	-	-	815.96	26,493	9,037	588.40	48,493	7,209
	人数	総数	33,326.99	4,641,754	51,900	89.95	-	-	1,965.56	73,515	5,152	2,839.25	145,572	8,359
		針葉樹	27,896.49	9,912,810	137,284	579.14	-	-	829.15	26,992	9,071	594.64	48,905	7,234
		広葉樹	27,603.49	9,872,058	136,717	573.72	-	-	815.96	26,493	9,037	588.40	48,493	7,209
	人工林	広葉樹	293.00	40,752	567	5.42	-	-	13.19	499	34	6.24	412	25
		総数	26,628.76	9,484,021	133,884	579.14	-	-	828.40	26,980	9,067	591.52	48,767	7,211
		針葉樹	26,371.53	9,447,986	133,427	573.72	-	-	815.21	26,481.00	9,033.00	585.28	48,355.00	7,186.00
		広葉樹	257.23	36,035	457	5.42	-	-	13.19	499.00	34.00	6.24	412.00	25.00
		総数	1,267.73	428,789	3,400	-	-	-	0.75	12	4	3.12	138	23
		針葉樹	1,231.96	424,072	3,290	-	-	-	0.75	12.00	4.00	3.12	138.00	23.00
天然林	広葉樹	広葉樹	35.77	4,717	110	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		総数	37,393.65	6,222,555	58,691	84.53	-	-	1,952.37	73,016	5,118	2,833.01	145,160	8,334
		針葉樹	4,359.66	1,621,553	7,358	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	天	広葉樹	33,033.99	4,601,002	51,333	84.53	-	-	1,952.37	73,016	5,118	2,833.01	145,160	8,334
		総数	3,586.02	1,166,438	5,759	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		針葉樹	3,388.17	1,130,501	5,626	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	然	広葉樹	197.85	35,937	133	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		総数	1,526.90	416,477	1,690	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		針葉樹	688.78	273,234	1,264	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林	広葉樹	838.12	143,243	426	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		総数	32,280.73	4,639,640	51,242	84.53	-	-	1,952.37	73,016	5,118	2,833.01	145,160	8,334
		針葉樹	282.71	217,818	468	-	-	-	-	-	-	-	-	-
竹	広葉樹	31,998.02	4,421,822	50,774	84.53	-	-	1,952.37	73,016.00	5,118.00	2,833.01	145,160.00	8,334.00	
	林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無立木	地	3,046.32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區 分	4 齡 級			5 齡 級			6 齡 級			7 齡 級		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
立 木	總 數	總 數	2,610.62	211,944	11,771	1,335.34	181,126	8,059	1,819.92	294,894	10,931	3,197.62
		針 葉 樹	2,610.62	211,944	11,771	1,335.34	181,126	8,059	1,819.92	294,894	10,931	3,197.62
		針 葉 樹	454.96	61,764	4,690	512.96	95,306	4,767	689.06	164,115	6,940	1,126.70
	總 數	廣 葉 樹	2,155.66	150,180	7,081	822.38	85,820	3,292	1,130.86	130,779	3,991	2,070.92
		總 數	480.20	63,666	4,773	510.65	93,956	4,647	716.85	167,003	7,010	1,113.23
		針 葉 樹	453.53	61,618	4,677	494.99	92,264	4,584	681.22	162,510	6,874	1,095.38
	人 工 林	廣 葉 樹	26.67	2,048	96	15.66	1,692	63	35.63	4,493	136	17.85
		總 數	471.45	62,849	4,700	489.32	90,776	4,454	687.35	162,054	6,823	1,079.69
		針 葉 樹	447.01	60,998.00	4,614.00	476.48	89,415.00	4,404.00	669.86	159,897.00	6,758.00	1,065.90
	天 然 林	廣 葉 樹	24.44	1,851.00	86.00	12.84	1,361.00	50.00	17.49	2,157.00	65.00	13.79
		總 數	8.75	817	73	21.33	3,180	193	29.50	4,949	187	33.54
		針 葉 樹	6.52	620.00	63.00	18.51	2,849.00	180.00	11.36	2,613.00	116.00	29.48
地	總 數	廣 葉 樹	2.23	197.00	10.00	2.82	331.00	13.00	18.14	2,336.00	71.00	4.06
		總 數	2,130.42	148,278	6,998	824.69	87,170	3,412	1,103.07	127,891	3,921	2,084.39
		針 葉 樹	1.43	146	13	17.97	3,042	183	7.84	1,605	66	31.32
	育 成 單 層 林	廣 葉 樹	2,128.99	148,132	6,985	806.72	84,128	3,229	1,095.23	126,286	3,855	2,053.07
		總 數	2.86	258	18	17.97	3,042	183	5.97	1,180	46	29.23
		針 葉 樹	1.43	146.00	13.00	17.97	3,042.00	183.00	5.89	1,169.00	46.00	29.04
	育 成 複 層 林	廣 葉 樹	1.43	112.00	5.00	-	-	-	0.08	11.00	-	0.19
		總 數	-	-	-	-	-	-	0.14	25	1	5.17
		針 葉 樹	-	-	-	-	-	-	0.14	25.00	1.00	0.90
	天 然 生 林	廣 葉 樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.27
		總 數	2,127.56	148,020	6,980	806.72	84,128	3,229	1,096.96	126,686	3,874	2,049.99
		針 葉 樹	-	-	-	-	-	-	1.81	411.00	19.00	1.38
竹	無 立 木 地	廣 葉 樹	2,127.56	148,020.00	6,980.00	806.72	84,128.00	3,229.00	1,095.15	126,275.00	3,855.00	2,048.61
		總 數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地	無 立 木 地	針 葉 樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		總 數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區 分	8 齡 級			9 齡 級			10 齡 級			11 齡 級		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
立 木	總 數	總 數	2,601.23	591,410	14,278	3,360.99	902,101	16,790	2,832.36	890,897	14,202	4,549.99
			2,601.23	591,410	14,278	3,360.99	902,101	16,790	2,832.36	890,897	14,202	4,549.99
			1,370.71	423,152	11,049	1,849.88	664,384	13,404	2,036.65	774,347	12,974	3,119.66
			1,230.52	168,258	3,229	1,511.11	237,717	3,386	795.71	116,550	1,228	1,430.33
			1,344.44	416,726	10,901	1,854.37	663,115	13,369	2,006.94	764,789	12,837	3,042.39
			1,335.76	415,354	10,878	1,833.55	659,852	13,325	1,996.75	763,237	12,828	3,012.68
	人 工 林	總 數	8.68	1,372	23	20.82	3,263	44	10.19	1,552	9	29.71
			1,328.84	411,763	10,761	1,814.71	651,810	13,185	1,926.86	740,351	12,505	2,936.33
			1,320.24	410,403.00	10,738.00	1,794.62	648,673.00	13,143.00	1,916.80	738,821.00	12,496.00	2,906.84
			8.60	1,360.00	23.00	20.09	3,137.00	42.00	10.06	1,530.00	9.00	29.49
			15.60	4,963	140	39.66	11,305	184	80.08	24,438	332	106.06
			15.52	4,951.00	140.00	38.93	11,179.00	182.00	79.95	24,416.00	332.00	105.84
天 然 林	總 數	針 葉 樹	0.08	12.00	-	0.73	126.00	2.00	0.13	22.00	-	0.22
			1,256.79	174,684	3,377	1,506.62	238,986	3,421	825.42	126,108	1,365	1,507.60
			34.95	7,798	171	16.33	4,532	79	39.90	11,110	146	106.98
			1,221.84	166,886	3,206	1,490.29	234,454	3,342	785.52	114,998	1,219	1,400.62
			25.45	5,391	116	18.98	4,750	80	37.82	9,918	129	101.59
			25.45	5,391.00	116.00	15.49	4,270.00	73.00	35.11	9,581.00	125.00	93.90
	育 成 單 層 林	針 葉 樹	-	-	-	3.49	480.00	7.00	2.71	337.00	4.00	7.69
			17.88	3,509	71	26.28	2,375	39	21.40	4,153	49	37.63
			8.34	2,018.00	44.00	0.58	154.00	3.00	4.68	1,468.00	20.00	12.94
			9.54	1,491.00	27.00	25.70	2,221.00	36.00	16.72	2,685.00	29.00	24.69
			1,213.46	165,784	3,190	1,461.36	231,861	3,302	766.20	112,037	1,187	1,368.38
			1.16	389.00	11.00	0.26	108.00	3.00	0.11	61.00	1.00	0.14
竹 林	總 數	針 葉 樹	1,212.30	165,395.00	3,179.00	1,461.10	231,753.00	3,299.00	766.09	111,976.00	1,186.00	1,368.24
			1,212.30	165,395.00	3,179.00	1,461.10	231,753.00	3,299.00	766.09	111,976.00	1,186.00	1,368.24
無 立 木 地	總 數	針 葉 樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區 分		12 齡 級			13 齡 級			14 齡 級			15 齡 級		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
立 木	總 數												
		6, 099.08	1, 932, 914	17, 866	7, 015.07	2, 180, 895	14, 779	8, 176.39	2, 342, 968	11, 512	5, 837.69	1, 547, 755	5, 524
		6, 099.08	1, 932, 914	17, 866	7, 015.07	2, 180, 895	14, 779	8, 176.39	2, 342, 968	11, 512	5, 837.69	1, 547, 755	5, 524
	總 數	3, 963.33	1, 538, 714	15, 629	4, 183.34	1, 694, 251	13, 079	4, 297.34	1, 674, 732	9, 788	2, 510.67	972, 643	4, 327
		2, 135.75	394, 200	2, 237	2, 831.73	486, 644	1, 700	3, 879.05	668, 236	1, 724	3, 327.02	575, 112	1, 197
		3, 763.09	1, 469, 687	15, 017	3, 712.59	1, 528, 875	11, 910	3, 469.79	1, 393, 075	8, 174	1, 972.12	787, 686	3, 484
	總 數	3, 743.25	1, 466, 027	14, 997	3, 683.60	1, 523, 477	11, 894	3, 461.30	1, 391, 876	8, 172	1, 963.86	786, 051	3, 480
		19.84	3, 660	20	28.99	5, 398	16	8.49	1, 199	2	8.26	1, 635	4
		3, 520.03	1, 404, 695	14, 494	3, 596.48	1, 485, 740	11, 640	3, 244.46	1, 312, 343	7, 827	1, 783.38	721, 961	3, 296
	總 數	3, 500.40	1, 401, 070.00	14, 474.00	3, 569.27	1, 480, 678.00	11, 625.00	3, 236.13	1, 311, 165.00	7, 825.00	1, 775.12	720, 326.00	3, 292.00
		19.63	3, 625.00	20.00	27.21	5, 062.00	15.00	8.33	1, 178.00	2.00	8.26	1, 635.00	4.00
		243.06	64, 992	523	116.11	43, 135	270	225.33	80, 732	347	188.74	65, 725	188
天 然 林	總 數	242.85	64, 957.00	523.00	114.33	42, 799.00	269.00	225.17	80, 711.00	347.00	188.74	65, 725.00	188.00
		0.21	35.00	-	1.78	336.00	1.00	0.16	21.00	-	-	-	-
		2, 335.99	463, 227	2, 849	3, 302.48	652, 020	2, 869	4, 706.60	949, 893	3, 338	3, 865.57	760, 069	2, 040
	總 數	220.08	72, 687	632	499.74	170, 774	1, 185	836.04	282, 856	1, 616	546.81	186, 592	847
		2, 115.91	390, 540	2, 217	2, 802.74	481, 246	1, 684	3, 870.56	667, 037	1, 722	3, 318.76	573, 477	1, 193
		177.34	57, 110	484	486.63	152, 795	1, 008	704.47	228, 309	1, 295	432.27	143, 939	640
	總 數	171.56	55, 948.00	477.00	410.14	138, 959.00	953.00	666.49	221, 468.00	1, 273.00	421.22	141, 899.00	634.00
		5.78	1, 162.00	7.00	76.49	13, 836.00	55.00	37.98	6, 841.00	22.00	11.05	2, 040.00	6.00
		130.60	30, 254	220	180.48	47, 409	266	307.31	83, 327	357	298.21	74, 903	280
	總 數	39.63	13, 617.00	122.00	87.44	30, 765.00	220.00	154.24	55, 796.00	300.00	124.89	44, 387.00	211.00
		90.97	16, 637.00	98.00	93.04	16, 644.00	46.00	153.07	27, 531.00	57.00	173.32	30, 516.00	69.00
		2, 028.05	375, 863	2, 145	2, 635.37	451, 816	1, 595	3, 694.82	638, 257	1, 686	3, 135.09	541, 227	1, 120
竹 林	總 數	8.89	3, 122.00	33.00	2.16	1, 050.00	12.00	15.31	5, 592.00	43.00	0.70	306.00	2.00
		2, 019.16	372, 741.00	2, 112.00	2, 633.21	450, 766.00	1, 583.00	3, 679.51	632, 665.00	1, 643.00	3, 134.39	540, 921.00	1, 118.00
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無 立 木 地	總 數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區 分	16 齡 級			17 齡 級			18 齡 級			19 齡 級		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
立 木	總 數	總 數	2,370.14	578,020	1,608	1,618.46	411,527	947	1,588.36	406,548	894	885.09
		針 葉 樹	2,370.14	578,020	1,608	1,618.46	411,527	947	1,588.36	406,548	894	885.09
		針 葉 樹	708.09	284,487	1,215	476.68	207,820	773	503.86	218,540	774	383.48
	總 數	廣 葉 樹	1,662.05	293,533	393	1,141.78	203,707	174	1,084.50	188,008	120	501.61
		總 數	327.36	157,198	691	247.80	125,747	521	243.64	129,862	518	243.01
		針 葉 樹	323.65	156,465	690	243.25	125,028	520	236.24	128,552	517	242.34
	人 工 林	廣 葉 樹	3.71	733	1	4.55	719	1	7.40	1,310	1	0.67
		總 數	317.32	152,920	678	229.86	117,375	496	236.73	125,745	501	224.65
		針 葉 樹	313.61	152,187.00	677.00	225.31	116,656.00	495.00	229.33	124,435.00	500.00	223.98
	天 然 林	廣 葉 樹	3.71	733.00	1.00	4.55	719.00	1.00	7.40	1,310.00	1.00	0.67
		總 數	10.04	4,278	13	17.94	8,372	25	6.91	4,117	17	18.36
		針 葉 樹	10.04	4,278.00	13.00	17.94	8,372.00	25.00	6.91	4,117.00	17.00	18.36
地 木	總 數	廣 葉 樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		總 數	2,042.78	420,822	917	1,370.66	285,780	426	1,344.72	276,686	376	642.08
		針 葉 樹	384.44	128,022	525	233.43	82,792	253	267.62	89,988	257	141.14
	總 數	廣 葉 樹	1,658.34	292,800	392	1,137.23	202,988	173	1,077.10	186,698	119	500.94
		總 數	354.05	112,001	448	212.08	73,880	227	230.25	74,857	210	145.94
		針 葉 樹	328.50	106,967.00	437.00	208.74	73,336.00	226.00	230.11	74,827.00	210.00	124.46
	總 數	廣 葉 樹	25.55	5,034.00	11.00	3.34	544.00	1.00	0.14	30.00	-	21.48
		總 數	97.38	26,579	87	58.04	14,768	30	62.03	19,270	44	70.78
		針 葉 樹	50.86	19,240.00	80.00	24.22	9,152.00	26.00	36.14	14,546.00	44.00	13.94
	天 然 生 林	廣 葉 樹	46.52	7,339.00	7.00	33.82	5,616.00	4.00	25.89	4,724.00	-	56.84
		總 數	1,591.35	282,242	382	1,100.54	197,132	169	1,052.44	182,559	122	425.36
		針 葉 樹	5.08	1,815.00	8.00	0.47	304.00	1.00	1.37	615.00	3.00	2.74
竹	無 立 木 地	廣 葉 樹	1,586.27	280,427.00	374.00	1,100.07	196,828.00	168.00	1,051.07	181,944.00	119.00	422.62
		總 數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無 立 木 地		針 葉 樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		總 數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区 分		20				級		21		級		以 上	
		面 積	材 積	成 長 量	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	材 積	成 長 量		
立 木	總 数	總 数	640.86	258,704	678	1,878.09	819,293	1,161					
		針 葉 樹	640.86	258,704	678	1,878.09	819,293	1,161					
		広 葉 樹	465.88	230,154	664	1,331.82	725,365	1,158					
	人 工 林	總 数	174.98	28,550	14	546.27	93,928	3					
		針 葉 樹	283.57	157,346	498	561.52	307,788	530					
		広 葉 樹	276.38	156,286	498	547.68	305,814	530					
	天 然 林	總 数	7.19	1,060	-	13.84	1,974	-					
		針 葉 樹	251.96	140,684	454	490.28	273,001	483					
		広 葉 樹	244.77	139,624.00	454.00	481.65	271,791.00	483.00					
	地	總 数	7.19	1,060.00	-	8.63	1,210.00	-					
		針 葉 樹	31.61	16,662	44	71.24	34,787	47					
		広 葉 樹	31.61	16,662.00	44.00	66.03	34,023.00	47.00					
	竹	總 数	總 数	-	-	-	5.21	764.00	-				
			針 葉 樹	357.29	101,358	180	1,316.57	511,505	631				
			広 葉 樹	189.50	73,868	166	784.14	419,551	628				
人 工 林		總 数	167.79	27,490	14	532.43	91,954	3					
		針 葉 樹	157.62	57,157	112	445.50	160,054	213					
		広 葉 樹	157.38	57,140.00	112.00	445.29	160,009.00	213.00					
天 然 林		總 数	0.24	17.00	-	0.21	45.00	-					
		針 葉 樹	28.42	12,600	37	185.15	74,344	110					
		広 葉 樹	22.43	11,582.00	36.00	107.41	61,844.00	110.00					
地		總 数	5.99	1,018.00	1.00	77.74	12,500.00	-					
		針 葉 樹	171.25	31,601	31	685.92	277,107	308					
		広 葉 樹	9.69	5,146.00	18.00	231.44	197,698.00	305.00					
無 立 木 地	總 数	161.56	26,455.00	13.00	454.48	79,409.00	3.00						
	針 葉 樹	-	-	-	-	-	-						
無 立 木 地	總 数	-	-	-	-	-	-						
	針 葉 樹	-	-	-	-	-	-						

(2) 制限林普通林別森林資源表

単位 面積：ha、材積：千 m^3 、成長量：千 m^3

区分	総数	立 木									
		数			人			地			
		総 数			数			林			
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	育 成	単 層 林	育 成	複 層 林
総数	面積	101,076	97,290	49,097	48,192	43,796	43,287	509	41,432	469	1,856
	材積	23,587	23,587	16,831	6,756	14,713	14,654	59	14,065	54	643
	成長量	277	277	211	66	202	201	1	197	1	5
制限林	面積	32,739	32,000	17,134	14,865	15,900	15,684	216	15,273	212	624
	材積	7,451	7,451	5,337	2,114	4,800	4,782	18	4,581	18	219
	成長量	81	81	67	14	65	64	0	63	0	2
普通林	面積	68,336	65,290	31,963	33,327	27,896	27,603	293	26,629	257	1,232
	材積	16,135	16,135	11,494	4,642	9,913	9,872	41	9,484	36	424
	成長量	196	196	144	52	137	137	1	134	0	3

単位 面積：ha、材積：千 m^3 、成長量：千 m^3

区分	総数	立 木									
		数			木			地			
		天			然			林			
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	育 成	単 層 林	育 成	複 層 林	天 然 生 林	竹 林	
総数	面積	53,494	5,810	47,684	4,546	4,279	267	2,900	1,194	1,706	45,711
	材積	8,874	2,177	6,697	1,471	1,424	47	812	519	292	6,358
	成長量	75	10	65	7	7	0	3	2	1	64
制限林	面積	16,100	1,450	14,650	960	891	69	1,373	505	867	13,713
	材積	2,651	555	2,096	305	294	11	395	246	149	1,936
	成長量	16	3	14	1	1	0	2	1	0	13
普通林	面積	37,394	4,360	33,034	3,586	3,388	198	1,527	689	838	31,998
	材積	6,223	1,622	4,601	1,166	1,131	36	416	273	143	4,422
	成長量	59	7	51	6	6	0	2	1	0	51

注 単位未満を四捨五入しているため各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積：ha、材積：千m³

区 分	総 数	立 木										地			
		人					工					林			
		総 数		総 数		総 数		育 成		育 成		育 成		育 成	
総 数	面 積	針 葉 樹	広 葉 樹	針 葉 樹	広 葉 樹	針 葉 樹	広 葉 樹	針 葉 樹	広 葉 樹	針 葉 樹	広 葉 樹	針 葉 樹	広 葉 樹	針 葉 樹	広 葉 樹
		材 積	材 積	材 積	材 積	材 積	材 積	材 積	材 積	材 積	材 積	材 積	材 積	材 積	材 積
盛岡市	総 数	101,076	49,097	48,192	43,796	509	41,901	41,432	469	1,895	1,856	39	5		
	材 積	23,587	16,831	6,756	14,713	59	14,065	14,011	54	648	643	5			
滝沢市	総 数	47,933	22,685	23,143	21,340	248	20,744	20,505	239	596	588	9	1		
	材 積	10,675	7,549	3,126	7,051	29	6,873	6,845	28	178	176	1	19		
雫石町	総 数	5,520	2,803	2,491	2,333	73	2,068	2,014	54	264	246	19	2		
	材 積	1,468	1,106	362	915	9	823	816	7	92	90	2	8		
岩手町	総 数	16,983	8,090	8,511	7,092	101	6,498	6,406	92	593	585	8	1		
	材 積	4,593	3,360	1,233	2,764	7	2,536	2,530	6	227	226	1	2		
紫波町	総 数	21,579	11,046	9,651	9,326	56	8,981	8,927	54	345	343	2	0		
	材 積	4,495	3,133	1,362	2,553	10	2,445	2,436	10	108	108	0	2		
矢巾町	総 数	8,472	4,180	4,130	3,462	25	3,379	3,355	24	83	81	2	0		
	材 積	2,202	1,560	642	1,327	3	1,290	1,288	3	37	36	0	-		
総 数	面 積	590	294	266	244	238	6	230	225	6	13	13	-		
	材 積	154	123	32	104	103	0	97	97	0	6	6	-		

単位 面積：ha、材積：千m³

区 分	総 数	立 木										地			
		天 然 林					人 工 林					竹 林			
		総 数		育 成		育 成		育 成		育 成		育 成		育 成	
		針 葉 樹	広 葉 樹	針 葉 樹	広 葉 樹	針 葉 樹	広 葉 樹	針 葉 樹	広 葉 樹	針 葉 樹	広 葉 樹	針 葉 樹	広 葉 樹	針 葉 樹	広 葉 樹
盛岡市	総 数	53,494	47,684	4,546	4,279	267	2,900	1,194	1,706	46,048	336	45,711	2,007	1,779	
	材 積	8,874	6,697	1,471	1,424	47	812	519	292	6,591	234	6,358	-	-	
滝沢市	総 数	24,488	22,896	1,230	1,187	43	830	335	495	22,429	71	22,358	1,099	1,005	
	材 積	3,624	3,096	401	394	7	191	112	79	3,032	22	3,010	-	-	
雫石町	総 数	2,962	2,418	462	460	2	146	78	68	2,354	6	2,348	88	137	
	材 積	553	353	165	165	0	44	33	11	344	3	341	-	-	
岩手町	総 数	9,509	8,410	473	472	2	962	391	570	8,074	235	7,838	196	186	
	材 積	1,830	1,226	165	165	0	338	236	102	1,327	202	1,124	-	-	
紫波町	総 数	11,371	9,595	1,686	1,467	219	743	286	457	8,942	23	8,919	560	322	
	材 積	1,942	1,352	519	480	39	183	103	80	1,239	6	1,233	-	-	
矢巾町	総 数	4,848	4,105	646	645	1	203	98	106	3,999	1	3,998	61	101	
	材 積	875	639	203	203	0	52	33	20	619	0	619	-	-	
総 数	面 積	317	260	49	49	-	16	6	10	251	1	250	3	27	
	材 積	51	31	17	17	-	4	2	1	30	0	30	-	-	

注 単位未満を四捨五入しているため各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

(4) 所有形態別森林資源表

単位 面積：ha、材積：千m³

区 分	総 数	立 木									
		総 数		人		工		地			
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数
総 数	面積	101,076	97,290	49,097	48,192	43,796	43,287	509	41,901	41,432	469
	材 積	23,587	23,587	16,831	6,756	14,713	14,654	59	14,065	14,011	54
県 有 林	面積	9,854	9,535	6,876	2,659	6,676	6,605	70	6,374	6,304	70
	材 積	2,451	2,451	2,135	316	2,064	2,055	9	1,982	1,973	9
市町村有林	面積	7,413	7,270	5,047	2,223	4,702	4,591	111	4,444	4,354	90
	材 積	2,076	2,076	1,742	334	1,588	1,580	8	1,507	1,502	5
財産区有林	面積	1,605	1,596	539	1,057	374	372	2	355	353	2
	材 積	437	437	257	180	153	152	0	145	144	0
私 有 林	面積	82,204	78,889	36,635	42,254	32,044	31,719	325	30,729	30,421	307
	材 積	18,623	18,623	12,698	5,926	10,908	10,867	42	10,431	10,391	39

単位 面積：ha、材積：千m³

区 分	立 木									
	天		然		地		林			
	総 数		総 数		総 数		育 成		復 層	
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	針 葉 樹	広 葉 樹	針 葉 樹	針 葉 樹	広 葉 樹	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	面積	53,494	5,810	47,684	4,546	4,279	267	2,900	1,194	1,706
	材 積	8,874	2,177	6,697	1,471	1,424	47	812	519	292
県 有 林	面積	2,859	271	2,588	229	229	1	56	21	35
	材 積	386	80	307	64	64	0	15	9	6
市町村有林	面積	2,568	456	2,112	336	323	13	200	102	98
	材 積	488	162	326	118	115	3	53	36	17
財産区有林	面積	1,221	166	1,055	14	14	-	385	152	233
	材 積	284	104	180	8	8	-	142	96	46
私 有 林	面積	46,845	4,916	41,928	3,967	3,713	253	2,259	919	1,340
	材 積	7,715	1,831	5,884	1,281	1,237	44	601	378	223

注 単位未満を四捨五入しているため各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

(5) 制限林の種類別面積

単位：ha

区分	保安林				砂防指定地	自然公園										自然環境保全地域				都市緑地法による他の保全地区	都市計画法による風致地区	林業振興法による特別天然林	天然記念物に係る指定区域等	急傾斜地崩壊危険区域	その他の	合計		
	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	その他の保安林		保安施設地区	国立公園				県立自然公園				原生自然環境保全地域	国指定自然環境特別地区	県指定自然環境特別地区	県自然環境保全地域	計									
							特別保護地区	第一種特別天然地域	第二種特別天然地域	地域区分未定地域	小計	第一種特別天然地域	第二種特別天然地域	第三種特別天然地域													地域区分未定地域	小計
総数	18,968.69	(10.35) 7,753.74	(3.59) 387.90	(359.41) 297.35	(373.35) 27,407.68	(3.99) 79.95									(116.60) 4,790.58	17.05	107.99	125.04	(77.95) 18.20	60.02	(70.48) 247.65	(0.10) 9.87				(642.47) 32,739.27		
盛岡市	9,187.31	(10.35) 2,956.68		(239.95) 135.13	(250.30) 12,393.60										(116.60) 4,639.18				(77.95) 9.70	60.02		(0.10) 8.51				(444.95) 17,115.22		
滝沢市	597.84	69.68	5.01	(45.21) 53.84	(45.21) 726.37												17.05	6.28	23.33	8.50		115.81 (70.48)				(45.21) 900.56		
磐石町	3,658.38	2,886.99	66.19	(68.71) 70.51	(68.71) 6,682.07	(3.99) 26.07												101.71	101.71			115.32 (70.48)	0.87			(143.18) 7,077.44		
岩手町	4,982.79	1,710.38	(3.59) 198.38	(3.59) 30.01	(3.59) 6,921.56	8.75																16.52 (70.48)	0.49			(3.59) 6,947.32		
紫波町	542.37	88.11	3.84	(5.54) 7.86	(5.54) 642.18	14.65																				(5.54) 656.83		
矢巾町		41.90			41.90																						41.90	

注 () 内の数字は他の制限林と重複した面積で外数である。

(6) 樹種別材積表

単位：千m³

林種	針 葉 樹						広 葉 樹	
	ス ギ	ヒ ノ キ	ア カ マ ツ	カ ラ マ ツ	そ の 他 N	計	ク リ	コ ナ ラ
総 数	7,486	38	5,242	3,685	381	16,831	888	1,556
人工林	7,278	38	3,505	3,685	149	14,654	3	3
天然林	208	-	1,737	-	232	2,177	884	1,553
林種	広 葉 樹							合計
	ミ ズ ナ ラ	カ ン バ	ホ オ ノ キ	カ エ デ	サ ク ラ	そ の 他 L	計	
総 数	1,257	380	319	393	361	1,601	6,756	23,587
人工林	1	1	0	0	0	51	59	14,713
天然林	1,257	379	319	393	361	1,550	6,697	8,874

注1 広葉樹の材積は、昭和58年度広葉樹賦存状況調査の構成比率による。

2 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

(7) 特定保安林の指定状況

単位 面積：ha

市 町 村	特 定 保 安 林					要 整 備 森 林		備 考
	番号	面 積				箇所数	面 積	
		総 数	人工林	天然林	その他			
総 数	—	—	—	—	—	—	—	
盛 岡 市	—	—	—	—	—	—	—	
滝 沢 市	—	—	—	—	—	—	—	
雫 石 町	—	—	—	—	—	—	—	
岩 手 町	—	—	—	—	—	—	—	
紫 波 町	—	—	—	—	—	—	—	
矢 巾 町								

(8) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

種 類		荒 廃 地	荒 廃 危 険 地	備 考
総 数		41.91	—	
市町村別内訳	盛岡市	6.24	—	
	滝沢市	3.90	—	
	雫石町	24.09	—	
	岩手町	—	—	
	紫波町	7.68	—	
	矢巾町	—	—	

(9) 森林の被害

単位 面積：ha

種 類		火 災			気 象 害			病 虫 害			シカ害			その他獣害		
年 度		4	5	6	4	5	6	4	5	6	4	5	6	4	5	6
総 数		-	1.55	0.87	-	0.71	2.08	437.30	243.00	245.00	-	-	-	-	-	-
市町村別内訳	盛岡市	-	0.48	-	-	-	2.08	322.00	124.00	93.00	-	-	-	-	-	-
	滝沢市	-	-	-	-	0.71	-	48.00	37.00	43.00	-	-	-	-	-	-
	雫石町	-	1.07	-	-	-	-	38.00	10.00	19.00	-	-	-	-	-	3.83
	岩手町	-	-	-	-	-	-	0.30	44.00	47.00	-	-	-	-	-	-
	紫波町	-	-	0.87	-	-	-	22.00	17.00	26.00	-	-	-	-	-	-
	矢巾町	-	-	-	-	-	-	7.00	11.00	17.00	-	-	-	-	-	-

注1 森林整備課資料による。

2 火災、気象害については暦年、病虫害、シカ被害、その他獣害については年度

3 火災、気象害、シカ被害、その他獣害については被害実面積、病虫害については被害区域面積

(10) 防火線等の整備状況

単位 延長：m

種 類		防 火 帯 道	防 火 線	備 考
総 数		—	—	
市町村別内訳	盛岡市	—	—	
	滝沢市	—	—	
	雫石町	—	—	
	岩手町	—	—	
	紫波町	—	—	
	矢巾町	—	—	

注 森林整備課資料による

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林業経営体数

単位 経営体数

区 分	総 数	保有山林なし	5ha未満	5～10ha未満	10～50ha未満	50ha以上	備考
総 数	181	10	35	47	55	34	
市町村別内訳	盛岡市	58	3	15	8	15	17
	滝沢市	17	2	4	7	3	1
	雫石町	39	2	8	11	14	4
	岩手町	36	2	4	8	15	7
	紫波町	26	1	3	12	6	4
	矢巾町	5	-	1	1	2	1

- 注 1 2020年農林業センサスによる。
 2 保有山林とは、権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林をいう。
 3 林業経営体とは、下記のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
 ア 保有山林面積が3ha以上で、かつ、調査実施年を計画期間に含む森林経営計画を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い育林若しくは伐採を実施した者。
 イ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して素材生産を行っている者。
 ただし、素材生産については、調査期日前1年に200m³以上の素材を生産した者に限る。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 件数：件、面積：ha

区 分	総 数		公 有 林		私 有 林		備考
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	
総 数	95	25,141	18	13,902	77	11,239	
市町村別内訳	盛岡市	22	12,810	2	9,483	20	3,327
	滝沢市	6	685	2	102	4	583
	雫石町	10	4,534	2	2,879	8	1,654
	岩手町	30	5,903	2	907	28	4,996
	紫波町	24	1,110	8	488	16	622
	矢巾町	3	100	2	43	1	57

- 注 1 市町村別の件数欄には、当該市町村の森林についてたてられている森林経営計画の認定森林所有者等の数を記載する。
 2 認定が複数の市町村に跨る場合、件数はそれぞれの市町村で1件としている。
 3 令和6年度末現在で認定されている森林経営計画である。
 4 面積総数は端数処理しているため、必ずしも一致しない。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 件数：件、面積：ha

市 町 村 別	経 営 管 理 権		経 営 管 理 実 施 権		備考
	件 数	面 積	件 数	面 積	
盛 岡 市	-	-	-	-	-
滝 沢 市	-	-	-	-	-
雫 石 町	-	-	-	-	-
岩 手 町	-	-	-	-	-
紫 波 町	30	24	-	-	-
矢 巾 町	-	-	-	-	-

令和7年3月31日現在

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

市 町 村 別		組 合 名	組 合 員 数	常 勤 役 職 員 数	出 資 金 総 額	組 合 員 所 有 (又は組合経営) 森 林 面 積	備 考
森 林 組 合	総 数	1	3,159	32	376,181	79,858	
	盛 岡 市	盛 岡 広 域	3,159	32	376,181	79,858	
	滝 沢 市						
	雫 石 町						
	岩 手 町						
	紫 波 町						
	矢 巾 町						
生 産 森 林 組 合	総 数	3	321	-	62,620	714	
	盛 岡 市	築 川	38	-	10,140	387	
		加 賀 野	17	-	15,180	202	
	紫 波 町	志 和	266	-	37,300	125	

注 1 森林組合については、森林組合一斉調査資料による。(令和4年度実績)

2 組合員数については、正組合員と准組合員との合計数である。

イ 事業内容及び活動状況等

単位 金額：千円										
組 合 名	指 導 事 業	販 売 事 業	林 産 事 業	加 工 事 業	購 買 事 業	養 苗	森 林 造 成 業 事	利 用 及 び 福 利 厚 生 業	金 融 事 業	合 計
総 数	-	57,598	549,185	-	33,957	-	396,994	119,519	-	1,157,253
盛 岡 広 域	-	57,598	549,185	-	33,957	-	396,994	119,519	-	1,157,253
森 林 組 合 別 内 訳										

注 森林組合一斉調査資料による。(令和4年度実績)

(5) 林業事業体等の現況

区 分	林 業 経 営 体	木 材 卸 売 (素 材 市 売 市 場)	木材・木製品製造業
総 数	30	1	16
盛 岡 市	14	－	4
滝 沢 市	2	－	2
雫 石 町	5	－	1
岩 手 町	4	－	4
紫 波 町	4	－	4
矢 巾 町	1	1	1

注 林業経営体数は「2020年農林業センサス」林業経営体-組織形態別経営体数（法人化している経営体数より）、木材・木製品製造業は岩手県の工業(2023)（従業者4名以上の事業所）による。

(6) 林業労働力の概況

単位：人

事業体名	区分 年度	総数	就労日数区分別人数			年齢別人数			性別	
			60日未満	60～149日	150日以上	39歳以下	40～59歳	60歳以上	男	女
森林組合	令和3年	50	-	-	50	7	20	23	49	1
	令和4年	52	-	1	51	6	24	22	51	1
	令和5年	49	-	1	48	7	24	18	49	-
森林組合以外の林業事業体	令和3年	184	-	11	173	52	64	68	177	7
	令和4年	192	-	21	171	54	67	71	185	7
	令和5年	189		15	174	59	64	66	183	6

注1 森林整備課資料による。

注2 未回答があるため、総数と内訳が合致しない場合がある。

(7) 林業機械化の概況

機械種名	摘要	単位	数量	備考
フェラバンチャ		台	0	
スキッダ		台	1	
プロセッサ		台	2	
ハーベスタ		台	19	
フォワーダ		台	18	
タワーヤーダ		台	0	
スイングヤーダ		台	1	
その他		台	10	グラップルバケット

注 森林整備課資料による。(令和6年3月31日現在)

(8) 作業路網等の整備の概況

単位 路線数：路線 延長：m

区 分	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度		備 考
	路線数	延 長	路線数	延 長	路線数	延 長	
総 数	11	11,659	8	7,773	8	5,191	
森 林 整 備 事 業	-	-	-	-	-	-	
水 源 林 造 成 事 業	3	1,944	4	3,600	2	466	
治 山 事 業	-	-	-	-	-	-	
県 有 林	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	8	9,715	4	4,173	6	4,725	

注 森林整備課資料による。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：1,000m³、実行歩合：％

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	590	400	990	472	191	663	80	48	67
針 葉 樹	430	400	830	391	191	582	91	48	70
広 葉 樹	160	-	160	81	-	81	51	-	51

注1 単位未満を四捨五入しているため、各値と総数は一致しないことがある。

注2 主伐の実行量は令和3年次～5年次の実績に令和6年次～7年次の見込量を加えたものである。

注3 間伐の実行量は令和3年度～6年度の実績に令和7年度の見込量を加えたものである。

(2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha、実行歩合：％

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計	実	実行歩合	計	実	実行歩合	計	実	実行歩合
画	行		画	行		画	行	
2,840	3,467	122	1,390	1,003	72	1,450	2,464	170

注 実行量は令和3年度～6年度の実績に令和7年度の見込量を加えたものである。

(3) 間伐面積

単位 面積：ha、実行歩合：％

計 画	実 行	実 行 割 合
6,820	3,560	52

注 間伐の実行量は令和3年度～6年度の実績に令和7年度の見込量を加えたものである。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：m、実行歩合：％

開 設 延 長			拡 張 延 長		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
5,500	-	-	11,750	23	0

注 実行量は令和3年度～6年度の実績に令和7年度の見込量を加えたものである。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha、実行歩合：％

種 類	指 定			解 除 実 績
	計 画	実 行	実行歩合	
総 数	2,690	388	14	-
水源かん養	2,440	336	14	-
災害防備	250	52	21	-
保健風致等	-	-	-	-

注 実行量は令和3年度～6年度の実績に令和7年度の見込量を加えたものである。

イ 保安施設地区の面積
該当なし。

ウ 治山事業の数量

単位 実行歩合：％

種 類	治 山 事 業 施 行 地 区 数		
	計 画	実 行	実 行 歩 合
総 数	9	9	100
保安林整備	2	2	100
山地治山	6	6	100
地すべり	1	1	100

注 実行量は令和3年度～令和6年度の実績に令和7年度の見込量を加えたものである。

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農 用 地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工 場等建物敷地及 びその附帯地	採石採土地	そ の 他	合 計
23	－	11	－	536	571

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農 用 地	官行造林の 返 地	そ の 他	合 計
－	－	－	19	19

注 四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 材積：千 m^3 、面積：ha、延長：km

分 期			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐 採 立 木 材 積	總 數	總 數	1,000	1,300	2,666	2,415	2,189	1,956	1,670	1,436
		針葉樹	830	1,050	1,958	1,817	1,680	1,527	1,328	1,148
		広葉樹	170	250	708	598	509	429	342	288
	主 伐	總 數	650	1,000	2,611	2,361	2,107	1,837	1,502	1,196
		針葉樹	480	750	1,903	1,763	1,598	1,408	1,160	908
		広葉樹	170	250	708	598	509	429	342	288
	間 伐	總 數	350	300	55	54	82	119	168	240
		針葉樹	350	300	55	54	82	119	168	240
		広葉樹								
造林面積	總 數		3,200	4,700	3,629	6,671	8,268	7,247	6,290	5,286
	人 工 造 林		1,700	2,600	1,776	3,611	3,839	3,505	3,120	2,650
	天 然 更 新		1,500	2,100	1,853	3,060	4,429	3,742	3,170	2,636
林道開設延長			3	10						

注 地域森林計画樹立の翌年度から5年間を第Ⅰ分期、次の5年間を第Ⅱ分期以下同様とし、最終の分期を第Ⅷ分期とする。

(2) 分期別期首資源表

区 分			面										積										材 積	
			總 數	伐採跡地	小 計	1. 2齡級	3. 4齡級	5. 6齡級	7. 8齡級	9. 10齡級	11. 12齡級	13. 14齡級	15. 16齡級	17. 18齡級	19. 20齡級	21齡級以上								
第Ⅰ分期	總 數	101,076	3,786	97,290	4,357	7,656	4,379	7,944	8,987	17,085	22,392	5,430	3,071	3,324	23,587									
	人 總 數	44,647	851	43,796	1,893	1,575	2,051	3,955	6,057	11,283	11,277	3,640	672	736	658	14,713								
	工 育成單層林	42,706	805	41,901	1,892	1,562	1,994	3,873	5,876	10,809	10,657	3,356	673	572	14,065									
	林 育成複層林	1,941	46	1,895	1	13	57	81	181	474	620	283	35	85	648									
	天 總 數	56,428	2,935	53,494	2,464	6,081	2,328	3,989	2,930	5,801	11,115	9,025	4,758	2,335	2,667	8,874								
第Ⅲ分期	自然 育成單層林	4,699	153	4,546	-	3	26	60	83	358	1,404	986	614	424	590	1,471								
	天然生林	48,770	2,723	46,048	2,464	6,078	2,302	3,896	2,776	5,065	8,956	7,400	3,780	1,707	1,625	6,591								
	總 數	101,076	4,798	96,278	9,263	4,281	7,342	4,248	7,530	8,244	15,077	19,284	10,790	4,405	5,814	23,930								
	人 總 數	45,615	2,246	43,369	4,386	1,888	1,566	2,025	3,799	5,893	9,906	2,953	515	1,241	15,490									
	工 育成單層林	40,991	2,246	38,745	1,651	1,887	1,553	1,968	3,717	5,413	9,432	8,877	2,669	480	1,098	14,665								
第Ⅴ分期	林 育成複層林	4,624	-	4,624	2,735	1	13	57	82	180	474	620	284	35	143	825								
	總 數	55,461	2,553	52,909	4,877	2,393	5,776	2,223	3,731	2,651	5,171	9,787	7,837	3,890	4,573	8,440								
	天然 育成單層林	4,860	298	4,563	818	-	2	18	54	68	287	1,165	780	433	938	1,262								
	林 育成複層林	4,095	-	4,095	1,195	-	-	-	34	73	378	756	639	364	656	782								
	天然生林	46,506	2,255	44,251	2,864	2,393	5,774	2,205	3,643	2,510	4,506	7,866	6,418	3,093	2,979	6,396								
第Ⅶ分期	總 數	101,076	6,449	94,627	17,316	9,039	4,038	6,461	3,671	6,124	6,320	11,014	13,686	7,718	9,240	21,315								
	人 總 數	46,144	3,062	43,082	8,454	4,382	1,879	1,548	1,896	3,255	4,369	7,159	6,491	2,031	1,618	13,456								
	工 育成單層林	38,495	3,062	35,433	5,429	1,647	1,878	1,535	1,839	3,173	4,189	6,685	5,871	1,747	1,440	12,174								
	林 育成複層林	7,649	-	7,649	3,025	2,735	1	13	57	82	180	474	620	284	178	1,282								
	天 總 數	54,932	3,387	51,545	8,862	4,657	2,159	4,913	1,775	2,869	1,951	3,855	7,195	5,687	7,859	1,112								
第Ⅸ分期	天然 育成單層林	4,815	258	4,557	821	811	-	2	18	39	46	202	845	541	1,232	1,112								
	林 育成複層林	5,438	-	5,438	1,343	1,195	-	-	-	34	73	378	756	639	1,020	900								
	天然生林	44,679	3,129	41,550	6,698	2,651	2,159	4,911	1,757	2,796	1,832	3,275	5,594	4,507	5,370	5,847								
	總 數	101,076	5,641	95,435	15,435	17,058	8,561	3,612	5,293	2,958	4,616	4,557	7,845	10,121	15,379	20,056								
	人 總 數	46,211	2,809	43,402	7,557	8,434	4,369	1,833	1,456	1,610	2,490	3,103	4,880	4,549	3,121	12,521								
第Ⅺ分期	工 育成單層林	38,562	2,809	35,753	7,557	5,409	1,634	1,832	1,443	1,553	2,408	2,923	4,406	3,929	2,659	10,633								
	林 育成複層林	7,649	-	7,649	-	3,025	2,735	1	13	57	82	180	474	620	462	1,888								
	總 數	54,864	2,832	52,033	7,878	8,624	4,192	1,779	3,837	1,348	2,126	1,454	2,965	5,572	12,258	7,535								
	天然 育成單層林	4,782	163	4,620	520	814	774	-	2	12	28	33	144	643	1,650	1,114								
	林 育成複層林	5,438	-	5,438	-	1,343	1,195	-	-	-	34	73	378	756	1,659	1,075								
第Ⅼ分期	天然生林	44,644	2,669	41,975	7,358	6,467	2,223	1,779	3,835	1,336	2,064	1,348	2,443	4,173	8,949	5,346								
	總 數	101,076	4,817	96,259	11,298	15,180	16,384	7,919	3,033	4,050	2,199	3,292	3,175	5,804	23,925	20,525								
	人 總 數	46,186	2,305	43,881	5,523	7,537	8,412	4,340	1,692	1,244	1,216	1,701	2,049	3,401	6,766	12,775								
	工 育成單層林	38,537	2,305	36,232	5,523	7,537	5,387	1,605	1,691	1,231	1,159	1,619	1,869	2,927	5,684	10,442								
	林 育成複層林	7,649	-	7,649	-	-	3,025	2,735	1	13	57	82	180	474	1,082	2,333								
第Ⅽ分期	總 數	54,890	2,513	52,378	5,775	7,643	7,972	3,579	1,341	2,806	983	1,591	1,126	2,403	17,159	7,750								
	天然 育成單層林	4,649	3	4,647	314	514	775	682	-	1	9	20	25	108	2,199	1,178								
	林 育成複層林	5,438	-	5,438	-	-	1,343	1,195	-	-	-	34	73	378	2,415	1,215								
	天然生林	44,803	2,510	42,293	5,461	7,129	5,854	1,702	1,341	2,805	974	1,537	1,028	1,917	12,545	5,357								

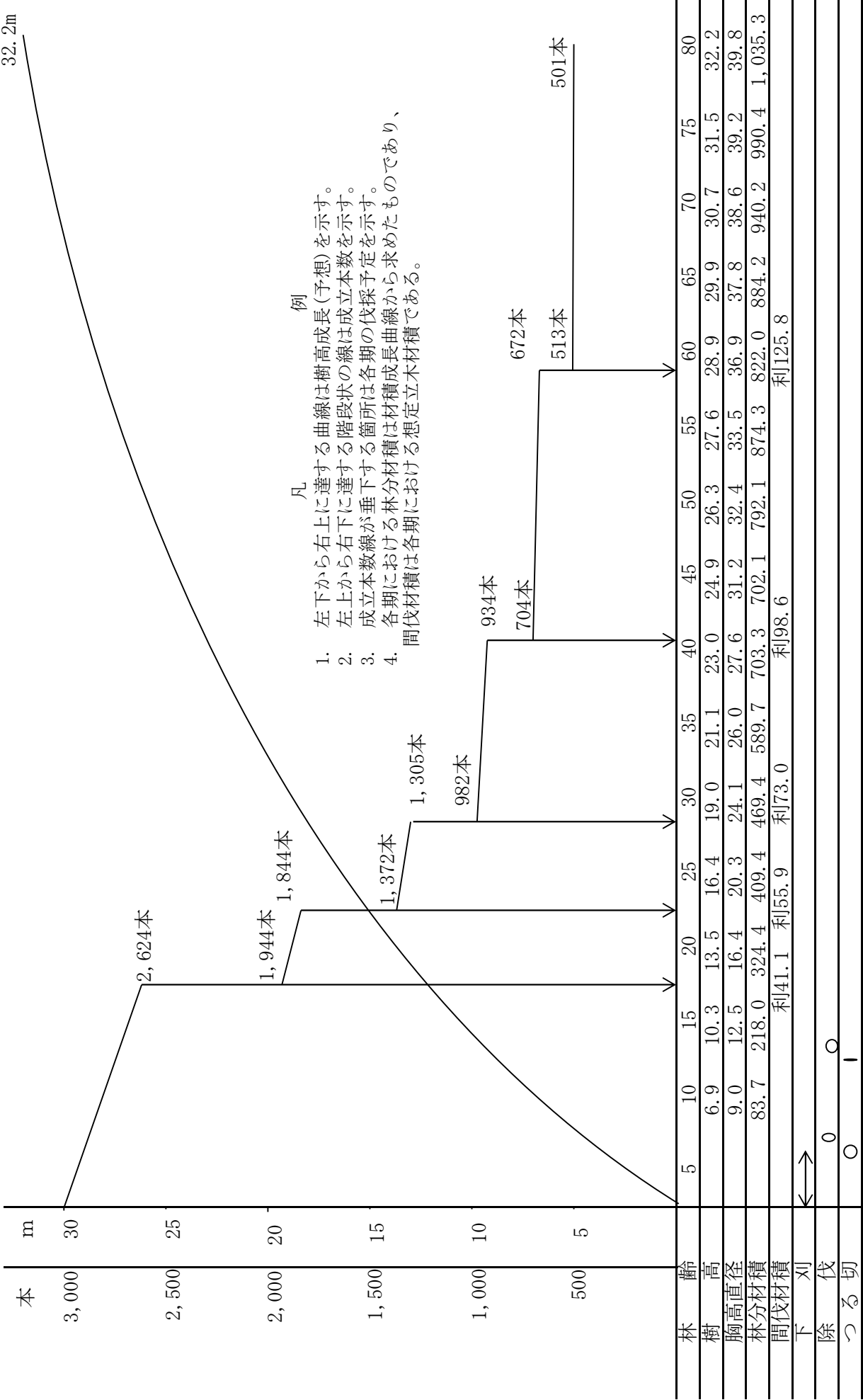
注 單位未滿を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

7 その他

(1) 施業方法別の施業体系図

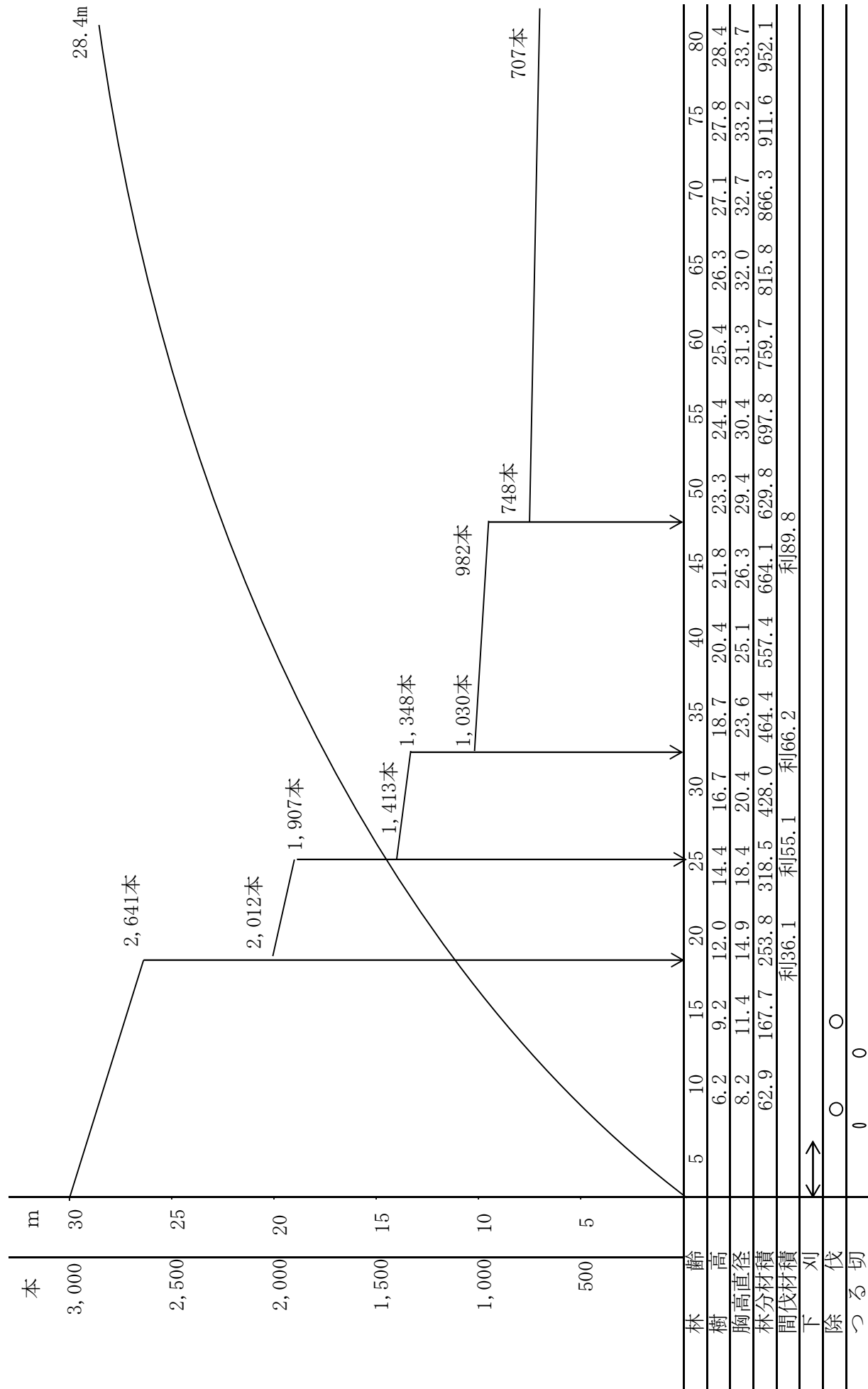
スギ一般材施業の指針(地位上)

[森林施業の指針1]



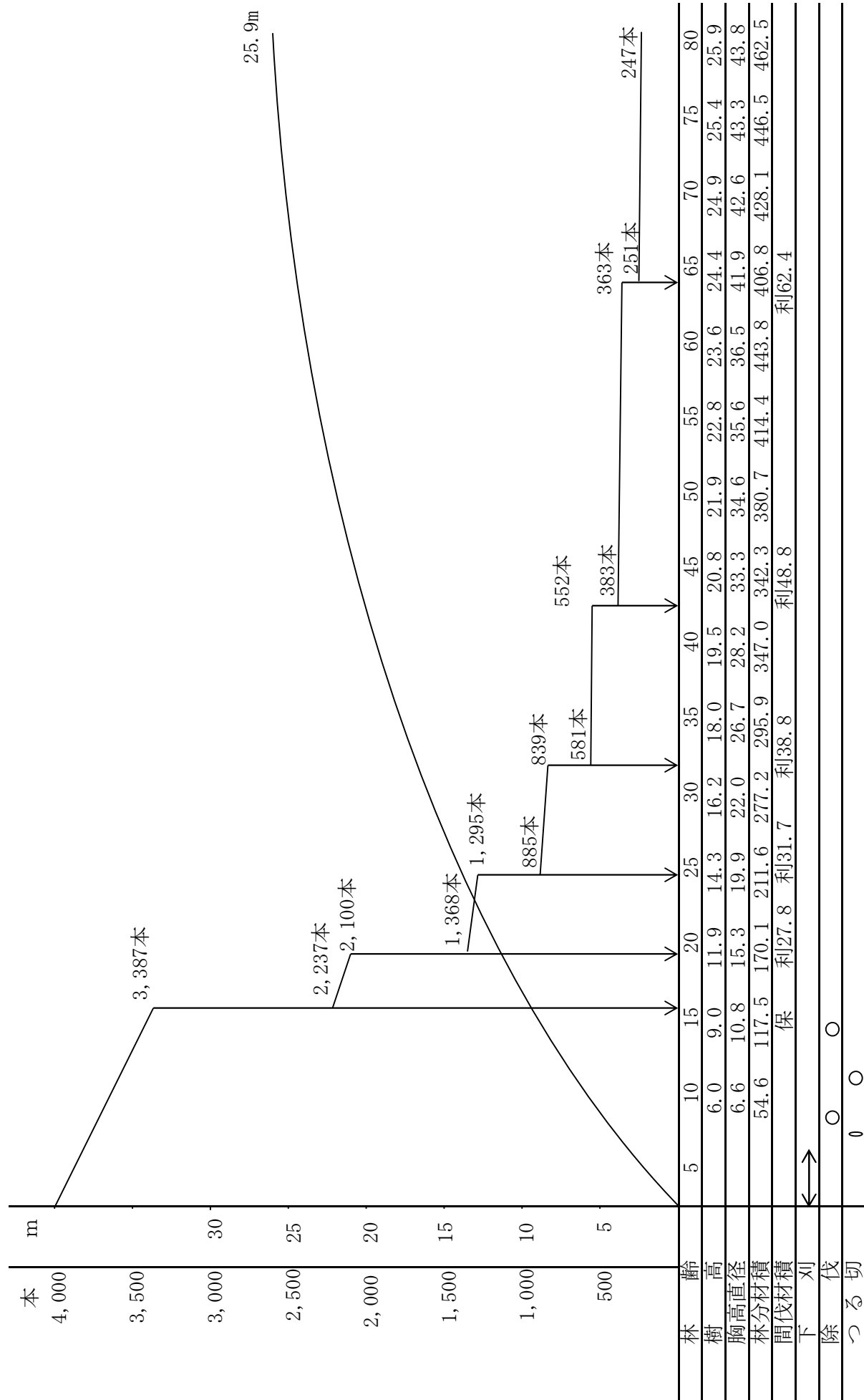
〔森林施業の指針 2〕

スギ一般材施業の指針(地位中)



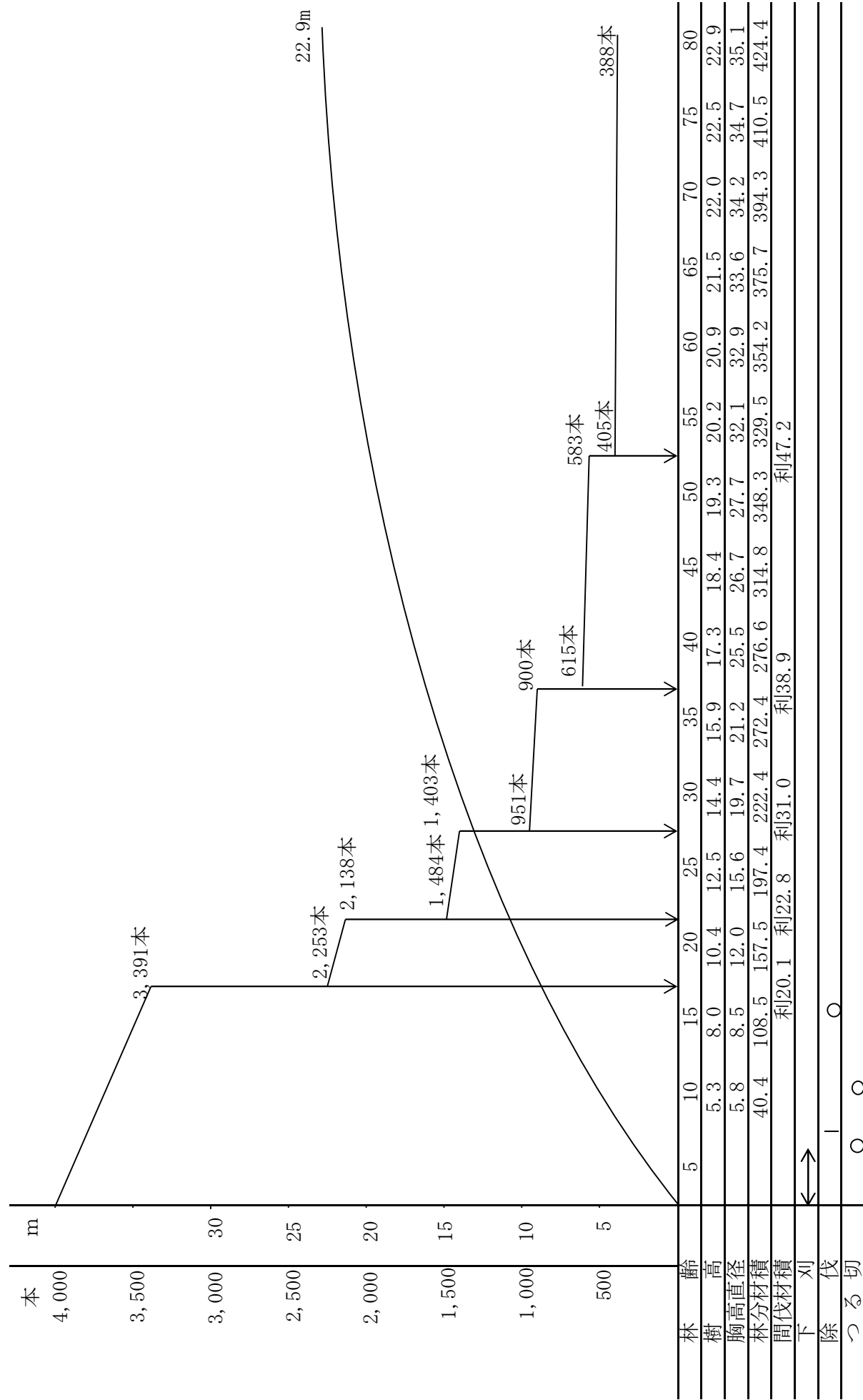
アカマツ一般材施業の指針(地位上)

[森林施業の指針3]



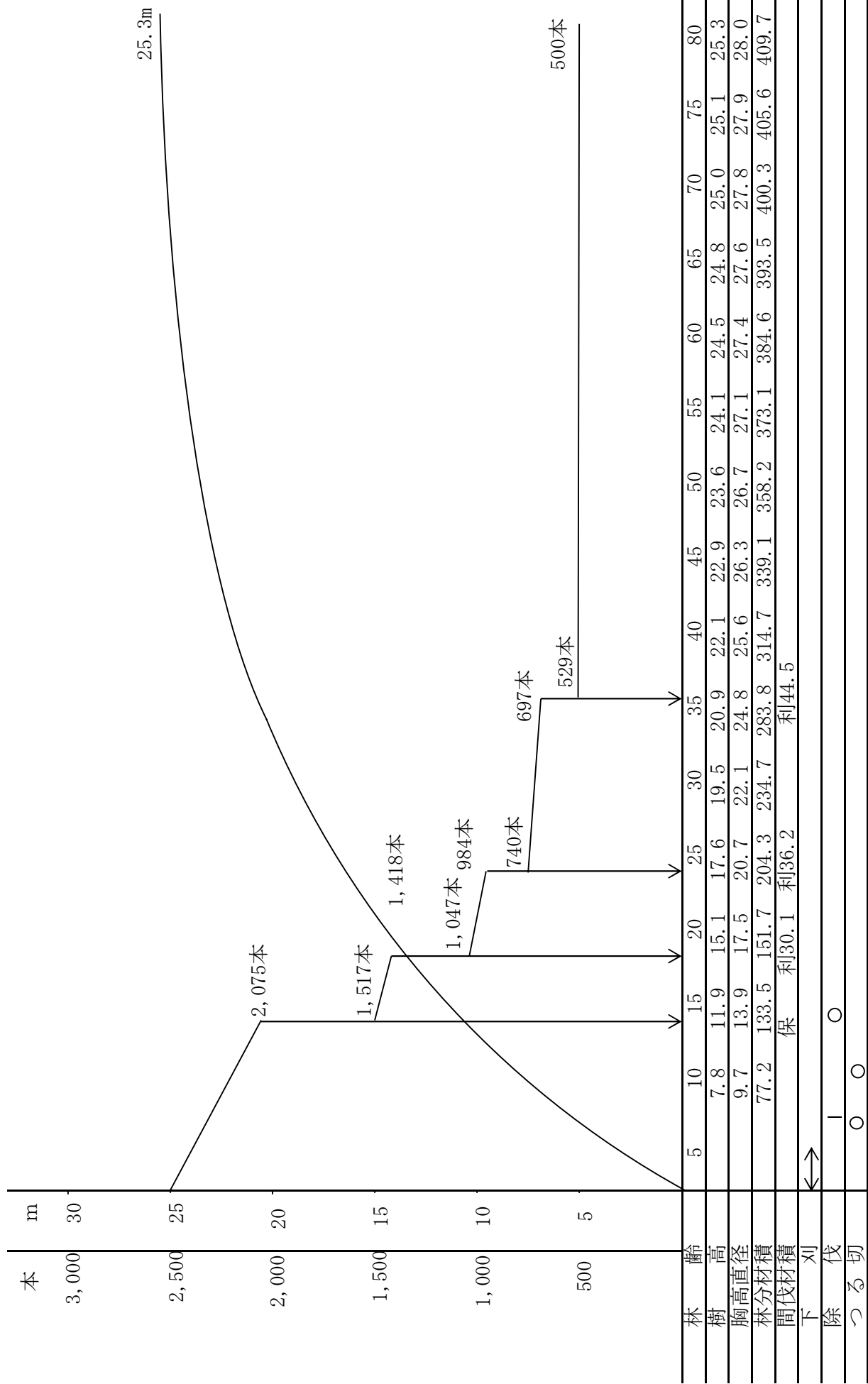
アカマツ一般材施業の指針(地位中)

[森林施業の指針 4]



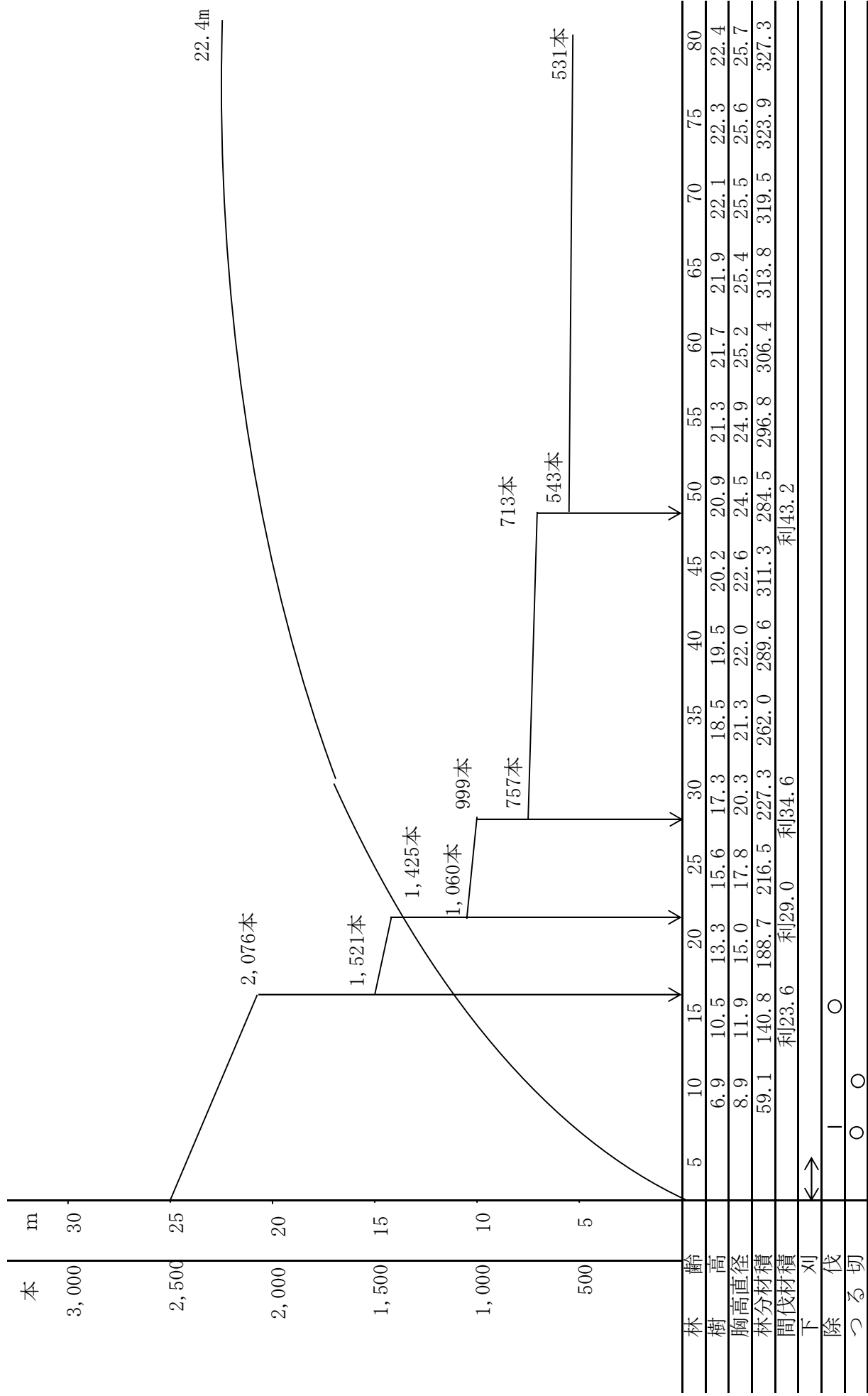
〔森林施設の指針5〕

カラマツ一般材施業の指針(地位上)



〔森林施設の指針6〕

カラマツ一般材施業の指針(地位中)



(2) 持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

単位 材積：千m³

主伐(皆伐)上限量の目安
319

第2表 持続的伐採可能量(年間)

単位 再造林率：％ 材積：千m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	319	65	384
90	287		352
80	255		320
70	223		288
60	191		256
50	160		225
40	128		193
30	96		161
20	64		129
10	32		97

(参考) 用語の解説

(五十音順)

項 目	解 説	主 な 掲 載 個 所
いよく のうりよく りんぎょう 意欲と能力のある林業 けいえいたい 経営体	森林経営管理法第36条第2項に基づき、県が登録・公表する林業経営体。経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有し、経営管理を確実にを行うための経理的な基礎を有すると認められる者。	P37～39
いわて もくしつ 木質バイオマス エネルギー利用展開指 針(第3期)	「いわて県民計画(2019～2028)」に掲げる推進方策等に対応した木質バイオマスエネルギー利用促進の指針を示すものとして、2019年度～2022年度を期間として策定した計画。	P39
いわて りんぎょう 林業アカデミー	林業への就業希望者等を対象に、林業に関する知識及び技術を体系的に取得することを目的に岩手県が平成29年4月から開講した研修。将来的に林業事業体の経営の中核となり得る現場技術者を養成している。	P37
えだう 枝打ち	一般的には無節の良質材を育成するため下方の枝を切り落とすことをいう。近年は、複層林における下層木や、裸地化した土壌表面での植物の生育が可能となるよう陽光を与えるなど、公益的機能を確保する観点からも行われる。	P28
おびじょうたくぼつさぎょう 帯状択伐作業	単木択伐の非効率性を補うとともに、皆伐による裸地化の弊害を避けるため、立木を樹高幅ほどで帯状に伐採し、その跡地は植栽若しくはぼう芽又は天然下種による更新を期待して行われる施業体系(作業種)の1つ。	P21
かいぼつ 皆伐	主伐の一種で、一定範囲の樹木を一斉に全部又は大部分を伐採すること。	P7, 9, 19～24, 32, 33, 40, 51, 59, 67, 68
お かき起こし	更新補助作業の一つ。天然下種からの芽生えの発生と根付きを促進するため、地表面を熊手などで掻き起こし、土壌を露出させること。	P25
かんけいしゅうざい 架線集材	主に空中に張ったワイヤーロープに取り付けた搬器を、集材機械によって移動させて集材する方法。急傾斜地でも搬出が可能であり、林地を荒らすことが少ないなどの長所がある。	P36, 40, 42
かそうぼく 下層木	樹冠が2段以上の層状構造をなしている森林で、上層の木に対して下層の木。	P24
かんけいしゃち 緩傾斜地	計画書では、全国森林計画の路網整備の水準から、傾斜15度未満としている。 なお、高性能林業機械化促進基本方針では、傾斜20度未満とされている。	P34, 38
かつちやく 活着	植栽した苗・移植をした挿し木・接ぎ木をした植物が、根付くこと。	P24

(五十音順)

項 目	解 説	主 な 掲 載 個 所
かんばつ 間伐	森林の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業。一般に、除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に行われる。	P4, 6～9, 12, 16～18, 20, 22, 27～29, 33, 35, 39, 45, 49, 51, 53, 54, 59, 66, 67
かんぷうがひ 寒風害	土壌の凍結により給水困難な状態となり、また寒風のため枝葉から水分が失われて、脱水による乾燥枯死をもたらす被害。	P20
きかん ろもう 基幹路網	林道及び林業専用道を示す。	P3, 34, 35
きょうどじゅしゅ 郷土樹種	それぞれの地方や立地環境によく適応し、自然状態で分布している樹種、及び歴史的に長期間にわたり植栽されてきた樹種。	P23, 32
きり ど 切土	地盤より上方にある土砂等をかき落とし、または切り崩す作業により切り取った土砂及びその行為。	P36, 42, 43
きゅうけいしやち 急傾斜地	計画書では、全国森林計画の路網整備の水準から、傾斜30度以上としている。 なお、高性能林業機械化促進基本方針では、傾斜20度以上とされている。	P31, 34, 35, 38, 65, 66, 68
きんばつ 禁伐	樹木の伐採を禁止すること。	P68
ぐんじょうたくばつさぎょう 群状択伐作業	単木択伐の非効率性を補うとともに、皆伐による裸地化の弊害を避けるため、森林内の一部をパッチ状に小区画伐採し、その跡地は植栽若しくはぼう芽又は天然下種による更新を期待して行われる施業体系（作業種）の1つ。	P21
げんせいてき 原生的	人の手がほとんど又は全く加わっておらず、自然のあるがままの状態。	P15, 18
こうえきてききのう 公益的機能	一般的に、森林の有する多面的機能のうち、木材等の生産機能を除いた機能をさす。	P4, 6～10, 22～25, 30, 32, 33
こうせいのうりんぎょうきかい 高性能林業機械	一機種で、伐倒・枝払い・造材・集材のうち、二工程以上の多工程処理を行う車両系又は架線系の林業機械。実際の生産性や経済性は、地形、伐採方法、路網密度などの作業条件によって大きく左右される。	P7, 29, 38, 39
ごうはん 合板	丸太の円周方向に薄板を切り出し、繊維方向を直交させ奇数枚数を接着剤で貼り合わせた板。	P26, 39
ごうほうせいかくにんもくざい 合法性確認木材	原木の生産される国又は地域における法令に適合して伐採されたことが確認された木材。	P39

(五十音順)

項 目	解 説	主 な 掲 載 個 所
こうようじゅ 広葉樹	樹木を葉の形で分類した名称で、ケヤキ、ブナ、ナラ、ツバキなど扁平な葉をもった樹木をいう。 針葉樹に対する語。	P3, 6, 9, 11, 17, 21～23, 26, 32, 35, 48, 49, 53
こ だん 小段	大きな法面の中段に設ける巾0.5～1 mの踏み段。法面の安定を高め、法面を流下する水の流速を減じて浸食を防ぐ効果がある。	P43
こんこうりん 混交林	性質の異なった2種類以上の樹種（針葉樹と広葉樹など）が混じって生育する森林。単純林の対語。	P6, 9, 24, 35, 49
コンテナ ^{なえ} 苗	容器の内側にリブ（縦筋状の突起）や細長いスリット（縦長の隙間）を設けるなどにより、水平方向の根巻きを防止するとともに、底面を開けることで垂直方向に空気根切りができる容器によって育成した、根鉢付きの苗木。根が培地に張り巡らされ、根鉢が容易に崩れない状態が保たれ、根が垂直方向に発達して根巻きしないのが特徴。	P24
ざいせき 材積	立木または造材された丸太、さらに製材された木材の体積をいう。立木では枝条を含むときと樹幹だけの場合がある。単位は立方メートル、石がある。	P4, 9, 21, 24, 27, 53, 66, 67
さとやま 里山	集落や農地の周辺にあって、薪炭材や肥料となる落葉など、生活に密着した資材を継続的に供給してきた森林。	P17
じごしら 地拵え	植栽や天然更新の準備のため、雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。	P24
しちようそんしんりんせいびけいかく 市町村森林整備計画	森林法第10条の5に基づき、市町村が計画的かつ長期的視点にたって、適切に林業経営、森林施業を推進するためにたてる造林から伐採までの森林施業に関する総合的な計画。	P8, 20, 22～24, 26～28, 30, 35, 50
しゅうせいざい 集成材	挽き板又は小角材を、その繊維方向を平行にして、厚さ、幅、長さ方向に接着して集成した材料。節、目切れなどの欠点を除去・分散させることで、製材よりも強度の変動が小さい。	P26, 39
じゅかしよくさい 樹下植栽	複層林などを造成するために、林間に樹木を植栽すること。	P51
じゅかん 樹冠	樹木の葉と枝の集まり（枝と葉の層）をいう。	P7, 19, 24, 25, 27, 52, 66～68
じゅこうぼう 受光伐	複層林などを造成するために、下層木が成長できるように陽光を調整するために行う伐採。	P51
しゅばつ 主伐	利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり、伐採後、次の世代の樹木の育成、すなわち更新を伴う伐採である。	P4, 9, 18, 20, 21, 26, 32, 33, 35, 53, 67
じょうそうぼく 上層木	樹冠が2段以上の層状をなしている森林で、下層の木に対して上層の木。	P27

(五十音順)

項 目	解 説	主 な 掲 載 個 所
しよくせい 植生	ある区域に集まって生育している植物の全体をいう。自然植生、現存植生などを使う。	P7, 14, 16, 20, 24, 25, 28, 32, 34, 44, 48
じよばつ 除伐	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回行われる。	P28, 51
じんこうぞうりん 人工造林	苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等の人為的な方法により森林を造成すること。	P4, 9, 21, 23, 24, 53, 54
しんようじゅ 針葉樹	樹木を葉の形で分類した名称で、スギ、ヒノキ、マツ類、モミなど細くとがった葉をもった樹木をいう。広葉樹に対する語。	P3, 9, 22, 25, 26, 53
しんりん 森林	森林法第2条で、「1 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹」「2 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地」但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く、と定められている。	P1～4, 6～52, 57～69
しんりんけいえいかんりせいど 森林経営管理制度	「森林経営管理法」に基づき、経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつないでいくシステム。平成31年4月1日から開始。	P12, 37
しんりんけいえいけいかく 森林経営計画	森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、単独又は共同により森林の経営を行う一体的な森林について、計画的な施業及び保護のために自発的にたてる5年間の計画。	P7, 34, 35, 37, 69
しんりんさぎょうどう 森林作業道	除間伐等の森林整備や木材の集材・搬出のために、主として森林施業用の林業機械の走行を想定する簡易な構造の作業道のこと。	P7, 34～36, 38
しんりん(の)せぎょう 森林(の)施業	目的とする森林を造成、維持するための造林、保育、間伐、伐採等の一連の森林に対する行為。	P7～9, 16, 18, 20, 30, 32～35, 37, 38, 50, 51, 60, 69
しんりん(の)きのうくぶん (森林の)機能区分	森林を、その森林の地形、地質、土壌その他の立地条件、林況等に関する評価因子をもとに、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能の7つの機能に区分したもの。	P30, 47
しんりん ゆう ためんてききの 森林の有する多面的機能	森林の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能。	P16, 19～21, 26, 30

(五十音順)

項 目	解 説	主 な 掲 載 個 所
しんりんほけんしせつ 森林保健施設	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号の規定により森林の有する保健機能を高度に発揮させるため公衆の利用に供する施設。休養施設、教養文化施設、スポーツ又はレクリエーション施設、宿泊施設等がある。	P50～52
しんりん りんぎょうきほんけいかく 森林・林業基本計画	森林・林業基本法の基本理念の実現に向けて、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同法に基づき策定した計画。森林及び林業施策の基本方針、森林のもつ多面的機能の発揮並びに木材の供給及び利用に関する目標、政府が講ずべき施策を明記。	P6
スイングヤーダ	主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、アームをタワーとして使用する。	P38
すじごしら 筋地拵え	植栽する列だけ刈り払い、残りはそのまま放置するとともに、植付けの際に障害となるものを取り除く作業。刈り払ったものなどは残った列の上、あるいは列に沿わせて置く。	P24
すてど 捨土	切土を現場内利用した余りの土砂。	P36, 43
せいげんりん 制限林	保安林及び森林法施行規則第7条の2で定められている立木の伐採に制限がある森林をいう。 保安林、砂防指定地、鳥獣保護法の特別保護地区、自然公園法の特別地域内の森林等がある。	P40, 41, 61, 66
せいさがき 静砂垣	砂の移動防止と植栽木への防風を目的として、植栽地全面に設ける垣をいう。使用材料により、竹ス、ヨシズ、粗朶などがある。	P43
せいたいけい 生態系	ある地域の生物の群集とそれらに関する無機的環境をひとまとめにし、物質循環、エネルギー流などに注目して機能系としてとらえたもの。	P15, 18, 30～33, 46
せいぶつたようせい 生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生物多様性条約においては、「生物の多様性」とは、全ての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含むとしている。	P6, 15, 16, 18, 21
ぜんこくしんりんけいかく 全国森林計画	森林法第4条の規定に基づき「森林・林業基本計画」に即して、農林水産大臣が閣議決定を経て、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項等について、5年ごとにたてる15年間の計画。	P6, 8, 9
ぜんめんじごしらえ 全面地拵え	植付け予定地の雑草木やササ及び散乱している幹や枝など、植付けの際に障害となるものを植栽予定地の全面にわたって取り除く作業。	P24

(五十音順)

項 目	解 説	主 な 掲 載 個 所
ぞうりん 造林	林地に森林を仕立てること。造林の方法には人工造林と天然更新がある。	P4, 6, 8, 9, 13, 18, 20, 21, 23, 24, 26, 45, 46, 51, 53, 54, 69
そふしよく 粗腐植	落葉や落ちた枝が一部分解した表面層で、一般的にきのこや菌類で満たされている。	P25
たくぼつ 択伐	主伐の一種で、森林内の成熟木を数年～十数年ごとに計画的に伐採（抜き切り）すること。伐採により森林の状態が大きく変化せず、持続的な森林経営ができる。	P7, 9, 20～22, 24, 32, 40, 59, 66～68
タワーヤード	簡便に架線集材できる、元柱になる鉄柱と集材装置を装備した移動式の集材機。	P35, 38
たんそうりん 単層林	単一の林冠層で構成されている森林の総称。	P7, 18, 19, 23, 34, 51
たん・ちゅうぼうつきぎょう 短・中伐期作業	薪炭用材、しいたけ原木等の生産を目的になら類を対象として、短期間（25年～35年）で一斉にある程度まとまった面積を伐採し、ぼう芽による更新を期待して行われる施業体系（作業種）、又は中径材の生産を目的にすぎ、あかまつ、からまつなどを対象として、おおむね標準伐期齢前後で一斉にまとまった面積を伐採し、その跡地を人工植栽する施業体系（作業種）。	P21
たんぼくたくぼつ 単木択伐	立木の伐採が、森林及びその周辺における自然環境に大きな変化を招くおそれが少ない程度の択伐。	P21, 68
たんぼくたくぼつぎょう 単木択伐作業	択伐作業の1種で、更新のために伐区から一定量を単木的に均等に抜き切りする方法。	P21
ちいきしんりんけいかく 地域森林計画	森林法第5条第1項の規定に基づき知事が全国森林計画に即して、森林計画区内の民有林を対象に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、市町村森林整備計画における森林施業の指針となるもの。	P13
ちくせき 蓄積	森林の現存量、材積をいう。単位はm ³ （立方メートル）	P2, 3, 19, 68
ちさんしせつ 治山施設	保安林の指定の目的を達成するために必要として実施された保安施設事業（森林法）及び地すべりを防止するために地すべり防止工事（地すべり等防止法）により設置された施設。	P14, 16, 45
ちしつ 地質	地殻を構成する物質。その種類、性質または状態をさすことが多い。大部分は岩石であるが、地層、堆積物、風化生成物ないし土壌も含まれる。	P1, 16, 20, 32, 34, 35, 43
ちようぼうつきせぎょう 長伐期施業（作業）	主に用材林の生産を目的に長伐期（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢以上）で、一斉にある程度まとまった面積を伐採し、その跡地は、植栽又はぼう芽による更新を期待して行われる施業体系（作業種）の1つ。	P6, 21, 32

(五十音順)

項 目	解 説	主 な 掲 載 個 所
つぽごしらえ 坪地拵え	苗木を植え付ける所の周辺だけ円形あるいは方形に刈り払い、植付けの際の障害となるものを取り除く作業。	P24
てきちてきばく 適地適木	森林を仕立てる際、土壌、気象、地形、地質などその土地の立地に合った樹種を検討し、判断すること。	P23, 26
てんねんかしゅこうしん 天然下種更新	林地内に残した木（母樹）またはその側方の木より自然に落ちた種から発芽した稚樹を後継樹として森林を仕立てる方法。	P20, 25, 26
てんねんこうしん 天然更新	人のかかわりは補助手段として、主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させることをいう。 種子が自然に落下し、発芽して成長する場合（天然下種更新）と、木の根株から発芽（ぼう芽）して成長する場合などがある。	P4, 9, 24～26, 53, 54
てんねんりん 天然林	天然の状態であって、造林・保育についてはほとんど人の手が加わっていない森林。	P20, 35
とくていかんばつとうおよ とくていぼ 特定間伐等及び特定母 樹の増殖の実施の促進 に関する基本方針	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第1項の規定により、令和3年度から令和12年度までを対象期間として実施される間伐等の実施の促進に関し、岩手県が定めた基本的な方針。	P4
とくていなえぎ 特定苗木	特定母樹から採取された種穂から育成された苗木。 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき、成長に優れ雄花着生性が低いなどの基準を満たすものが特定母樹に指定されている。	P23
どじょう 土壌	地殻表面などの母岩が風化・崩壊したものに腐植などが加わり、気候や生物などの作用を受けて生成したもの。水分の動態、有機物の分解合成の過程の相違によって特有の発達を示す。	P1, 7, 14～16, 24, 30, 32, 35, 40, 67
のりめん 法面	勾配のある面。斜面。森林土木における切土、盛土の傾斜面。	P36, 43, 44
ぼつき 伐期	林木の伐採・収穫の時期。	P4, 20, 32
ぼく 伐区	もともと伐採（主伐）が行われる区域をさすが、造林から育林、伐採までの作業が一貫して同一に行われる区域にも用いられる。	P20, 21, 32, 68
ぼっさいしゅ 伐採種	主伐における伐採方法をいう。皆伐、択伐等に分けられる。	P67, 68
ハーベスタ	伐倒、枝払い、玉切り、集積の一連の多工程の処理を連続して行う自走式の高性能林業機械。	P38

(五十音順)

項 目	解 説	主 な 掲 載 個 所
ひょうじゅんばつきれい 標準伐期齢	主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢等を勘案し、地域森林計画で示した指針をもとに、森林計画制度上の誘導指標として市町村森林整備計画で定めた年齢。 保安林の指定施業要件の基準に用いられている。	P22, 32, 48, 52, 67, 68
りゅうりょう 流量	単位時間当たりに流出する水の量。	P44
フォワーダ	林地内の丸太を林道端等まで積載・集材する車両機械。	P35, 38
ふくそうりん 複層林	林冠構成が複数状態をしている森林の総称。二層のものを二段林、三層のものを三段林という。	P7, 16, 19, 24, 32, 35, 51
ふくそうりんせぎょう 複層林施業	森林を構成する林木の一部を伐採し、苗木の植栽等を行うことにより、複数の林冠を構成する森林を造成する施業。	P32
プロセッサ	全木（枝付き）の枝払い、玉切り、集積の一連の工程を行う高性能林業機械。	P38
へいきんせいちょうりょう 平均成長量	その年までに成長した量を総成長量というが、これを年数で割ったもの。	P22, 31
ほあんしせつじぎょう 保安施設事業	森林法第41条の規定に基づき、保安施設地区内において、その保安林の目的を達成するために実施される森林の造成事業、又は森林の造成若しくは維持に必要な事業。	P6
ほあん しせつ ちく 保安施設地区	農林水産大臣又は知事が保安施設事業を行う必要があるとして、農林水産大臣が森林法第41条の規定により指定した森林。この地区は、事業完了後一定期間経過後は保安林と見なされる。	P13, 31～33, 45, 59, 67
ほあんりん 保安林	水源のかん養、土砂の流出等の防備、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存等のため、森林法第25条に基づいて農林水産大臣又は知事が指定した森林。森林の施業に一定の制限が課せられる。	P4, 6, 10, 13, 16, 17, 31～33, 40, 41, 45, 47, 57, 61～63, 66, 67
ほいく 保育	植栽を終了してから伐採するまでの間に、樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称。	P6, 7, 12, 16～18, 27, 28, 33, 45, 51
ぼう芽 ^が	立木を伐採した後に切り株から発生する芽をぼう芽という。	P20, 25, 26
ぼう芽更新 ^{が こうしん}	立木を伐採した後に切り株から発生したぼう芽を成長させて林を更新する方法。 コナラ、クヌギなど、ぼう芽力の強い広葉樹に対して行われる。ぼう芽更新は、薪炭林などで行われる。	P20, 25, 26

(五十音順)

項 目	解 説	主 な 掲 載 個 所
ほけんきのうしんりん 保健機能森林	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2の規定に基づき、地域森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認める場合に、森林の保健機能の増進を図るべき森林として、市町村森林整備計画でその区域が特定されている森林。	P50～52
ほごじゆたい 保護樹帯	造林をする際に前生樹の一部を帯状に残して風をさえぎり、または主風の方角に対して樹木を帯状に造成することによって気象害などの被害の軽減を目的に残された又は造成された樹木の集団をいう。	P20
ぼじゆ 母樹	優良な形質をもった種子や穂木、茎や根を採取する樹をいう。母樹の集団を母樹林という。	P4, 20, 24, 26
みつどかんりず 密度管理図	林木の成長に関する密度効果の法則等を応用し、生育段階に応じた密度と材積等の関係を一つの図にまとめて表したもの。 この図から立木密度と上層木の樹高によって幹材積、平均直径、収量比数を知ることができ、密度管理方式に応じて収量を予測できる。	P27
みどり かいろう 緑の回廊	原生的な天然林や貴重な野生動植物の生息・生育地を保全管理するため国が国有林に設定したもので、平成17年度までにその途切れた部分をつなぐための民有林緑の回廊が設定された。	P30
もうきんるい 猛禽類	飛翔力が強く、曲がった鋭いくちばしをもち、他の鳥類や哺乳類・爬虫類などを捕食する大型の鳥の総称。	P29
もくしつ 木質バイオマス	「岩手県木質バイオマス資源活用計画」では、県内の森林から出る用材、間伐材、林地残材、あるいは輸入木材などを木質バイオマスと捉えている。	P39
もりど 盛土	土をもって高くすることをいい、建築物の敷地、道路、堤防等を築造する際使用される土砂及びその行為。	P36, 43
ゆうようこうようじゆ 有用広葉樹	一般に、住宅部材、家具用材等として利用される材が採れる樹種を指している。家具建築用材などに利用されるブナ、カンバ類、ナラ類、ケヤキ、キリ、ハリギリなどがある。	P21, 23
ようへき 擁壁	崖や盛土の側面が崩れ落ちるのを防ぐために築く壁。	P43
りんぎょうせんようどう 林業専用道	森林作業道と組み合わせて、間伐作業を始めとする森林施業の用に供する道をいい、普通自動車や大型ホイールタイプフォワーダなど車両の走行を想定した構造となっている。	P7, 34, 35, 38
りんぎょうけいえいたい 林業経営体	林家や林業会社など所有権または所有権以外の権限に基づいて育林または伐採を行うことができる山林を保有している世帯、法人、団体をさす。	P7, 12, 37～39

(五十音順)

項 目	解 説	主 な 掲 載 個 所
りんぎようふきゆうしどういん 林業普及指導員	森林所有者等に対して、森林・林業に関する技術及び知識の普及や森林施業に関する指導を行い、また、試験研究機関との連携により専門の事項の調査研究を行う、一定の資格を持つ都道府県の職員。	P23, 24
りんぎようろうどうりよくかくほしえん 林業労働力確保支援センター	林業労働力の確保の促進に関する法律第11条に基づき林業労働力の確保等を目的として設立された公益法人を、知事が林業労働力確保支援センターとして指定するもので、本県では、(公財)岩手県林業労働対策基金を平成8年に支援センターとして指定している。	P37
りんどう 林道	木材等の林産物を搬出したり、林業経営に必要な資材を運搬するため森林内に開設された道路の総称。行政では、林道規程に適合し、林道台帳に登録されているものをさす。	P3, 4, 7～9, 15, 16, 34, 35, 38, 55, 56
りんばん 林班	森林の位置と施業の便を考え設定した森林区画の単位。 原則として字界、沢筋・尾根筋・河川などの自然地形又は地物をもって、面積がおおむね50ha程度となるように設定しているもの。	P35, 36, 41, 42, 61～65
りんれい 林齢	森林の年齢。森林が成立（更新又は植栽）した年を1年とし、それから経過した森林の年数をさす。	P22, 27, 28, 68
れつじょうかんぼつ 列状間伐	選木基準を定めずに単純に列状に間伐する方法。高性能林業機械の導入による作業効率の向上、選木作業の省力化等による間伐経費の削減に有効な間伐方法。	P29